

## 平成20年12月9日（火曜日）

### ○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### ○欠席議員（1名）

14番	岩井 礼二	議員
-----	-------	----

### ○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第1号）

平成20年12月9日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・議案第65号～議案第76号

提案理由説明

午前10時00分 開会

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しております。ただいまから、平成20年第5回中能登町議会定例会を開会いたします。諸般の報告をいたします。

去る9月定例会で可決されました道路整備の促進に関する意見書及び原油・資材・穀物の高騰から経営と暮らしを守る意見書は、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承を願います。

加えて、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中治夫議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番 西村秀博議員、16番坂井幸雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中治夫議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（田中治夫議員） 日程第3 議案の一括上程

議案第65号 中能登町民憲章の制定について

議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算

議案第67号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第68号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第69号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第70号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第71号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第72号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第73号 平成20年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第74号 中能登町土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議案第75号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について

議案第76号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について

以上、議案12件を一括議題といたします。町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成20年第5回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたしました議案の審議をお願いするにあたり、所信の一端を申し上げます。

たいと思います。

中能登町も、年が明ければ、いよいよ新町が発足して5周年の節目の年を迎えます。

私は、平成17年12月議会定例会において申し上げますとおり、町長就任時より「環境」「産業」「福祉」「教育」「情報」「行革」の6つの基本視点を掲げて、これまで行財政運営を行ってまいりました。

この基本視点で、これまでの行政を振り返りますと、まず、「環境」では、中能登町地球温暖化防止実行計画の策定や、中能登町温暖化防止推進協議会を組織して、地域ぐるみで地球温暖化防止と低炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

次に、「産業」では、大型農業基盤の整備やカラー野菜の振興を行うとともに、能登テキスタイル・ラボに織物用インクジェットプリンターを導入するなど、新たな地域資源の開発に取り組んでいます。

次に、「福祉」では、子育てがしやすい環境の整備を図るとともに、生活弱者の視点で、冬季あったか福祉助成事業の実施や、音声告知端末による、ほっと安心サービスの提供を行いました。

次に、「教育」では、統合中学校の検討とともに、学校の耐震化に順次取り組んでいます。

次に、「情報」では、高度情報社会に対応するためのケーブルテレビ局の開局と、光ケーブルを利用した様々なサービスの提供を行うことができました。

最後に、「行革」では、合併後は一般行政職員の採用を行わず、自然減による職員の削減を図りながら、役場事務機構の見直しも併せて行い、課の再編と出先機関の統合を図ってまいりました。

こうした歩みの中で、昨今の経済動向を見ると、世界の金融資本市場は100年に一度と言われる経済の混乱と雇用不安により景気が激変してきており、その影響が中能登町の町民の皆様方の暮らしにも大きく影響をしてき

ております。

そうした状況を受けて、国は生活対策として「生活者の暮らしの安心」「金融・経済の安定強化」「地方の底力の発揮」の3つを重点分野に掲げ、「生活者」を一番におき、生活安心の確保に全力をあげることが示されました。

中能登町においても、町民の皆様方の暮らしの安心を確保するため、今議会では、冬季あったか福祉助成事業や学校の耐震補強工事の実施等を提案するものであります。

そして、こうした不安定な時代を町民の皆様方と行政が手をたずさえ、将来を見据え、人間性豊かな活力あるまちづくりを目指すために、町民憲章の制定を提案するものであります。

町民憲章は、町民の皆様方の心よりどころとなる規範として、町民の皆様と心を合わせ、守り育てていきたいと思っております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次説明いたします。

最初に、議案第65号 中能登町民憲章の制定についてであります。

今年1月より町民憲章の策定を「町民憲章策定委員会」をお願いしてまいりましたが、先月答申をいただきましたので、今議会に上程させていただくものであります。

町民憲章は、中能登町民の「心の道しるべ」「共通の生活信条」とも言うべきものであり、議会の承認をいただき、広く普及に努め、町民の皆様方の更なる融和と町勢の発展を図りたいと思っております。

次に、議案第66号から議案第73号までの平成20年度補正予算に関する議案についてご説明いたします。

まず、議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,798万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,122万4,000円とするものであ

り、第2表地方債補正につきましては、事業費の増減により必要限度額を計上するものであります。

次に、歳入の主なものは、地方道路整備臨時交付金2,195万円、学校施設の耐震補強工事国庫補助金として1億449万8,000円、国の緊急総合対策交付金として地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,014万5,000円を増額したほか、中学校寄附金として西馬場の鏡屋博様、ふるさと応援寄附金として大阪府吹田市の高島勝彦様、大阪市鶴見区かわしまの辻口豊一様、藤井の古永外志美様、今羽坂の川下勇様、大阪府堺市の荒木真市様、羽坂の打越英雄様、金丸の山口芳雄様、高畠の亀井義昭様より、それぞれご寄附いただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

次に、歳出の主なものは、冬季あったか福祉助成事業として275万円、中能登町企業誘致条例に伴う補助金として760万円、地方道路整備臨時交付金事業の町道R-4号線用地測量費として1,020万円、御祖小学校特別教室棟及び鹿島中学校体育館の耐震補強工事に1億6,810万円を計上いたしました。

次に、議案第67号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、平成19年度分の医療費交付金の精算により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,519万8,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、事務費の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,918万2,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、後期高齢者支援金の負担金等の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642

万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億874万8,000円とするものであります。

次に、議案第70号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、燃料代の高騰による汚泥処理委託料の増額並びに、施設修繕費の増額により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ641万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,382万6,000円とするものであります。

次に、議案第71号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳出予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第72号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳出予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第73号 平成20年度中能登町水道事業会計補正予算は、収益的支出では、配水・給水管及び施設等修繕費の増額等により、100万円を増額し、支出総額を3億3,668万3,000円とするものであります。

また、資本的収入では、中能登町分譲宅地造成事業他会計工事分担金897万7,000円を増額し、収入総額を3億8,503万9,000円とし、資本的支出では、土地購入費等により、39万4,000円を増額し、支出総額を4億6,535万円とするものであります。

次に、議案第74号 中能登町土地開発公社定款の一部を改正する定款についてであります。

今回の改正は、民法等の改正に伴い中能登町土地開発公社定款が準用する法人に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更についてであります。

この議案につきましては、県営ほ場整備事

業担い手育成型鳥屋北部地区（新庄工区）の施工に伴い、従来の区画に変更が生じ、字及び小字の区画並びに小字の名称を変更する必要が生じたためであります。

最後に、議案第76号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更についてであります。

この議案も、先の議案と同じく県営ほ場整備事業担い手育成型鳥屋北部地区川田工区の施工に伴い、従来の区画形状に変更が生じ、字及び小字の区域並びに小字の名称を変更する必要が生じたためであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

また、先ほどご寄附をいただいた名前の中に誤りがありましたので訂正させていただきます。今羽坂の川下<sup>かわした</sup>勇様、間違えまして申し訳ございませんでした。どうもいろいろとありがとうございました。

○議長（田中治夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

#### ◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日10日、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時21分 散会



## 平成20年12月10日（水曜日）

### ○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

### ○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第2号）

平成20年12月10日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

・ 議案第65号～議案第76号

日程第2 常任委員会付託

・ 議案第65号～議案第76号

日程第3 休会決定の件



午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案質疑

○議長（田中治夫議員） 日程第1 議案質疑

これより議案第65号から議案第76号までについて、一括して議案の質疑を行います。

事前に通告を受けておりますので、議長において指名をいたします。

質疑の順序は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより質疑を行います。

まず、議案第65号 中能登町民憲章の制定について、質疑を許します。

17番 小坂博康議員

[17番（小坂博康議員）登壇]

○17番（小坂博康議員） おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

議案第65号、1ページ目です。

「中能登町民憲章」を策定するにあたり、9月の広報で周知し、意見を募集したときは、「産業の振興により」であったが、議案では「産業の振興に努め」となっているが、どのような意義で変更になったのか説明を願います。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

[永源勝企画課長登壇]

○永源勝企画課長 小坂議員の質疑にお答えいたします。

6月に開かれた策定委員会で了解をいただいた原案につきまして、7月の全員協議会でご説明をさせていただき、9月の広報に掲載

をし、広く町民の方々から意見を求めました。

その結果、6名の方から14カ所についての提言を受けました。

その中に、本文の3項目めの「産業の振興により」の「より」に違和感があるとの意見があり、町民憲章策定小委員会及び策定委員会で協議を重ね、「産業の振興に努め」の方が目的が明確だとの意見が多数を占め、最終的には今回提案した「勤労に励み、産業の振興に努め、活力あるまちをつくります」というふうになりました。

ちなみに、前回提案と変わった点は、もう1カ所ありまして、表題で当初「中能登町町民憲章」となっていましたが、「町」を一文削り、「中能登町民憲章」としたものであります。

○議長（田中治夫議員） 次に、議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算、歳入について、質疑を許します。

17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 議案第66号 一般会計の歳入13款の国庫支出金、国庫補助金について、お聞きしたいと思います。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金についてお伺いいたします。具体的にどのような交付金なのか説明をお願いしたいと思いますし、名称の中に「緊急」とありますが、すぐに反映できるようなものなのか。また、町及び町民にはどのような恩恵があるのかを含めて説明を願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

[服部顕了参事兼総務課長登壇]

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。

この地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金でございますが、議員もご承知のように、原油価格が非常に高騰いたしました。それによりまして、食料価格、あるいは燃料価格等々によりまして、私たちの生活に大きく影響が

出てきておりましたし、現在も出てきておるところでございます。そういう観点から、国の方では、まずは生活者の不安解消、もう1点は、持続可能社会への変革の加速、それから、新価格体系への移行と成長力強化という観点で、この交付金が創設されて交付されたのでございます。

生活者の不安解消というところになりますと、具体的には、当町では、「子育て教育支援対策」ということになるかと思えます。ここでは、保育サービスの充実等々が挙げられてくるわけでございます。

それから、持続可能社会への変革促進というところになりますと、一つは低炭素社会の実現ということになります。これにつきましては、地球温暖化防止計画の策定、あるいはその実践というところで、町の方で取り組んでいるところがございます。

それから、もう一つは、「住まい、防災、刷新対策」というものでございます。これにつきましては、町を担う児童の成長、あるいは教育環境を安全なものにするということで、今議会で補正をお願いしております小・中学校の耐震化、それも一つの対象でございます。

それからもう一つは、「強い農林水産業創出対策」ということで、当町で言えば、カラー野菜の産地化等々がその一つに挙げられるかなと思えます。

また、新価格体系の移行、あるいは成長力の強化というところにつきましては、原油価格の高騰によりまして、特に当町の産業にも当てはまるんですが、燃料高騰部分を製品の価格に添加できないというところで、資金繰りの対策等々が政府の方でまとめられ、この3点をもって、まずこの交付金制度が創設されました。

当町では、この交付金を小・中学校の耐震化ということに充てさせていただくということで、今議会、提出をさせてもらっております。

また、冬季あったか助成もその一つになりますが、これにつきましては、町単独でやらせていただくということでございます。それが交付金の趣旨でございます。

また、緊急というところでございますが、これは直接的に私たち住民生活の中に反映できるものにすべきところかと思えます。それは、町単独でやっております冬季あったか助成ということで、ご理解いただきまして、長期にわたっての子供の安全ということで、小・中学校の耐震化に充当をさせていただくものでございます。

それから、町及び町民にどのような恩恵があるかということでございます。これは中・長期と申しますか、短期・長期というところでの判断になるかと思えます。冬季あったか助成は直接私たちの生活、低所得者家庭における直接的な支援策でありますし、耐震化につきましては、将来、2、3年、子供の安全を守るという観点で、恩恵と申しますか、狙うところの目的が発揮されるものであります。ご理解のほど、よろしく願います。  
○議長（田中治夫議員） 続いて、議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算、歳出の総務費について、質疑を許します。

4番 宮下為幸議員

[4番（宮下為幸議員）登壇]

○4番（宮下為幸議員） 議案第66号 一般会計歳出、総務費、委託統計調査費、工業統計調査費について聞きたいと思います。

これは、減額になっておりますが、減額になっている上で、9名から17名の調査員を増やしているのはなぜか。それと、提案理由にも町長が申されましたが、世界の金融市場は100年に一度と言われる経済の混乱を招いて、雇用不安も招いて、景気が激変していると言われました。そういう中で、景気低迷のおり、この町の経済動向を見る上で、この機会に、独自と申しますか、せっかく統計調査するのですから、中能登町のデータを把握していく

必要があるのではないかとということでお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

○永源勝企画課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正の工業統計調査費で17万9,000円の増額をお願いしております。これにつきましては、県の委託金が当初30万円から52万円に交付決定されたことに伴い、一般財源につきましては、4万1,000円の減額となっております。

この増額になった理由ですが、通常の年の調査対象は、従業員数が4名以上の事業所が対象となっておりますが、今年度は、全事業所が対象ということで県の方から連絡があり、約250事業所が調査対象となる関係で、調査員数を9名から17名に増やさせていただくものでございます。

ちなみに、調査日は12月31日現在ということで、今月下旬に各事業所へ調査票をお配りする予定です。

また、調査票は町で整理し、県へ提出します。県では、事業所数、従業員数、製造出荷額など、市町村別に集計し、その結果を県内の工業活動の実態としてまとめ、県の産業行政の基礎資料としております。

また、その資料は、冊子として各市町へ配布されております。町としては、その資料を町の計画の基礎資料としての活用、また、データ等は商工会の方へも提供しております。

○議長（田中治夫議員） 4番 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 工業調査の県のデータは、もちろん事業所に来るわけなのですが、私の家にも来ますけれど、漠然として分からないんですよ。要するにせつかく調べるんですから、中能登町のデータだけでも、調査員が、17名の方が持ち帰られたら、それを中能登町の資料としてのデータを出されないのかということです。そこを聞きたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

○永源勝企画課長 県の方から、このように石川県の工業ということで冊子になってきております。各市町の事業所数、また従業員数等細かく分かれた資料がきております。宮下議員のところへ届いている資料というのはどういふものかちょっと分かりませんが、町の方へは、事業所数、従業員数、出荷額等の分けた資料が届いておりますので、こういうものを活用していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の民生費について、質疑を許します。

14番 岩井礼二議員

[14番（岩井礼二議員）登壇]

○14番（岩井礼二議員） 15ページの3款民生費でございます。

説明欄では、委託料、老人福祉センターゆうゆう指定管理委託料として、637万4,000円となっておりますけれども、事前に説明を聞いたときには、これは温水ヒーターの取替え工事であると。概算で500万円程の経費が必要という説明がありました。500万円という工事費であるとすれば、委託料ではなくて637万円のうちの500万円ですので、工事費となるのが適当ではないかなという思いがいたします。そのことについて説明を願ひたい。

もう一つ、これが16年前に設置された温水ヒーターと聞きました。16年前だと油関係ではなかろうかと思ひます。そういったものは機種にもよりますが、10年か15年で寿命がくると思ひますので、取替えは仕方ないのかなと思ひますけれども、その時に、熱源の検討、今はCO<sup>2</sup>削減という時代でございます。また、油であれば単価もなかなか安定していないという気がいたします。そこで、電気の熱源という検討をされたのか、その辺の説明をお願ひいたします。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

[坂井信男福祉課長登壇]

○坂井信男福祉課長 岩井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の老人福祉センター「ゆうゆう」の指定管理委託料の歳出科目は、不適當ではないのかとのご質問でございますが、老人福祉センター「ゆうゆう」につきましては、本年度指定管理者制度を導入いたしております。本年7月1日より、中能登町社会福祉協議会を管理者に指定し、管理をお願いしております。この指定管理を行うにあたりまして、町と社会福祉協議会との間で施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めました協定を締結しております。この協定の第11条第3項におきまして、「施設の修繕につきましては、町が費用を負担し、社会福祉協議会が修繕を実施するものとする」と明記をされているところでございます。

今回、委託料を増額し、社会福祉協議会に工事を実施していただくものでございます。これをうけました社会福祉協議会では収入といたしまして、町委託金収入として会計処理をされまして、支出の方で、修繕費で対応させていただくものであります。

続きまして、2点目の温水ヒーターの熱源は何か、灯油だとすれば電気の検討をしたのかとのご質問でございます。

今回、更新を予定しております温水ヒーターの熱源は、従前の設備と同様の灯油を熱源とする温水ヒーターを考えております。

ご質問の電気の検討につきましては、近年発売された業務用エコキュートとの比較検討を行いました。結果につきましては、エコキュートは年間CO<sup>2</sup>排出量が温水ヒーターと比較しまして半減されることとなっております。環境にやさしく、また地球温暖化対策の推進にも大変効果のある設備であり、更に電気料金も灯油と比較しまして、4分の1になることから、コストの削減も図られる設備でございます。しかしながら、エコキュートは、初期経費に多額の工事費を要し、また、耐用年

数はエコキュートの命であるヒートポンプがエアコンの室外機と同じ構造であることから、一般的に10年とも予測をされております。

これに対しまして、温水ヒーターの耐用年数は15年であることから、エコキュートは温水ヒーターと比較し、設備の更新が早くなる可能性があるとともに、「ゆうゆう」で使用している水道水は、硬度が高いことから熱交換器や関連部品の寿命が短くなるおそれがあります。

また、硬度の高い水道水を使用したことにより、不具合が発生した場合は補償が受けられないことがあることから、今後、取替え、修繕等に多額の費用を要することが考えられます。このことから、将来の設備の更新、修繕のコスト、また、「ゆうゆう」の現状を踏まえれば、早急に設備の更新を実施しなければならない状況でありますので、改造工事の必要がなく、また工期が短い温水ヒーターの取替えにより対応したいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の民生費について、質疑を許します。

8番 藤本一義議員

[8番（藤本一義議員）登壇]

○8番（藤本一義議員） ただいま、岩井議員の聞かれたような内容ですが、ちょっと取り方が1点だけ違いますので、その辺についてお答えを願いたいと思います。

先ほど、主なものは岩井議員の方で言われたわけですが、637万円ですか、これについては燃料の高騰と、あと500万円は工事費と。全協の説明は、そこで終わったわけですが、今ほど聞きましたら、温水ヒーターの取替えというようなことになっておりましたけれど、これはボイラー全体を取替えるように私は認識しておりますが、そこらあたりの確認と、もう一つは、一括でされるのは結構なんですけど、せめて物品代、それから純然たる工事代、それをうけて具体的な説明を



願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 藤本議員の質問にお答えいたします。

温水ヒーターの取替えは、一部か全体かということでございますが、本体そのものを取替えるものでございます。

工事費の内訳でございますが、機器費といたしまして300万円、据え付け、撤去、諸経費等で200万円の見積りをしているものでございます。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の民生費について、質疑を許します。

17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 民生費、社会福祉事業扶助費ということで、「冬季あったか」、先ほども少し出ましたが、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金も充てられるということでの説明で、当町では、町単独での事業だという説明が今ありましたが、これでちょっといろいろ懸念することがありますのでお聞きしたいと思います。

去年も、こういう項目でなかったかと思いますが、灯油が高騰して、支援をしようということで実施されたんですが、今年は確かに途中までは油も上がっているというようなことで、国もそういう対策をとったんでしょうけれども、今現在、かなり下がってきてます。そういうことを考えると、前回との整合性についてどのような判断をされているのか、まず1点目、お聞きしたいと思います。

それと、今回実施するということは、来年もやるのかというような考え方が出てくるわけなんですけど、今年もこういうことをやられるということであったなら、20年度の当初予算に、盛っておかなければならなかったのではないのか。

それと、前回、支給された方の反応をお聞きしているのでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

それともう一つ、これも重要なところなんですけど、滞納されている世帯は、この550世帯が対象だという説明でありましたけれども、この中にそういう方はおいでないのか。もし、おいでで支給するということにしているのだとしたら、どういう基準でその方におあげするという判断をされるのか。そういうことについて説明を願います。

○議長（田中治夫議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 小坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の平成19年度は、灯油の高騰があったので、その名目は十分理解できるが、今回の実施と前回との整合性は、というご質問でございます。

平成19年度に実施をさせていただきました事業の趣旨でございますが、原油価格の高騰によりまして、灯油などの石油製品の店頭価格が大幅に引き上げられている現状を踏まえまして、家計への負担軽減策として実施をさせていただきました。

本年度につきましては、今年の8月頃までは、確かに原油の価格高騰が続いておりました。それ以降、店頭価格が現在、大幅に引き下げられている状況であります。そう言った中で、平成19年度につきましては、灯油の価格上昇ということを主な目的として実施をさせていただきましたが、今回は国内の景気が低迷する中、食料品や日常生活用品等の高騰によりまして、家計への負担軽減策として実施をさせていただくものでございます。

2点目の今回実施することは、来年度も実施するということでしょうか。であれば、当初予算に計上すべきであったというご質問でございますが、「冬季あったか福祉事業」につきましては、その時々々の経済情勢、物価、あるいは県内市町の動向とも踏まえながら対応しておりますので、当初予算での計上は難しい状況にあったものと思っております。

続きまして、3点目の平成19年度の実施の

反応はどのようであったかということでございますが、職員で対応させていただいたわけなんです、対象世帯は、いずれも町民税の非課税世帯、均等割課税のみの世帯でございますので、大変ありがたいというお言葉もいただいております。そういった配布の際には、事業の趣旨も説明して配布しておりますので、そういった心配はないものと思っております。

続きまして、4点目の滞納世帯にも該当させるのかというご質問でございますが、関係する課と協議いたしまして、悪質な滞納者につきましては、除外をさせていただいております。

○議長（田中治夫議員） 17番 小坂博康議員

○17番（小坂博康議員） 今、課長の答弁では、来年度も続けるのかという話で、その時々的情勢を判断してということでありましたが、このままずっとあたるのではないのかという思いでおいでということであれば、来年度も続けるべきではないかと思っております。そういうことも含めてご答弁願えればよいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 来年度につきましては、また他の市町の動向も見ながら、また経済情勢も見ながら考えてみたいと思っております。それにつきましては、今回、通していただければ、この趣旨を1人ずつ説明もいたしまして、ずっと続けるものではないということもご理解いただきながら、来年度も、また考えさせていただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の民生費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

[20番（杉本平治議員）登壇]

○20番（杉本平治議員） それでは、今議会に提出されました案件につきまして、質疑を

行いたいと思っております。

議長あてに提出してあります通告書には、15ページの自立支援福祉事業費、内容的には、火災警報器の設置事業でございます。補正額といたしまして216万6,000円の減額であります。お聞きしたいのは、2目、3目とも通じて減額になっているのであります。全協の中での説明では、これらの事業を職員で対処したという、そういうものが説明の中にありました。行政改革の特別委員会を現在、議会につくっております。その中におきましても、職員で対処するものは職員で対処するという、そういう論議もなされておるわけでありまして、私は、こういう点を踏まえまして、今後ともそれらについて、積極的に事業の中で対処していく必要があるのではないかと、そう考えます。

特に、町と町民との対話の中、お互いの中で、信頼関係をかち取る上におきましても、やはり町の姿勢というものは、こういう中で如実に分かっていただく、そういうことが出来得ると、私はそう考えておりますので、今後、こういう案件につきましても、積極的に取組んでいただく、そういうことをこの補正予算の中に私は読み取ったわけでありまして、これに対しましての答弁を求めたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 できるだけ、その事業、その内容を見ながら、職員で出来るものは職員でしていきたいと、そう思っております。また、今、あったか事業にいたしましても、全部職員が対応しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく民生費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 引き続きまして、質疑を行いたいと思っております。

ページ数は、16ページでございます。款は

民生費でございますが、4目の学童保育事業費でございます。補正額は、51万円増額であります。当局の説明では、中能登町での学童保育児の増による職員の増員であるという説明でありました。お聞きしたいのは、中能登町の現在の学童保育の状況と、もう一つ、学童保育の保育を指導される方々の教育というのは、どのように町は現在行っているのか。

先般、新聞等にも皆さん読まれたと思いますが、学童保育には、指導員が子供さんにいるんな不都合なことを起こしたということが出ておりました。中能登町におきましては、現状、学童保育に関わる指導員の数と、それから指導員の教育というのは、体系的に町としてきちんと行っているのかどうか。その点の説明を求めます。

特に、増員ということになりますと、新たな方々が参加されるわけでございます。そういう新任の方々に対する指導というものは、どうなっているのか。この点も踏まえまして説明を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
[堀内浩一教育文化課長登壇]

○堀内浩一教育文化課長 杉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、町内の学童保育施設の現状についてご説明申し上げます。

現在、町内には、各小学校単位で6つの学童保育施設がございます。

まず、鳥屋小学校の校区につきましては、「鳥屋放課後児童クラブ」ということで、現在、登録児童数は58人となっております。指導員につきましては、主任となる方1名、あとパートで1日1、2時間程度のお世話をいただいている方がお1人おいでになります。

それから、御祖小学校校下ですが、ここににつきましては、登録児童数は7人ということで、指導員については1名のみでございます。

次、久江小学校でございますが、「久江放

課後児童クラブ」ということで、登録児童数は6人、指導員は1名でございます。

それから、滝尾小学校校下では、「滝尾放課後児童クラブ」ということで、登録児童数は8人でございます。指導員は1名ということでございます。

それから、越路小学校校下ですが、登録児童数が55人ということで、指導員につきましては主任となる方が1名、あと補助員となる方が2名おいでになります。

それから、鹿西小学校校下の「鹿西放課後児童クラブ」でございますが、登録児童数が29人ということで、指導員につきましては、主任となる方が1名、それから補助員が2名というような形になっております。

主任となる方については、全て嘱託職員として扱っております。

それで、現状は以上の通りでございますが、鳥屋放課後児童クラブにつきましては、最も登録児童数が多くて、ここへ58名の内、1名、病気を持ったお子さんの保育をお願いしたいということで要望があったわけでございます。それについて、現時点でも主任1名とパートで1日1、2時間当たりの勤めなものですから、十分な指導体制ではないというような判断で、ましてや病気を持ったお子さんを受け入れるということでは、どうしても指導員を1名増やさなければならないということをお願いするものでございます。

それで、教育の体制でございますが、残念ながら十分な教育体制をとっているとは言えないというふうに考えております。

年1回、研修会に出席していただくような形で行っておりますが、年度途中で、どうしても補充しなければならないということになれば、まず現場で主任の方について、指導していただきながら仕事を覚えていただくというような形になるかと思っております。

なお、主任の方については、資格なんですが、現在、国は、学童保育の指導員の資格要



件については、決まったものはありません。保育士、幼稚園教諭、学校の教員の資格があれば望ましいという形ですが、当町においては、保育士資格を持った方が6施設のうち3施設においてになります。そういうことで、これらの方は、ほとんど合併以前から、旧町の時代から指導員として働いておいでの方です。それなりに現場経験を踏んで、対応は何とか出来ているというふうに考えております。いずれも指導員の方は、年配の方で母親の立場でもある方です。金沢で問題を起こしました指導員については、独身男性ということもありましたが、当町においては、そういう面での心配は、現時点ではいらぬのではないかとこのように思っております。

今後とも、このようなことがないように、職員に対して指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再度、質問をいたしたいと思っております。

まず、学童保育の理念、それについて担当課の方でどのように考えておられるのか、それが明確にされているのかどうかということ、これを1点目として答弁を求めたいのであります。

私の息子が金沢にありまして、全員学童保育に1年生になるまで行ってあったわけでありまして、学校からいろんな宿題等も与えられます。そういう面につきましても、学童保育の中です。しないは別として、そういう面のお互いの指導というか、子供同士に行っておったということも聞いているわけでありまして、学童保育というのは、全国的に段々と児童数が増えてきているという、そういうことが言われております。

先ほど、担当課の課長が答弁いたしました中で、鳥屋が58人、越路が55人、鹿西が20人という、大きな数字です。あとは小さいです

からいいですけど。これを見ましても、今、中能登町がまちづくりの中に、宅地造成を行う。町営住宅の増設を行う。その地域がやはり学童保育の入所者が多いということでありまして。

今、西馬場に35戸の宅地造成を行いました。入ってくる方々は、やはり若者を町も求めていると思います。そうしますと、当然、学童保育の位置付けというのは、大変重要になってくると私は思います。そういう面におきまして、系統的な教育というのを行う必要があろうかと思っております。鳥屋の子供さんは58人、越路は55人、鹿西は20人、大きい数字を言いますと。3つの学童保育の指導がバラバラであっては、いけないのではないかと。町として統一したそういう面のマニュアルを作りまして、それらについて対処していく必要があろうかと思っております。

これらにつきまして、今後の課題でありまして、担当課の方では、どう考えておられるのか見解を求めたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 杉本議員の再質問にお答えいたします。

学童保育の理念というわけでございますが、これは皆さんも思ってもらえるかと思っておりますが、共働き、母子家庭、それから父子家庭のそういう家庭の子供たちの放課後と、それから夏休み、冬休み、春休みと長期休業があるわけですが、そういう時の家庭の生活を守って、これを通して親の働く権利と家族の生活を守っていくと。子育て支援として重要な柱というふうに考えております。

それで、施設ごとに提供するサービスがバラバラであってはならないというのは、それはその通りであると思っております。今後の課題となりますが、そういう一定のサービスを提供できるように勉強して体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（田中治夫議員） ここで、11時5分

まで休憩をいたします。再開は11時5分。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の衛生費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質問をさせていただきます。

今回から、事前に通告書を出してありますので、この件につきましては簡単に言います。ページ数、17ページ。衛生費の中で、保健事業といたしまして43万4,000円の減額になっているわけであります。

中能登町の町民の健康を守るという内容で、健康診査というものが予算上、載せられていると思うわけであります。この点に鑑みまして、現在の該当者と受けられた方々の具体的なものを述べていただきまして、それについてのパーセンテージをお示し願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 小林保健環境課長  
[小林玉樹保健環境課長登壇]

○小林玉樹保健環境課長 杉本議員の健康診査委託料、これは53万3,000円の減額に関するご質問でございます。ということで、これにつきましては、20年度から健診の対応がちょっと変わりまして、特定健診ということで、各医療保険者が責任を持って執り行うということになっております。ということから、医療保険者たる町としては、国保に入っている方ということで実施させていただきました。ということで、特定健診の対象になり、健診を受けられた方、40歳から74歳までの方で、3,838人という数字になっております。これは、被保険者の37%といたしますか、該当する年齢の37%の方が受けていらっしゃると思います。これらのほかに30歳から39歳の方につきましては、当初100人みていたわけですが、受診者が60人程であった。それから後期高齢

にいたる75歳に、今年度中に到達される方、そういった方もやはり100人みておりました。そういった方につきましても、半数の50人程度で受診されなかったということでございます。ということで、受診率といたしますか、それにつきましてはかなり低い数字、4割を切る数字となっております。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再質問させていただきます。

基本的には、健康診査というのは、病気の予防だと思っております。それによりまして、国保財政、介護保険の財政等がやはり左右されると思っております。できるだけパーセンテージを上げるという方策、方法等を考えていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の土木費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質問をさせていただきます。19ページ、道路新設改良費でございます。委託料、測量設計業務費といたしまして1,020万円の増額であります。この件につきましてお聞きしたいのは、町道R-4号線、全協の中では1,000mほどの距離という説明がなされたとは思っているわけでありまして、具体的に、この道路の新設による費用対利用度、効果度というものをどのように町は積算しているのか、答弁を求めたいのであります。

○議長（田中治夫議員） 澤土木建設課長  
[澤賢造土木建設課長登壇]

○澤賢造土木建設課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。町道R-4号線につきましては、道路新設改良ということで、県道の主要地方道七尾羽咋線の西馬場地内から東馬場、最勝講、井田地内を經由して、国道159号鹿島バイパスへ連絡する重要な生活幹線道路として、全体計画2,100mの改良を国の地方道

路臨時交付金事業として採択をうけ、実施しているものであります。

今年、第二西馬場踏切の拡幅改良工事の完了等により、利便性と安全性の向上が図られ、全線完成することにより、公共施設や商業施設に連絡し、緊急時にも利用度の高い生活道路ということで考えておりました、交通量にしても現在の4、5倍の利用があるというふうに考えております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の教育費について、質疑を許します。

14番 岩井礼二議員

[14番（岩井礼二議員）登壇]

○14番（岩井礼二議員） 20ページの10款教育費、補助金、久江小学校の休校事業として20万円の補正が出ております。補正額が少なくないのかなという心配をいたします。

久江小学校の休校は、誠に寂しいことであります。生徒数の減少、時代の波によっていたしかたのないことかなと思います。受け入れする小学校は、滝尾小学校ということになっております。少人数の子供たちが大きい学校へ行って、一緒に学校生活を共にする。いじめとか、その他のことが私なりに心配をしておるんですが、その辺の対応とか、これまでに大いに教育者としても関係者としても協議されていると思います。その辺を今までの経過を教えてください。

また、このあと新年度からは、休校になるんでしょうけれども、休校ということになりますと、廃校ではありませんので、不慮の災害、事故、そういったものに対応する責任体制、また、責任者として校長というものが残るのではなからうかと思いますが、その辺の対応にしても説明をお願いしたいと思います。一般質問になってはいけませんが、これまでの対応とこれからの対処について説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 それでは、これま

での経過についてご説明申し上げます。

統合に至りました経緯については、昨年、平成19年6月1日に教育民生常任委員会で久江小学校と御祖小学校についても次年度から複式となる生徒数になるということで、その問題をあわせて協議して、それをきっかけといたしまして一気に進んだという、そういうような経緯がございます。

それで、昨年は、6月の教育民生常任委員会をうけまして、教育委員会が久江小学校との懇談会、それから御祖小学校の懇談会を行いました。そのあと8月になりまして、久江区の中で、久江小学校の統合検討委員会というものが組織された経緯がございます。その後、8月の終わりになりまして、久江小学校統合検討委員会と教育委員会が協議する場がございました。その後、教育民生常任委員会で状況について報告も何度かさせていただいたことでございます。

平成19年の12月までには、久江地区として統合ということで、大体の考えを決められまして、その後、どこで統合していくかというようなことを地元の意見をまとめられたというような経緯があるかというふうに思っております。

それで、3月までに統合先としまして、滝尾小学校を決定されたという経緯がございます。統合先の候補としては、滝尾小学校のほかには御祖小学校、鹿西小学校という3つの選択肢があったわけですが、地元の方で十分協議をされまして、滝尾小学校を選択されたということでございます。

それで、新年度に入りまして、5月ですが、教育委員会と2校の保護者の代表、それから学校職員、それから区長さんをメンバーとした統合の準備委員会というものを組織しまして、5回目の委員会を11月26日にもったところでございますが、これまでに、5回の会議を重ねてまいりました。

それで、本日ですが、滝尾小学校のPTA



の臨時総会がございますので、そこへ教育委員会として出向きまして、保護者に正式に統合について説明をさせていただくというような予定をしております。これまでに、両校の保護者の方については、十分、PTA、それから学校を通じて統合するというので、理解は得ているというふうに考えております。経過は以上の通りです。

それで、今後でございますが、3月末をもちまして一応休校ということで、4月からは学校は残りますが、児童も教職員もいないというような形になります。それで、その休校後の校舎についてどういうふうに管理をしていくか、地元としても一部利用させていただきたいというようなお話もいただいておりますので、そこら辺について今後詰めていくという形にしたいと思っております。

なお、この予算計上いたしました20万円でございますが、その内容といたしましては、町立の小学校が実質的に歴史を閉じるということでございますので、記念誌を発刊すると。その印刷費については町でやると。その記念誌の編集等については、地元の方の思いもいろいろありますので、そこは地元にお任せするというようなことで、その編集、取材等の経費並びに3月末で休校ということになりますので、地元で行われるような休校行事についての経費として20万円を計上するものでございます。

その根拠につきましては、合併前の旧鹿西町で、鹿西小学校ができる際に、能登部小学校と金丸小学校の統合のときに、各校に70万円ずつ補助金を交付しまして、そのうち50万円については、石碑を建設し、その残り20万円についてはイベントといいますか、閉校にかかる行事等の経費に充ててもらおうということで実施しておりますので、それを基に金額を算定したものでございます。

なお、校舎の管理について、無人となるわけでございますので、その辺の対応について

は十分協議していかなければならないというふうに考えております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の教育費について、質疑を許します。

10番 武田純一議員

[10番（武田純一議員）登壇]

○10番（武田純一議員） 私は、全員協議会の席上でもお尋ねしたんですが、その時に聞き忘れたということもございますので、今回質疑をしたわけでございます。

ページ数は、21ページ。ここで、教育費の第2項小学校費、学校管理費の校舎等清掃費、これが20万8,000円の減額。この減額は、どこの学校であったのか。当初予算のときに、これを計上されたそのいきさつも明らかにしていただきたいと思っております。

それから、次は、中学校費ですが、ここで、校舎の清掃費20万9,000円を計上してあります。説明によりますと、鹿島中学校の体育館、これを清掃するんだと。これは長らくワックスがけをしていなかったということで、今回、ワックスがけをするんだということでなかったかなと思っております。ところが、鹿島中学校の体育館は、同じ項目で耐震工事がされます。耐震工事をするときには、多分、体育館には床を保護するためにシートなど張られると思っております。シートを張られる中で、あえてワックスがけをする必要があるのかということですので。私は、このワックスがけは、耐震工事が終わった後にワックスがけをすべきでなかろうかなというふうに思います。長い間、ワックスがけはしていなかったから、小学校の方で行わなかった清掃費を鹿島中学校の体育館のワックスがけに流用したというのは、あまりにも検討というか、それを十分になされていないというふうに言わざるを得ないと思っております。以上の点で答弁を願います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 お答えいたします。

まず、減額対象の小学校ですが、滝尾小学

校、久江小学校、御祖小学校3校のトイレ清掃の費用を減額するものでございます。

それで、行財政改革特別委員会で清掃費について協議された中で、体育館の清掃をしていない学校があるのではないかとということで、その公平性を図るために、今回、予算計上したものでございます。武田議員言われました通り、長年やってなかったということはありません。それで、耐震工事が考えられている中ということ、それも確かにおっしゃる面があるかと思えます。それで、ただ耐震工事について、いつから実施するかというのは、まだ実施設計もできておりません。希望としてはできるだけ耐震効果が早く発揮できるような形で工事に入ればなというふうに思っております。ただ、それまでにつきましても、まだ何カ月かがありますので、できればワックス掛けをさせていただきたいと思えます。耐震工事の実施によって床面が汚れる可能性は十分あるわけなんです、そこら辺は十分施工業者に用心をしていただいて、もし汚れた場合は施工業者で対応してもらおうというようなことを考えております。

ただ、何が何でも実施というわけではなく、今後の工事の時期や期間が決まった段階で、弾力的に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 今、担当課長の説明では、滝尾、久江、御祖の小学校の清掃の一部を、多分一部だと思いますけれども、これを取りやめすると。その取りやめにする清掃の方、滝尾、久江、御祖の何をおやめになるのか、行わないのか答弁を求めます。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 トイレ清掃にかかる費用でございます。

○議長（田中治夫議員） 9番 古玉栄治議員

[9番（古玉栄治議員）登壇]

○9番（古玉栄治議員） 今ほど、トイレの掃除なんですけれども、滝尾、久江、御祖、どの学校でいくら節減されたのか。回数か金額か。また、それがほかの学校でできるのかできないのか、経費節減という形で。3か月間で20万円という金額が大きいので教えて下さい。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 滝尾小学校では7万4,000円あまり。久江小学校で同じく7万4,000円あまり。御祖小学校で7万円あまりということで20万円ほどの金額になります。

この契約につきましては、鹿島地区の施設一括ということで、契約になっておりますので、その範囲の中でのやりくりということで、越路小学校については、トイレについても詰まっている部分がありましたので、それはいたしかたないということで、実施した経緯があります。滝尾、久江、御祖小学校については、そこまで至っていない、黄ばみとか、若干の水の流れが悪いとか、そういうのを解消するための清掃として計上したものでございます。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の教育費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質問をさせていただきます。ページ数は、21ページであります。10款の教育費、細目、小学校・中学校の管理費、その中で小・中学校耐震補強計画事業費であります。補正額は1億7,269万7,000円の増額であります。お聞きいたしたいのは2点であります。

この学校の補強工事の期間、どのように考えているのか。また、補強工事以降、耐震化の数値というのはどのようになりうるのか、その点について答弁を求めたいのであります。

今、国は大幅に補助金、起債等を小・中学校の耐震補強工事計画に盛っているわけであ

ります。私は、この中で、中能登町は安全で学校勉強ができるような、そういう学校にしたいとお願いしていることを以前から要望しておりました。この点につきまして、2点について答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 お答えいたします。

まず、1点目の工事の期間でございますが、現時点では、まだ実施設計に入っておりません。この予算の承認をいただいて実施設計に入るわけでございますので、具体的にどのような工事になるか、どのような工法をとるかということについては、実施設計の中で明らかになっていくということでございます。それで、教育委員会の方として考えているものとしたしましては、夏休み中ぐらいいままでに終われば、もし工事の内容によって更に時間がかかるようでしたら、9月いっぱいぐらいいままでに、上半期の間に終わるような工事にしたいというふうに考えております。

いずれにしても、これは設計ができた段階で詰めなければならないというふうに考えております。

ただ、御祖小学校については、1階に給食の調理室とか通路部分、食堂がありますので、衛生面でのこと、そこへ行く通路面でのことも考えて、どうしても夏休み中の工事になる公算が強いなというふうに現在思っております。

鹿島中学校の体育館については、校舎と離れておりますので、騒音問題もあるかと思うんですが、これは代替の体育館を使えばすぐにでも工事が発注されて、すぐにでも工事にかかれるのではないかなというふうに考えております。

それから、2点目の耐震後の数値でございます。いずれの施設も、現在はI S値で0.3未満ということになっておりますが、補助要件といたしまして、耐震後はI S値0.7を超える施設にしなければならないということに

なっておりますので、0.7を超えるものになりたいと思っております。

ただ、お金をかければ1.0とか、もう少し上がるかと思うんですが、今は必要最低限のものとして補助要件をクリアできるような形での工事を考えております。

○議長（田中治夫議員） 続いて、同じく歳出の教育費について、質疑を許します。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質問をさせていただきます。

教育費の文化財保護費、22ページであります。内容は雨の宮古墳保存修理費であります。補正額は90万7,000円の増額であります。

まず、お聞きしたいのは、初めに町長にお聞きしたいと思います。

この雨の宮の位置付け、これを町長はどのように考えているのか。

現在の雨の宮の葺石が4世紀後半か、5世紀にわたって築造されたと言われている。そういう雨の宮が、今まで、隣の2号墳と同じように覆土されて、土の中に埋もれておったのを平成7年に町民総挙げて葺石の復元をしたわけでありまして、今日まで13年経過しているわけでありまして、当初から1,500年前の葺石が現れたというそういう中で、貴重なものである、これをどう守っていくか。そういうことがやはり大きな課題になっておったのが間違いないんです。ほうっておきますと、2号墳と同じように土に埋もれていく、自然の原理であります。そういうことにならないためにどうするのか。この点について、町長は、雨の宮1号墳の存在をどう考えているのか。全協の席上には、いろんな答弁がありました。その時の町長の答弁、考えてみますと、私はあまりにも安易でないかと思うんです。あの葺石は現在の状態にあるから重要指定文化財になっているわけでありまして、石川県におきましても、そういう葺石を現した古墳というのは一つもないんです。貴重な古



墳だと思うんです。そういう中におきまして、この古墳をどう守って、現状の中で現わしていくかということ、私は、大変大事だと思うんです。こういう点につきまして、平成7年9月に、旧の鹿西町は町挙げて、町民1人1つの石を持ち寄って、欠けておった雨の宮古墳を復元したんです。そして、13年経った。また、草が生えてくる。葺石が崩落する。これはやはり自然の風雨の中では、私は避けて通るわけにはいかないと思うんです。そうしますと、現在のこの葺石の1号墳、1,500年目に顔を現した貴重なこの古墳をどのように守っていくか。これは後世に、町民に残すべき、私は大きな町の務めだと思うんです。そういう点につきまして、町長はどのように考えているのか。この点を私はやはり初めに答弁をいただきたい。

次に、2点目といたしまして、この予算の中で、最大限、葺石の崩落とまた古墳の隙間に生えている草の除去、そういう面につきましても、きちんと行っていただきたい。このことを私は要求したいのであります。この予算のあり方の中に、どのように万全の策を講じていくのか、担当課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本平治議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、雨の宮の位置付けを町長はどう考えているかということであろうと思います。私は、やはり国の大事な宝であり、なおかつ、中能登町の大事な大事な、石動山とともに大事な宝であるとそう思っております。そういう中で、今言われましたように、葺石が現れてから13年経つわけでございます。先般も「雨の宮を護る会」というのがありまして、11月23日に20名ほどの上区東馬場、西馬場の方で清掃もしたり、葺石のところへ杉の木が生えておりますが、それらの除去もしたわけでありまして、木を抜きますと、根が目地のと

ころへ入っております、一緒に崩落をするわけでございます。

また、現われて13年経ちますと、雪が凍ったり、雪崩ということでもありませんけれど、雪と一緒に崩落もしたりということで、大変傷んでいるのが現状でございます。それをどうやって守るかということであります。文化庁といたしましても、石川県では初めてですし、また全国的にもあの葺石が出ているのは大変珍しいと。このまま皆さんで見てもらおうというのが10年前の文化庁の方針でありましたけれども、今の崩落を見ておきますと、やはり無理ではないかと。泥で覆いかぶして保存するのがいいのではないかと。文化庁の考えが変わったそうでございます。そういう中で、雨の宮を護る委員会におきましては、それでは困ると。このままもう一回直していただきたいというような交渉をしている最中ではございまして、私自身も、できれば今のまま直して、みんなで清掃もしたり、また小さな草も生える前にとったり、冬には、シート等をかぶしまして、これから守っていければいいなど、そう思っているところでございます。

先般も、文化庁からも来られまして、その希望も伝えてあるわけでありまして、これから強力にまた文化庁へ要望もしてまいりたい、そう思っております。できるだけ現在の姿を町民の皆さんをはじめ県外からおいでの方にも見ていただきたいというのが私の思いでございます。

○議長（田中治夫議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 まず、草の除草等の管理の面でございますが、これについては、これまでも町単独で行ってきたわけございまして、現状の姿を残して管理していくということは、人海戦術的な管理がどうしても必要になるというふうに考えています。ということは、相当な維持管理費がかかるであろうと思っておりますので、そこら辺について、



できるだけ経費をかけないような方法というものが、必要かというふうに思います。

葺石の本体の修復のことでございますが、今回の予算には、今の1号墳の葺石の本体修復工事は入っておりません。現在、今ほど、町長から説明があった通り、どういう形で修復をするかという最終的な結論が決まってから、来年度以降、その修復工事に入っていくことになるかと思っております。

町といたしましては、2号墳と1号墳が対比できるよう、残すような形で文化庁と協議していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田中治夫議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再度、町長に質問をしたいと思っております。

13年前の平成7年、雨の宮の復元について、私はその当時、実行委員会の委員として関わっておりました。その中でやはり問題になったのは、せっかく現れた葺石が、崩落する恐れがある。例えば、今言われましたように、霜等によりまして、石が浮き上がってしまう。そういうことがやはりあるわけでありまして、だから、目地の中にいろんな雑草が生えてくる、そういうこともあろうかと思うんです。当時、それをどうするかということがやはり課題になりました。葺石の目地をコンクリート、セメントと泥と混合して目地を潰せばどうかという、いろんな話があったんですけど、文化庁の方は、そういうセメントを使うということは許可しなかった。だから、従来のはり方式でやられていると私は考えております。ただ、それはそれなりに、私はやはり文化財としての位置付けの中でのあり方であったと思うんです。今後、中能登町として守っていく上におきまして、やはりいろんな方法を町として学者の見解を求めて確立して、文化庁に対して要望していくということも、私はあっていいのではないかとそのように思う

わけでありました。この点について積極的な町のリードを求めたいと思っております。そうでなくては、役所に任せておきますと、やはりありきたりの金のかからない方法というものを勘案してくと思うんです。

私は、町長は町の宝であるということを行いました。町の宝であるなら、それをきちんと私は守っていく責務ということ、後世に残していくということ、それが必要だと思うわけでありまして、積極的に町としての取りまとめを考えて、文化庁と交渉していく、そういう気構えを持っていただきたい。このことを要求しておきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（田中治夫議員） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

日程第2 常任委員会付託  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第76号までの議案12件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会決定の件

○議長（田中治夫議員） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、12月11日から15日までの5日間、休会といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） 異議なしと認めます。よって、12月11日から15日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時59分 散会

## 平成20年12月16日（火曜日）

### ○出席議員（19名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員
11番	上見 健一	議員			

### ○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 山 本 正 広

” 澤 井 雅 美

○議事日程（第3号）

平成20年12月16日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は、19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（田中治夫議員） 日程第1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間ありますので、守っていただきますようお願い申し上げます。

なお、執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

8番 藤本一義議員

[8番（藤本一義議員）登壇]

○8番（藤本一義議員） それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

平成17年3月、中能登町発足に1カ月を経て、杉本町長の誕生をみることとなりました。はや、3年と9カ月近くが過ぎたわけであり、杉本町長におかれましては、町議会議員、また県議会議員としての経験は、豊富なことは誰もが認めるところでございます。

ただ、トップリーダーといたしましては、初の挑戦であります。そこでお尋ねいたします。合併後の初代町長として、どのようなビジョンを持って挑まれたか。杉本町長のトップリーダーとしての考え方、また、初代町長として何を主眼にやってこられたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

[杉本栄蔵町長登壇]

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。師走では珍しい良い日になりました。今日は、よろしく願いいたします。

それでは、藤本議員の質問にお答えいたします。

まず、合併後の初代町長として、どのようなビジョンを持って臨んだのか。何を主眼にしてやってきたのかとの質問にお答えいたします。

私は、町長就任時より、これまで「融和」を第一に町政を進めてまいりました。その中で、本議会提案理由の中でも申し上げましたが、環境、産業、福祉、教育、情報、行革、この6つの基本視点を掲げて町政の運営にあたってまいりました。

まず、環境では、地球温暖化防止実行計画の策定や温暖化防止推進会議を組織し、地域ぐるみで地球温暖化防止と低炭素社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

産業では、大型農業基盤の整備、カラー野菜の振興、能登テキスタイル・ラボに織物用インクジェットプリンターを導入するなど、新たな地域資源の開発に取り組んでまいりました。

次に、福祉では、子育て環境の整備、充実を図るとともに、生活弱者、高齢者支援の視点から「冬季あったか福祉助成事業」の実施や「音声告知端末」による「ほっと安心サービス」の提供を行いました。

教育では、小学校の再編、統合中学校の検討とともに、学校の耐震化に順次、取り組んでまいりました。

情報では、高度情報社会に対応するため、ケーブルテレビ局の開局と、光ケーブルを利用した様々なサービス提供を行ってまいりました。

最後に、行革であります。合併後の一般事務職の採用を控え、自然減により職員の削減を図りながら、役場事務機構の見直しを行

い、課の再編と出先機関の統合を図ってまいりました。

これらの事業を振り返りますと、町民の皆さんのご理解とご協力、そして議会の皆様のご指導とご支援のおかげであり、また、職員の支えがあり、その結果、このような事業が達成できたものと思っております。

次に、トップリーダーとしての考え方についてお尋ねがありました。

先ほども申し上げましたが、私は「融和」を第一に町政を進めてまいりました。そして、中能登町長として、町民の皆さんが本当に幸せになれるよう、そしてこの地域、この町が発展することを常に忘れることなく実行をしていかなければならないと考えてまいりました。

そして、それらを実行していくときには、いろいろな問題があり、決断をしていかなければならない。このような時に町民の目線、町民側に立った判断をしていかなければならないと考えてまいりました。

また、当然のことながら、トップリーダーは率先垂範、公平、公正で、かつ責任を取らなければならない。また、クリーンでなければならないと思いながら町長を務めてまいりました。以上が私の考えるトップリーダーの考え、心構えであります。

○議長（田中治夫議員） 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） ただいま、町長のトップリーダーとしての所信を拝聴させていただきました。また、併せて行財政の運営の一部についても項目ごとに説明を受けたわけですが、その中身等、我々は推察するにいたりと思ししょうか、一部完成したものの、まだまだ課題として残っているもの、それぞれの項目ごとに差異があると思われま。そこで、それらを総括いたしまして、今までなされてきた行財政の運営について、どのような評価をされているのかお尋ねいたします。物事、なかなか100点満点というわけにはいかないでしょうけれど、町長としてや

られた評価の内容を一つお尋ねいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 最後に、これまでの成果等はどのように評価、総括しているのかとの質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、これまでの事業達成は、町民の皆様、議会の皆様、そして各界、各層の皆様のご理解とご協力のおかげであると思っております。

また、達成できない学校の問題、施設の統廃合等を含めた行財政改革の更なる推進など、大きな課題が残っております。いろいろと至らぬところでありましたが、皆様のおかげでここまで事業が推進されたことを改めて感謝を申し上げまして、私の総括とさせていただきます。

また、3年9カ月、町長は、何点ぐらいかという質問がありましたけれども、やはり自己評価というものは人にしていただくものでありまして、これは皆さん方一人一人点数をつけていただければ幸いです。

しかし、17年の4月4日に登庁をさせていただいて以来、昨日も、ずっと日記等を見ておりましたけれども、規程にもありますように、8時半から5時半まで、また日曜、祭日はほとんど、文化協会であり、体育協会であり、区の事業であり、また各団体の事業であり、悔いのない出席をさせていただいたと、そう思っております。

○議長（田中治夫議員） 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） それでは、今までの答弁を踏まえ、最後にお聞きいたします。

先ほどからの答弁の中身を推察いたしますと、次に向けて課題等の残り等も気にしておられました。そういうことを考えますと、次に向けての抱負も十分うかがえます。

また、先の一部の新聞報道、議会全員協議会での出馬についての抱負を述べられました。ここは公の場であります。町民の皆さんに、正式に来春行われる町長選についての町



長の意欲をお伺いいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 2期目に向けての抱負についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、学校の問題、施設の統廃合等を含めた行財政改革の更なる推進など大きな課題が残っております。また、商工業の振興、あるいは農業特産品づくり等々進めなければならない課題も多いと思っております。このような状況の中で、町民の皆様、議員の皆様のご支援、ご支持がいただけるものならば、引き続き町政を担当させていただき、このような私でありますけれども、一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 藤本一義議員

○8番（藤本一義議員） ただいま、公の場で正式に2期目への意欲を表明させていただきました。この件につきましては、先ほど述べましたように一部報道等が先走ったような感があります。何よりもやはり、議会、町民への正式な場での意思表示が大事かと思われまます。町のトップ、先ほども申しましたが、大変、その一言一言に重みがあるものでございます。我々が一言物申すのとは大変違ってくると思います。そのような細かい点にも十分これから配慮されて、先ほど申しましたように意欲を示したわけでございます。町長は見たとおり、体力的には私は十分耐えうる人だと思っておりますので、極力、努力をして頑張っていたいただきたいなど。これは私の要望であります。そういうことを踏まえて、今日は、ここで町長の正式表明をお聞きしたということで、私の質問は終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、16番 坂井幸雄議員

[16番（坂井幸雄議員）登壇]

○16番（坂井幸雄議員） 先ほど、藤本議員の質問で、町長の2期目の出馬ということで

大きな問題が出されたわけですから、やられるということでございますので、頑張っていたきたいと思っております。

そのあと、引き継いだ質問は、私等の言葉と町長の言葉とは趣が大変違いますので、よろしくをお願いいたします。

費用対効果ということで、19年度の決算特別委員会の指摘事項に関して、21項目あったんですが、私なりに振り返って調べてみますと、8割強かた実行されているということでございます。これも町長やその取り巻く執行方々のお力添えがあったと思っております。

また、今定例会でも、小坂委員長が決算特別委員会の要望事項が出されますが、その谷間の事柄に対しては、今度出馬するマニフェストの一文になろうかと思っております。

また、今定例会の、一般質問の答弁において、一部は3月の選挙に向けたマニフェストの一文になろうかと思っておりますので、良い答弁をお願いいたします。

それでは、2点ばかり質問させていただきます。

中能登ケーブルテレビ番組及びその推進についてでございます。この事柄に関しては、平成13年度から電波法が改正されて、10年の猶予期間ということで、2011年の7月までにデジタル化ということで予定しております。それに合わせて、あるケーブルテレビ会社や町の情報推進課の人たちが、イベント並びに沢山の人が集まる場所で推進をやっておるわけでございますが、現在、最初と加入促進の2期目のキャンペーンについて、加入率はどのように上昇しているかお知らせ願いたいと思っております。

2点目ですが、デジタル化について、あるところから、デジタル化については、大変、幅広い電波が流れるわけでございますので、災害並びに情報には、大変適しているかと思っております。世界的には、約20カ国の国々がデジタル化になっておるわけでございますので、



それに向けての番組制作が作られております。

そこで、NHKからの番組でございますが、ケーブルテレビ用のテープを「NHKエンタープライズ」という番組提供が行われておるわけでございますが、良い番組なら再放送して町のケーブルテレビにも放映できればいいかなということで、町でもいろいろと自主制作に取り組んでおりますが、以前のNHK番組の良い方面の防災、また予防関係の番組を流していただければ、より以上に住民に安心、また予防知識が豊かになるのではなかろうかと思っております。

その一つの例としては、今年のNHKの番組でございます。11月25日だったと思っておりますが、8時30分の「生活ほっとモーニング」という番組がございました。番号は97536ということで、その制作番組でございますが、その一例としては、これからの寒い冬のお風呂の入り方とか、高齢者は、シャワーは先に出して2番風呂に入れば良いということや、42度以上のお湯に入らないようにということ、また、もし浴槽で倒れた場合には、水を抜いて引き上げて呼吸を確保するという、このような番組がございました。これなどは、字に書いておればなかなか目に残らないわけでございますが、映像では確かにそのような番組を見たなということで、とっさの判断には良いかと思っております。

このようなことや、防災関係では、地震が起きた場合の家具の転倒、食器棚の転倒、また、外出時の対処、外出時には、ガラスなどが壊れた場合には先がとがっておりますので、舞い落ちるときには、先の方から落ちてくるわけで、そういうときには持っているカバンなど、頭に乘せて避難するというような、そのような番組なんかもありました。そのような番組でありますので、NHKからの配信を受けるときには、使用料はどのような使用料なのか。また、制約には、どのような制約があるのか。先日、後期高齢者制度の番組が

中能登ケーブルテレビに流れておりましたが、そのようなときには、どのような費用などがあるのかお知らせ願いたいと思っております。

その次、防災関係についてお聞かせ願いたいと思っております。

「音声告知端末機」が各家庭に配置されております。事業所や会社関係には経費がかかりますので、なかなか促進とはならないと思うんですけど、防災に関しては、事業所が一番大切ではなかろうかと思っております。といたしますのは、従業員は働いておりますし、24時間いつ災害が起きるか分かりませんので、せめて事業所には「音声告知端末機」の配置をお願いしたいわけですが、何かいい方法があったらお聞かせ願いたいと思っております。

最近では、防災ということで、事業所には、従業員がおりますので、近隣の共助に大きな力を発揮するということでありますので、事業所関係にも「音声告知端末機」の配置をお願いしたいというわけでございます。

その次には、地上デジタル放送に関してでございますが、最近では経済が低迷し、難しい世の中になっております。

新聞では、景気後退でテレビの買い替えなんかはなかなか渋っておるわけでございますが、買い替えできない場合には、デジタルチューナーなど設置すれば、デジタル化に対応できるというわけでありまして、ケーブルテレビでもセットトップボックスなど、専用機を配置すれば可能だということでございますが、今、世の中が大変厳しい時代でございます。そのような場合がありますので、ここで生活保護者並びに障害者などの件に関してどのような対応をされるか、先々の話でございますがお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の質問にお答えいたします。

「ケーブルテレビの加入促進第2弾キャンペーン合計加入率」についてであります。

本年4月から来年3月までの1年間、ケーブルテレビの加入申し込みをされ、接続工事をされた方を対象にして、通常3万1,500円の加入金を半額の1万5,750円にする半額キャンペーンを行っております。

その結果、ケーブルテレビの加入率は、11月末現在で31.8%、加入数で1,866件となっております。

キャンペーンを開始した今年の4月からみると、加入率では1.7%、加入数で99件の増加となっております。

2つ目のNHKの番組の利用については、担当課長から説明をさせます。

3つ目の災害からの防災予防の両面から会社関係への「告知端末機」の設置についてはという質問であります。

町では、個人世帯や公共施設に「音声告知端末」を設置しております。

町内のほとんどの世帯に設置ができ、町からのお知らせ放送などを行っております。

会社と事業所への「引込み工事」及び「音声告知端末」の設置については、来年の1月下旬に商工会の協力を得ながら、町内の全事業所を対象に説明会を開催する予定で、現在、その準備を行っているところであります。

議員が指摘されました災害時の情報伝達の観点から「音声告知端末」の事業所への設置は大変重要であると認識しております。

しかし、事業所への設置は、個人世帯とは違い、引込み等にかかる費用が全て有料となりますので、事業所の皆さんに、制度やサービス内容を十分ご理解いただき、「音声告知端末」の設置を行い、町内無料電話などの各種サービスの提供をしていきたいと思っております。

次、4つ目の地上デジタル化に向けての対応をどのように考えているかという質問であります。

皆さんもご存知のとおり、現在のテレビはアナログ波とデジタル波の両方が放送されて

おります。2011年、平成23年7月24日には、アナログ波が停止され、デジタル波のみになります。

現在、アナログ波のみが受信できるテレビで地上デジタルチューナーがない場合は、アナログ波停止後にテレビ放送がご覧になれなくなります。

また、デジタル化の対応につきましては、国では、デジタル化の移行に向けて、いろいろな対策を行っております。

町でも、町民の方々ができるだけスムーズに地上デジタル放送へ移行していただくために、ケーブルテレビの加入相談会に合わせ、地上デジタルの相談会も行っております。

今後も、広報「なかのと」や音声告知端末、チラシの配布など、いろいろな手段で皆さんにお知らせしたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 広瀬情報推進課長  
[広瀬康雄情報推進課長登壇]

○広瀬康雄情報推進課長 坂井議員のNHK番組の放送で、ケーブルテレビで利用できないかというご趣旨の質問だったと思います。

議員もおっしゃったように、NHKの番組の利用につきましては、NHKで過去に放送した番組を「株式会社NHKエンタープライズ」という会社が「番組ソフト」としてケーブルテレビ事業者に放送用に貸し出しをしております。

この「番組ソフト」は、放送時間による基本料金、また、ケーブルテレビの加入世帯による追加料金単価などをかけた料金が使用料となっております。

また、番組ランク、例えばドラマですとかNHKスペシャルなどといった人気番組は、更に割増料金が加算となります。

また、放送回数でも料金が異なり、基本的には、1番組7日連続、1日1回の放送が基本となります。

それで、使用料金のお尋ねですが、基本的に、1日1回、1週間7回の放送で30分番組

では約9,000円から1万3,000円程度。60分番組では1万2,000円から1万8,000円程度費用がかかります。

それで、使用実績についてですが、現在「なかのとチャンネル」では、職員が制作した自主番組を放送しており、NHKの「番組ソフト」を使用した実績はありません。

それで、先ほど議員もおっしゃったように、健康番組や防災関係番組といった優れた番組もございますが、現在は無料で提供される映像等を利用して、職員が手作りで番組をしているのが現状であります。

それと、最後の4つ目の生活保護世帯等のチューナーをどうするかというようなご質問があったかと思えます。

現在、総務省では、全国の生活保護世帯に対して、地上デジタルチューナーを無償にて配布及び取付けを行うなどと、いろいろ報道されております。ただし、現在細かいところはまだ決定しておりません。それで、町といたしましては、高齢世帯や障害者世帯などの生活弱者に対して、デジタルチューナーの無料配布や設置をする予定は今のところはございません。

ただ、今後、福祉的な要素もあり、国の施策の動向、近隣市町の対応も見ながら、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 先ほど、町長の答弁では、ケーブルテレビの加入は31.8%、第2の追加では1.7%ということであります。せめて、50%までいかないとなかなか費用対効果が出ないと思えます。そこで、もう少し知恵を出していただきまして、促進に力を入れていただきたいと思えます。

料金もありますので、加入者が多くなれば制作番組も作られるのではなかろうかと思えますので、最後の最後になったならば、世の中、不景気でございますので、半額といわず無料化で対応していけば、長い目では回収で

きるのではなかろうかという考えもありますので、いろいろとまた検討していただき、そのような方向で、できるだけパーセンテージを上げていただければ幸いです。

もう一つ、先ほど、事業所の「音声告知端末機」でございますが、引込み線とかいろいろと経費がかかるわけでございますが、これもひとつ、ケーブルテレビの加入と合わせて割引きして事業所に設置していただけないか、いろいろとプラスアルファがありますので、考えていただいて促進に合わせていただければ幸いです。

もう1点ですが、確かに先ほど推進課の課長が言われたように、自主制作番組も大変魅力的でございます。先般の「知ってまる得」の情報も拝聴しましたが、役場の職員も、なかなか役者がおいでます。あのような役者が出てくれば、町民の方々も親しみをもって眺めるわけでございます。例えば、以前に放映されました、熊に出合ったときの対処法などは、確かにすごいと思えますし、健康すくすくで健診の結果の見方など、確かに保健課の上手な役者がおりますので、あのような番組を自主的に取入れて作っていただければ、同じ近隣の志賀町、七尾、また羽咋とか、そういうケーブルテレビの配信しているところにも、お互いに交換できるのではなかろうかと思えます。住民の出ることには大変親しみを覚えますので、課長、より以上に経費はかかりますけれど、自主制作番組で情報を対応していただければいいのではなかろうかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、その次いきます。

二宮川の廃川敷の将来の計画についてでございます。

二宮川の改修にあたったときには、旧の鳥屋町との約束ごとがあったと聞いておりますが、どのような約束があったのか、よかったらお示し願いたいと思えます。

もう一つは、河川敷でございます。河川敷



は1.9kmあるのではなかろうかと思いますが、上流の600mほどは、いろいろと土地関係、地主関係の方があって難しいことを聞いております。新庄、在江、坪川、西方面からのT - 265号線が通っております。今羽坂の坂本さんのところまでは、大変広い道路が通っておりますが、その右に曲がった河川敷を渡る橋がございます。あの橋は相手が見えないし、こちらも見えないし、曲がっております。そこで、廃川敷でございますので、あの土砂を取り除きまして、265号線と合わせて主要地方道氷見田鶴浜線に繋げていただければいいのではなかろうかと思っております。あの川は大変距離が短かく急でありますので、相手の車が分かりません。上がった頂上で交差する場合もございますし、いまだに消雪装置もままならぬわけでございます。危険防止を促進するためにも、あの河川敷の一部を取り除いて道路にさせていただければ、危なくなくて良いのではなかろうかと思っております。そのようなお考えがあると思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

その次は、二宮川廃川敷の計画でございますが、鳥屋北部、川田工区のは場整備がやや終わろうとしております。ところで、古墳公園とりやの西側部分の廃川敷と合わせて土地があります。その土地の利用計画をお示し願いたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 二宮川改修にあたり、廃川敷は旧鳥屋町へ払下げの約束があったと聞いているが、如何かという質問だったと思いません。

県営ほ場整備事業に伴う二級河川、二宮川・石塚川改修工事により発生する廃川敷の取扱いに関して、平成16年3月31日付けで、当時の石川県七尾農林総合事務所長、石川県七尾土木事務所長、鳥屋町長、鹿島町長の4者で覚書を取り交わしております。二宮川付け替えにより発生する廃川敷は、石川県から買い

取ることとなっております。

県営ほ場整備工事が平成19年度に完了したことにより、ほ場整備事業の換地処理と合わせて払下げについて県の河川課と協議を進めているところでございます。

次に、新庄、在江、坪川方面から今羽坂を通るT - 265号線を今羽坂地区の急な天井川部を取り崩して、主要地方道氷見田鶴浜線に延伸できないかという質問であります。

町道T - 265号線から主要地方道氷見田鶴浜線の延伸につきましては、二宮川の廃川敷の処理状況やほ場整備事業計画を進めている地元の羽坂地区と調整を図りながら、これから鋭意検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の鳥屋北部、川田工区のは場整備事業が終えようとしている所地に、古墳公園の西側の拡張について計画はあるかという質問であろうと思っております。

県営ほ場整備事業鳥屋北部地区の川田工区は、平成20年度末の事業完了を控えて、去る11月29日に権利者会議が開催され、一人の反対者もなく換地計画が決定されたところであります。

川田工区内には、弁護士が財産管理人となっている農地と、石塚川河川敷の一部として割り当てられた農地があります。

場所的には、古墳公園の芝生広場の西側で、ちょうど真向かいに集積されており、2カ所あわせて、約2万1,500平方メートルとなっております。

その農地は、旧鳥屋町の時代から、いずれは古墳公園広場として利用する計画があったと聞いております。

古墳公園は、沢山の町民の方が、年間を通じてグラウンドゴルフなど、多種にわたり利用されております。

公園の拡張につきましては、利用者の方々の声もいろいろお聞きし、その後、議会に用地交渉のご相談もさせていただき、また進展

状況についても報告もさせていただきたい、  
そう思っておりますのでよろしくお願ひいた  
します。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 先ほどの答弁では、  
平成16年3月ということで、県並びに鳥屋町、  
鹿島町ということで、払下げの約束があった  
という答弁であったかと思ひます。それに関  
して、現在は交渉中なのかどうなのか、あわ  
せてお聞かせ願ひたいと思ひます。今、羽坂  
地区では、ほ場整備事業の計画が入っており  
ます。そこで、基盤整備の底地には、河川敷  
の土砂などを入れれば、表土がそのままでも、  
大変効率がいいのではなからうかと思ひます  
ので、それに間に合うような払下げの方法が  
できないか所感をお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、羽坂地区のほ場整備は、  
21年度に向けて採択をいただくように、県そ  
して農林水産省へお願ひをしているところで  
ございます。

採択されれば、当然、今の河川敷、そして  
ほ場整備内の道路整備等につきまして、羽坂  
区と相談もしながら進めていかなければなら  
ないと思ひしております。そういう中で、今、  
県との交渉も進めているところであります。

○議長（田中治夫議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 工事に間に合うよ  
うにして払下げの交渉をしていただきたいと  
思ひます。河川敷を取り除いて緑地並びに道  
路まではいかないんですけれど、景観の良好  
ようにして取り計らっていただきたいと思ひ  
ます。これで終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、2番 諏訪  
良一議員

[2番（諏訪良一議員）登壇]

○2番（諏訪良一議員） 2件について質問  
したいと思ひます。

一つは、来年度当初予算編成の基本方針に  
ついてであります。出口がいつも見えない

とまでも言われている景気の悪化に伴い、自  
主財源並びに依存財源ともに漸減の傾向にあ  
ることは必至と思われまふし、また、これが  
来年度予算編成上においても厳しい対応に迫  
られるものと推察します。

一方、歳出面においては、学校再編整備に  
かかる統合中学校の建設や福祉施策の充実に  
伴う関係諸費の増大、並びに上下水道施設整  
備にかかる借入金の元利償還金に充てる公債  
費が必然的に増大することも避けられないも  
のと思われまふ。

先ほど、杉本町長から、町政2期目に向け  
ての力強い決意表明がなされましたが、急激  
な景気の悪化に直面し、厳しい経済情勢のも  
とにおける予算編成作業は、合併後、恐らく  
今回が初めてではないかと思ひます。将来的  
にも財政の健全性を確保しつつも、町総合計  
画の実現に向けて、創意工夫とめり張りのき  
いた行財政改革を役職員が一丸となって着実  
に進めることが肝要と思ひます。

なお、町民税や固定資産税など、諸税の滞  
納が多額化しつつあることも、今後の財政運  
営上の大きなネックになりうるのではないか  
とも懸念するものであります。

これらのことを踏まえまして、一つには、  
むり・むだに相当あると思ひますが、検証さ  
れているのか。

2つ目には、行財政改革を断行しようとし  
ている点はどこか。

3つ目には、予算の規模と重点施策などに  
ついてお尋ねします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員から来年度の予算  
編成の基本方針について、3点の質問がござ  
いました。

まず、むり・むだを徹底的に検証されたか  
との質問であります。現在、500万円以上  
の事業において、行政評価調書を作成し、各  
事業の目的、必要性、効率性、有効性を検証  
し、それぞれの事業において、外部委託、0



A化、事業の統廃合等によりコスト削減ができないか検討をしているところであります。

また、町議会から提出いただきました行財政改革特別委員会審査報告書についても、庁舎内で検討し、経費節減に努める所存であります。

2つ目の行財政改革を断行しようとしている点はどこかという点であります。

行財政改革では、中能登町行財政改革大綱の実施計画に基づきまして、各種事務事業等における見直しを実施しているところであります。

平成20年度においては、保健センターの統合、教育委員会及び社会福祉協議会につきましては、施設管理を含めた移動を行い、維持管理費の削減を図っております。

また、清掃業務や電気保安等につきましては、一括で入札し、委託料の削減を図りました。また、遊休地の利活用としてあおば台の宅地造成の実施や早期希望退職者の募集も実施しております。

今後も人件費や業務委託費の削減、補助金及び受益者負担金の見直し、庁舎・出先機関等の統廃合を図っていく所存でございます。

来年度の予算と重点施策についてであります。来年の3月には町長選挙もありますので、経常経費や継続事業及び国、県で採択をいただきました補助事業が主で、あくまでも暫定的な予算になるのではないかと考えております。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 行財政改革を進めれば進めるほど、町民の方々への我慢が強いられてくるが多々あると思いますが、このあたりについての町民のご理解とご協力をどのようにしてPRされていこうとしておいでですか。お尋ねします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 やはり現実を町民の皆さんに説明をし、そして理解していただくと、そ

のことが一番肝要であろうと思います。そのためには昨年もさせていただきましたけれども、各地域へ出向きまして、そしてお話もさせていただきたいと思います。また、いろいろな協会、団体もあるわけありますので、そのような団体の方々とも対話をしながらご理解をいただき、まず、対話が一番大事であろうと、そして理解をしていただくのが一番であろうとっております。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 今の段階では、今後の財政の厳しさは、まだ極端に表れてこない、あるいは表現できないところが多分にあるかと思いますが、厳しさがどのあたりに表れてこようかと思っておいでですか。お尋ねします。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

[服部顕了参事兼総務課長登壇]

○服部顕了参事兼総務課長 現下の中で、地方財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。一つには、自主財源である町税等々について経済の影響も多分に受けますので、自主財源が減ってくる。また、それに合わせて依存財源、地方交付税等を含めた財源も徐々に減額していく、そういう予想の中で行財政運営を進めていかなければならないと思えます。

そうした中で、歳出では、人件費、それから重複施設、類似施設の統廃合、町長も申されておりますが、そういうところで厳しく査定、運営していかなければならないだろうなと思えます。

また、それに加えて、福祉の問題、これにつきましましては、できるだけ現状を維持できる体制で取組んでいかなければならないという観点で、町長のもとに私ども職員は頑張っていきたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 町長のリーダーシップと更なる英断が恐らく求められてくるものと思いますが、果敢に取組まれることを期待して次の質問に移りたいと思います。

次に、広域防災体制の構築についてであります。

「災害は忘れたころにやってくる」とは、よく聞かれる言葉ではあるが、近年では、当地方においても新潟県の中越地震に次いで、能登半島地震など忘れないうちに大規模災害が発生しています。当町においても、日頃から町民の防災意識の高揚を図りながら、地域防災計画の策定や町民及び関係機関などの参加による総合防災訓練の実施などを通じて、災害に強いまちづくりが進められていることは、当を得た取組みであろうと思います。

昨年の3月25日、震度6を観測した能登半島地震で、大きな罹災を受けた輪島市（旧の輪島市と門前町）における被害状況とその復旧状況、及びこれらに関する行政が対応されたことなどについての行政視察研修を今年の2月15日に産業建設常任委員会で実施してきました。そのことを踏まえて感銘したことは、町単独では対応しきれないような大規模災害に備えて、隣接する自治体や関係機関などで構成する、広域の防災体制を早急に構築しておくことが不可欠ではないかと思慮しているところです。

これらのことを踏まえまして、一つには、広域防災体制の構築が不可欠と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2つ目には、仮に、広域の防災体制が必要だと思われまして、どれほどのエリアを想定して構築されようとしておられるのかについてお尋ねします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 広域防災体制の構築についてお答えします。

昨年発生いたしました能登半島地震やゲリラ豪雨という言葉に象徴される今年7月の局

地的豪雨など、近年の災害は大規模かつ複雑化しております。それにより、災害対応についても、一市町村だけで対応することが難しくなっており、市町村の枠を超えた防災体制の整備が必要であると考えています。

現在、町では災害時に備え、各種関係機関と災害協定を締結しております。また、消防については、石川県が本年3月に策定いたしました消防広域化推進計画に基づき、県内を5ブロックの消防本部体制とすることとしております。七尾鹿島広域圏は羽咋郡市広域圏消防本部と平成24年末の広域化を目指し、これら協議を行っているところでございます。

防災体制のエリアにつきましては、今後、この消防広域化を一つのきっかけとして、隣接する市町との災害時応援体制の整備を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 県内では、県境を超えて構築されている自治体もありますが、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、隣接といいますと氷見市になろうと思いますけれども、氷見とは、氷見田鶴浜線を通じまして、いろんな交流も深めております。また、隣接の市としても交流を深めております。

昨日も氷見の副市長と共に、富山県庁の方へも氷見田鶴浜線の陳情に行ってきたところでございます。当然、氷見ともお話をして、今、お話をしました七尾鹿島広域圏、そして羽咋郡市広域圏、そのほか金沢市や県内の市町でできるようなことがあれば、それらも進めていきたいと、そう思っております。

○議長（田中治夫議員） 諏訪良一議員

○2番（諏訪良一議員） 災害に強いまちづくりを一層強く進めてほしいものと思います。質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 11時15分まで休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。  
次に10番 武田純一議員

[10番（武田純一議員）登壇]

○10番（武田純一議員） 私は、今回、能越自動車道に石動山の名を、新型インフルエンザについて、はしか対策について質問をいたします。

私は、昨年9月、12月定例議会における一般質問で、「能越自動車道に石動山の名を」の題名で2回連続して質問をいたしました。

石動山の名前を付けることができるのは、能越自動車道でのパーキングエリア、インターしかチャンスが今後ないのではないのでしょうか。また、中能登町を語るとき、石動山を抜きにしては語れないのではないのでしょうか。氷見市にしても同じであります。特に特産の鰯を語るとき、石動山を抜きにしては語れないと。先般、氷見市阿尾の民宿での女将との話の中でも同意をされております。

昨年、町長も同じ答弁をなされていると記憶しております。

最近、新聞報道に、能越道パーキングエリアで「七尾の味発信 大泊住民直売所構想」を市産業政策課の職員を招いてワークショップを開き、鰯を目玉に民芸品の販売など、将来の夢と目標をグループで話し合ったと報道されておりました。

当町では、この1年間の活動をどのように総括されているのかお答え願いたいと思います。

また、町当局のみならず、町商工会、観光協会、石動山を護る会とタイアップした活動が今一歩だと思うが、これからの具体的な活動方針をお示し願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 「能越自動車道に石動山の名を」という武田純一議員の質問にお答えいたします。

ご質問の内容については、平成19年9月議会と12月議会において質問がありましたが、この一年間の活動をどのように総括されているかとの質問であります。

昨年の12月議会、武田議員の一般質問について、今後は能越自動車道建設促進協議会の意見を聞きながら、実現に向けて活動を行っていく旨のお答えをさせていただきました。

その後の活動については、協議会の理事会、国、県への要望活動などのおり、灘浦インター及び県境パーキングエリア内で石動山の名前を付けていただけるようお願いしているところであります。

また、商工会、観光協会、石動山を護る会にも協力をしていただき、実現に向けての要望活動を行っていきたいと思っておりますし、出しております。そういう中で、まだ時間があるということ。それに、もう少し町、あるいは今言った3つの団体、地元の了解、そういうことで、まだまだ運動が足りないといったような気がいたしております。要望活動のおり、国交省の有料道路の課長、部長にもお話しておりますけれども、やはり地元からあげてきてほしいと。地元の要望のないのに上から言うわけにもいかないというのが現実でありますので、もう少し町としても、また議会といたしましても、またいろんな団体等といたしましても盛り上げる必要があるのではないかなと思っているのが現在の状況でございます。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 今さら述べるまでもないんですけども、石動山は日本三大霊場の一つであります。また、天皇の勅願所でもあります。北国7カ国で、知識米を集めるのを許されていた所でもあります。それから、石動山の末社、これは80あります。それと、



分霊社135と言われております。一番遠いところでは、岩手県にもあります。前に「岩動」という方が国務大臣におなりになりました。あの方もそうです。それだけの広がりをもっているのが石動山でございます。

それから、当町におきまして、町長のお寺であります「長楽寺」、この山門も石動山、「本土寺」の仁王様もそうです。それから、旧の鹿島の方では、芹川の「泉福寺」、それから小田中の「勝楽寺」、それから尾崎の「明泉寺」の宝池閣、これもいずれも石動山にあったのでございます。それから、富山県の中田にある「道神社」これは国宝級と言われております。これは石動山の開山堂でございます。それだけの歴史的な文化財、それも各地方にあります。七尾市には「印鑰さん」がそうです。それを全国に発信するときに、この機会しかない。

私は、去年9月と12月、一般質問しまして、私の知っている関係者に協力を依頼しております。能登部の上にあります神社、この清水宮司は元石動山の宮司です。それから、西三階の大森重外さん、この方も石動山の宮司をされていて、現在は西三階においでです。その方々の支配している神社が富山県に沢山ございます。そちらの方も要望をしてきております。それから、元県会議員、市議員にも協力を依頼しております。その中で、担当課の方へ先に申しましたように、商工会、観光協会、それから石動山を護る会、この方々とともに氷見市の方へ赴き、その関係の方々に協力を要請すればどうかということを再三申し上げたはずです。

去年1年間、その4者のタイアップしての活動はあったのか、なかったのか、答弁を願います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 申し入れはしまして、「行っていただけないか」というそこまでの話で、まだ3者、4者で行っていることはございま

せん。また、全体がそこまで盛り上がっていないことも現実でありますので、まずそのような団体から盛り上げていかなければならないのではないかなと、私はそう思っております。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 関係団体の方へ申し入れはしたと。けども、実現していなかった。

私も今月、先に言いました氷見の民宿の方へ行ってまいりました。小竹から山越えをして阿尾まで行ったんですけども、阿尾の方では、橋脚を現在建設中です。来年になれば、宇波の方まで姿が見えると言われております。この機会を除きましたら、もうあまり時間がないと思います。是非、活動を今までより、より以上活発にさせていただきたいと思います。

次に移ります。新型インフルエンザについて質問です。

11月20日、マスコミに1人感染で都道府県単位で学校閉鎖。ショッキングな見出しがありました。指針では、感染者が確認された場合、その地域を含む都道府県が管内全ての幼稚園、小学校、中学校、高校などに対して臨時休校を求める。合わせてコンサートや映画館など、不特定多数の方が集まる施設に対しても、営業の自粛を求めると出ておりました。

近隣の県でも、感染者の通勤、通学状況などを踏まえ、休校などの措置を検討する。閉校措置の解除については、感染状況を見ながら都道府県が厚生労働省と協議をすると出ておりました。これまでの指針と大幅に変わっております。市町村単位での閉鎖から都道府県単位に拡大されたのであります。新型インフルエンザは、単なる感染症の流行にとどまらず、むしろ広域災害と認識されてきたのであります。新型インフルエンザは、鳥などのインフルエンザウイルスが、本来、人間に感染しないウイルスが感染しやすいように変化して発生すると言われております。大半の人

が免疫を持たないため、世界で爆発的に流行の恐れが強く、国の推計では、発生時で国民の25%が発病、医療機関受診者最大で2,500万人、死者64万人が想定されるそうです。アジアなどで鳥から人に感染が続く、鳥インフルエンザH5N1型が新型に変化する時代が最も心配されると報道されておりました。

そこで、予防対策として、留意すべき事項をお示し願いたいと思います。

幼稚園、保育所、小・中学校の臨時休校、不特定多数の集まる施設に対する営業自粛の命令伝達は、どのようにお考えなのかお答え願いたいと思います。

ところで、WHOに報告されました「人・鳥インフルエンザ」の確定症例は、本年9月10日現在、世界で381件、死者245人でありませぬ。発生時には、感染防止策として外出を控え、自宅にいるよう国民に呼びかけ、約2週間分の食料やマスクの備蓄を奨励しております。どのように対応されるのかお示し願いたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 新型インフルエンザについて、まず、予防対策についてであります、新型インフルエンザは、今、議員も言われたように、従来は、人に感染しづらかった鳥インフルエンザウイルスが変化し、人から人へ感染するようになったものであります。

現時点では、海外でも発生していない段階ではあります、個人、家庭、そして地域全体における対策は必要と考えております。

そこで、家庭レベルの対策としましては、まず、新型インフルエンザの正しい理解と対処について、むやみに怖がらせることなく情報発信するとともに、個人や家族で行う予防対策についても、広く周知する必要があります。

例えば、通常のインフルエンザ同様、うがいや手洗い、また、栄養や休息に気を配り、日頃から体力や抵抗力を高めておくことが感

染しにくい身体づくりに大切であることを広報や各地区での集会等の機会を通じて行っていきたくて考えております。

更に、地域対策としては、指揮命令系統の明確化や、ライフラインを守る関係機関の機能の確保、そして食料やマスク等の準備があげられ、町の計画策定が必要となります。

策定にあたりましては、今後、国から示される国、県、町の明確な役割分担のもと、サービスの継続と感染拡大防止の両面からの調整をとりながら、町の関係課はもとより、地域の関係機関とも協議し、順次進めてまいりたいと思っております。

次に、町民への新型インフルエンザの流行についての伝達方法としては、国、県からの正しい情報をケーブルテレビ、音声告知端末等を利用して町民に情報を提供し、それぞれがすべきことを伝える事となります。

また、独居家庭に対しては、発生段階に応じた対応が求められます。

そして、情報を伝える段階は、国が国の定める基本方針により、海外で発生したことを公表した段階と考えております。

海外での発生が認められた後、日本にはウイルスを入れないことを対策の柱として、入国者に対する健康監視が強化され、国内発生に備えた情報収集を継続していくとともに、医療体制の整備が図られることとなります。

3番目につきましては、教育長が答弁をいたします。

4番目の食料、マスクの備蓄方法は、ということでもありますけれども、先に説明の計画策定において、優先順位等を検討したうえで、備蓄の量、配達方法等も含め、示したいと考えております。

なお、国ではマスクの量を咳、くしゃみ等の症状のある方、1人に25枚を目安としており、これを参考にして数量を具体化していきたくて考えております。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長



[池島憲雄教育長登壇]

○池島憲雄教育長 今ほどの武田議員からのご質問がありました、新型インフルエンザによります小中学校の休校対策ということについてお答えいたします。

新型インフルエンザの発生の心配も高まっておりますし、鳥インフルエンザのウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異することも懸念されております。

ただ、今後発生するかもしれない新型インフルエンザがどの程度の感染力や病原性を持つかとなりますと不明でもあります。現時点では、国から県に対して具体的な通達もないというふうに聞いております。万が一、新型インフルエンザが発生したとなりましたら、厚生労働省、あるいは文部科学省を通して、文部科学省の方から県の方への情報、あるいは指導、そういったものがなされるんだろうなというふうに思っています。私たちの町におきまして、そういう情報、あるいは指導につきまして、速やかに対応できるような万全の対策をとっておきたいなというふうに思っています。

特に、学校や保育園、幼稚園、それから児童館とか学童保育施設などの現場と私ども教育委員会、保健環境課、県の関係機関との連携を特に密にしながら、万全の体制をとりながら、対応をとっていききたいなというふうに思っております。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私の聞き違いかも分かりませんが、町長の答弁の中に、鳥インフルエンザ、これ、世界で例がないような答弁でなかったかなと思いました。

私、先ほど申し上げましたように、9月10日現在ですね、世界で381件発生しております。鳥インフルエンザによる死亡者、245名です。これは、七尾の保健所の方から資料を得てきておりますので、信頼できる筋だと思っております。

それからもう一つ、対策の中にどのような対策をされるかとお尋ねしたと思います。これも感染症情報センターからの資料ですが、これも感染者のほとんどは病気になった鳥、または死んだ鳥、直接かつ密接な接触により感染したと考えられると言われております。

学校においても、保育所、学童の方でもそうですけれども、死んだ鳥、特に渡り鳥ですね、それには触れないと。それから鳥の糞、そういう鳥の糞には触れないということが肝要だと思います。是非そのことを学校教育現場、保育所等に伝えて、そのようなことのないようお願いをしたいと思っております。

先ほど申しましたように、もし発生したら、日本国内で2,500万人、死者は64万人と言われております。これは、私ども防ぐワクチンがないということでございます。そのことを念頭におかれまして、発生をいかにして防ぐのかと、予防するかと。予防するについては、先に申し上げました、特に渡り鳥ですね、道路などに落ちている鳥には触れないと。それから死んだ鳥もそうです。それから鳥の糞にも触らないということが肝要だと思いますので、是非その辺を町民に広く啓発をしていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。はしかについてお尋ねいたします。

11月のあるテレビ番組で、年明けから、はしかが増え、今すぐ予防接種を受けるようにと。

また、中学1年生、13歳、高校3年生、18歳が今年4月1日より平成25年3月31日までの期間、予防接種が義務付けされました。神戸大学では、学生の予防接種を義務化されたと報道しておりました。

石川中部保健センターの話では、昨年多く発症し、特に受験者が受験できず、1年間を棒にふる悲惨な事例が多く見られたとの話がありました。

町におかれまして、特に受験生が予防接

種を受けるよう、あらゆる機会を活用されることを強く要望されております。町の方にしても、PR方をよろしくお願ひしたいと思います。

また、12月3日の新聞報道によれば、12月2日現在、厚生労働省が予防対策の一環として、先ほど申し上げました、本年4月1日から義務化されました、はしかの予防接種、全国9月末日までの半年間の実績は、13歳が56.4%、18歳が47.6%であり、石川県では13歳が56.8%、18歳が48.4%で全国平均をわずかに上回っております。

当町のワクチン接種、第2期、第3期、第4期の接種状況はいかがでしょうか。お答え願ひしたいと思います。

国立感染症研究所のデータによれば、はしかの患者は中学、高校生に多く、予防接種を1回も受けなかった方が一番多い。次が1回接種も同様でございました。2回接種により免疫が減退した子供に再び刺激を与え、強固になるとのことであります。

今更申し上げるまでもなく、はしかは非常に感染力の強いウイルスであります。接種が0回、または1回の場合は血液中の抗体化が十分でない場合が多く、接触により感染する可能性が非常に強いと。接触から10日から14日で発症するそうです。はしかを防ぐためには、2回の接種者の率を95%に高めなければならないそうです。接種率をいかにして95%にされるのかお答え願ひしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 はしかについて近年の発症状況はということであります。

近年の県内のはしかの発症については、平成17年が1人、18年の発症はなく、全国的に流行した19年には74人、今年には7人の発症が報告されております。

なお、能登中部管内では、平成17年が1人、19年には16人が報告されております。

次に、当町における平成20年11月30日現在

の接種率を申し上げます。

小学校就学前の第2期で90.7%、中学校1年生の第3期では95.6%、高校3年生の第4期では88.8%となっております。

次の接種率95%以上の達成についてであります。はしかの流行を抑えるには、95%以上の接種率が求められているものの、当町では第2期と第4期で達成されておられません。

いまだ予防接種を受けていない方については、これまでのように個別に通知するとともに、電話で接種の勧奨を根気よく行っていきたいと考えております。

○議長（田中治夫議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） これも七尾の中部保健所からいただいてきた資料でありますけれども、そのときに所長の方から「中能登町はよくやっとなる」とお褒めの言葉をいただいております。本当に町長、いろいろとご苦労さまでございます。

その中で、第2期のはしかのワクチンの接種率、中能登町は96.1%です。石川県の管内では4位であります。一番良いところは、志賀町です。98.9%です。良いところもありますので、更に努力をされていただきたいと思ひます。

それから中学1年生、13歳の方です。これは第3位です。中能登町の方は91.2%、一番良いのは珠洲市で、97.5%です。これも珠洲市から見れば6%ほど低いということでございます。それから18歳、高校3年生、これは中能登町が73.3%です。低い率なんですけれども、石川県では1位であります。一番悪いのは川北町です。これは参考にする必要はありませんが、これは8%しかしていません。高校3年生、18歳の方、これが73.3%。この数字を95%に達するように、更なる努力をお願いしたいと。そのためには日頃から学校教育、これ教育長にお願ひなんですけれども、学校教育の場において、はしかの予防、これは、二回接種を行わなければ駄目だと。今、

混合ワクチンがありまして、その時に接種をしなかったと。事故が多発しまして、それが今日のツケになっているということでございます。是非、このパーセンテージを上げていただきたい。それから、先も申し上げたように、大学受験、それから就職受験をするときに、はしかになったら受験できないと。1年間を棒にふることになります。こちらの方も、学校当局の方へ働きかけられまして、95%、できれば100%が一番良いんですけども、100%は無理だと思いますので、95%になるように、更なる努力をされることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

20番 杉本平治議員

[20番（杉本平治議員）登壇]

○20番（杉本平治議員） それでは、午前中に引続きまして質問をさせていただきます。

一般質問といたしまして、4点ばかり提出してあるわけでございます。内容的には、地域の住民の方々が日頃感じておられることについて、私のところへいろんな声が届きました。それらを含めまして、行政の方に対応策を考えていただきたいということで質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、交通安全対策でございます。これから年末を控えまして、交通安全対策は、大きな課題の一つでなかろうかと考えております。

今回の質問に取上げたのは、今日まで事故が中能登町で多発している地域、その地域の住民の方々から、「何とかしなければいけないのではないか」という、そういう声がありました。具体的に、R - 135号線、JRに沿って走っている路線であります。これにR -

10号線、東馬場へ行く幹線道路であります。そのR - 135号線に、JR七尾線が並行して走っているわけでありまして。

先般も大きな事故がありまして、水田の方へ車が2台、飛んで入るといふ、そういうことがありました。以前にもあったわけでありまして。このR - 135号線は、速度制限が40キロの制限であります。R - 10号線については、現在、標識がありません。東馬場地区からR - 10号線を通してJRの踏切に入りますと、心理的に踏切を早く抜けなければいけないといふ、そういう気持ちになるわけでありまして。昨日も、私、この路線を通過しておりまして、踏切に入るか入らない時間帯に踏切の「じゃんじゃん」が鳴りまして、びっくりいたしまして、少しでも早く踏切から脱出しなければいけないといふ、そういう心理的な作用が起こるわけでありまして。そういう中で、R - 135号線と踏切を抜けますと、すぐさまこの135号線が走っておりますから、車の先端がどうしてもこの135号線に顔を出すわけでありまして。具体的にどういう対策が必要かということについて、私、この点について提案はできませんが、何とかして、こういう事故がいつも起こっている場所に、また起こり得るといふ、そういうことのないように行政の方に標識、またその他のことで対策を考えていただきたい。

2点目といたしまして、鹿西小学校の問題であります。鹿西小学校は、町道1号線からすぐ登り坂になりまして、学校へ子供は通学しているわけでありまして。周辺の方々は、あの学校から子供が自転車に乗ったり、町道1号線を左右の確認しなくて、すぐさま道路に下がるという、そういう事がよく見られるわけでありまして、周辺の住民の方々は、「事故が起きなければいいが」といふ、そういう声が多く出てまいりまして、私のところへ「あれ何とかしなければいけないのではないか」といふ、そういう声が寄せられたわけで

あります。町道1号線は、確認いたしますと、速度制限が30キロであります。最低の速度制限の標識が立っているわけでありますから、これ以上の速度制限というのは、私は、交通安全の中ではないのではないかと考えているわけであります。そうしますと、この鹿西小学校の正面の道路に横断歩道を明記するとか、また、1号線を走っている車に注意を喚起する新たな標識を立てる。子供は子供なりに学校の方から注意をさせるということもあるわけでありますが、差し当たって、この行政側として、1号線上に新たな標識を立てて、車を運転している方々に「子供がここを横断する」という、そういう注意をさせる、そういう標識、そういうものを是非とも行政側として具体的に考えていただきたい。これが第1点目でございます。是非とも答弁をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本議員の質問にお答えいたします。

町道R-150号線、R-10号線との交差点とJR七尾線の踏切交差による事故対策についてであります。

ご指摘の場所は、デイサービスセンターひまわりから東馬場地区に向かう道とJR七尾線沿いの鹿西高校グラウンド横から西馬場地区に向かう道が交差するJR七尾線「第2上」踏切の横に付置する箇所であります。今年も事故が発生しております。

事故が発生する原因としては、交差点が踏切と接しているため、東馬場方面から来る車が踏切で一旦停止したあと、踏切内を早く出ようとするため、左右の確認が怠りがちになることや、ガードレールがあるため、また時期によっては、JRの線路脇に背の高い雑草が生い茂ることにより、左右に走行する車が見えにくいこと等が考えられます。

これまでも、「速度落とせ」の路面標示や「スピード落とせ」の看板設置、交差点内の

「クロスマーク」設置等を行ってきました。

今後の対策といたしましては、七尾警察署の指導もいただき、路面標示を強調することや、警戒標識や注意喚起の看板設置等を行いますのでご理解をお願いいたします。

2点目の鹿西小学校正面の道路に横断標示をとのことですが、この場所は小学校の正面が、歩道を設置するスペースがなく、町道に面しており、小学校敷地内の玄関口は、町道に向かい傾斜しているところであります。

ご承知のとおり、横断歩道については、町で設置することができず、警察署に要望書を提出し、交通量や危険性等を比較検討のうえ設置の可否について判断をされます。

この要望書については、各市町から提出されますので、優先順位の面で、また財政事情が厳しい中、予算面においても、設置される数が限られるという、大変厳しい状況であると聞いております。

町としては、現状を確認させていただき、必要とあれば要望書を提出することとさせていただくとともに、学校に対し、子供たちに正面玄関口を含め、交通安全の指導について協力をお願いしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 再質問させていただきます。

1点目については、町長の答弁は分かりました。町道150号線と言われましたが、これは135号線です。

それで、2点目の小学校の前、これについては、町独自で標識とかそういうものについては、より具体的にできないものかどうか。例えば、警察署の承認なしの町独自の注意標識というか、そういうものを立てられないものかどうかということでございます。

子供は、1年生から6年生まで通学しているわけでありますから、通学道路としたら、あの正面が1本なんです。横に全然ないんで



す。昔の小学校は、通学路は何本もあったんですけれど、現在の鹿西小学校は、通学路は1本でございますから、全員の子供はあそこを利用するわけでありまして、私は、そういう点で独自の施策を町として是非とも考えていただきたい。事故が起きてからでは、遅いのではないかということをおもうわけでありまして。

そういうことを強く要望いたしまして、次、2点目に入らせていただきます。

議員に例規集が手渡されております。この例規集を見ましたら、告示第30号で福祉タクシーの利用助成事業要綱があるわけでありまして。目的には、身体障害者等に利用券1枚680円券を24枚交付するということになっております。利用方法としては、特別この24枚は制限はありません。1カ月に2枚使おうと3枚使おうと制限はないわけでありまして。

次、告示第50号で、介護予防生活支援事業実施要綱で高齢者等の生活支援、生きがい活動支援等と同じくタクシーの利用券、金額も同じ680円、これは半分の12枚が交付されております。また、1枚3,000円券が4枚交付されているわけでありまして。これが告示第50号で介護予防の生活支援事業でございます。

だが、違うのは、この利用券が全て期日指定がされているわけでありまして。例えば、680円の利用券が12枚あたりまして、1月、2月、3月、4月と期日指定してありますから、この期日とした月に利用しないと無効になるわけでありまして。利用されている方々にとりましては、なぜに制度的に福祉タクシーと同じような680円でタクシーの利用券がありながら、片一方の24枚は期日指定がない。介護予防の生活支援は、期日指定がある。そのことに矛盾を感じておられるわけでありまして。その期日に利用しなければ、その券は無効になるわけでありまして。1月の明示してある利用券を2月に使うというわけにはいかない。そういうことがあるわけでありまして。

また、3,000円券の4枚、これは七尾の病院であるとか、そういうところへ遠出するときには使う券であります、これも期日が指定してある。

高齢者の方々がどうしても今月は行かれない。そうしますと、3,000円の券を買ってありまして、1枚が無効になるということになるわけでありまして。なぜにこういうことになっておるのか、担当課に聞きましたけれども、以前からこういうことになっておるということで、引続き現在もこういう制度が要綱上あるわけでありまして。

私は、利用する町民にとって、せっかく喜ばれている施策がそのことで無になってしまう恐れがあると考えているわけでありまして。是非とも告示第50号で交付してある介護予防支援事業のタクシー利用券の期日指定をとっばらってしまう。金額的に増やすとか680円を780円にしようという、そういう利用券ではないんです。期日をとっばらって、高齢者の方々が自由に病院等へ行く場合にも利用できる、そういう温かい制度に変更していただきたい。このことを2点目に要求いたします。答弁を求めます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 介護予防・生活支援事業によるタクシー利用券と福祉タクシー利用料助成事業要綱による制度の利用券についての整合性を求めるという質問であります。

介護予防・生活支援事業によるタクシー利用券は、おおむね65歳以上の要支援・要介護の認定を受け、一般の公共交通機関を利用することが困難な方が、医療機関へ受診に行く場合に利用できるタクシー券となっております。

また、福祉タクシー利用料助成事業でのタクシー利用券は、障害者並びにその世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度であり、一般の公共交通機関を利用することが困難な重度の障害者の方を対象に助成をしております。



す。

議員ご指摘のとおり、同じタクシー利用の助成事業を行っているわけではありますが、その利用方法などが統一されておらず、また、使い勝手が悪いという意見も聞いております。

今後、利用される方が使いやすいように、平成21年度から見直しを行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） ただいま、町長から答弁いただきました。是非ともそのように、町民からせつかくの制度でありますから喜ばれるようにしていただきたい。そのことをお願いしておきます。

次に、中能登町におけるほ営圃場整備事業の整合性について、お聞きいたします。

今月の3日に、中能登町のほ場整備事業採択について、担当課の方から地元の関係する区長並びに関係者に県の方へ陳情に行ってほしいという呼びかけがありました。

3日の日に、地元の3地区、西馬場地区、羽坂地区、また能登部地区、代表12名で構成して知事へ要望してまいりました。その席上には、町長をはじめ山田県議も同席されたわけであります。

初めに、農林水産部長に書類等を渡しまして、是非とも平成21年度の事業採択に明るい見通しができるようにお願いしてまいりました。そして、次、知事をお願いしたわけであります。

私は、この点につきまして、今日お聞きしたいのは、事業内容の中身が違うということであります。能登部上に関する地域、現在、滝尾南部のほ場整備事業、東馬場のほ場整備事業、これが20年度から工事着工を行っております。

今回、12月3日に知事をお願いしたのは、能登部地区の県営土地改良整備事業という、そういう名目で能登部地区はお願いしたわけであります。西馬場地区、羽坂地区は、ほ場

整備を含めての事業内容であります。能登部地区は土地改良総合整備事業という要望であります。内容的に要望の中身が違うわけがあります。ほ場整備は行わない。現在の大型化した水田の暗渠のし直し、及び農業用水施設の改良であります。

このことは、東馬場地区、滝尾南部地区、隣接するそのほ場整備を行う地域と内容的に明確な違いがありまして、そのために上部にある両地区のほ場整備が仕上がる段階におきまして、下流にある能登部地区は、その事業内容の違いから、どうしてもすり合わせをしなければいけないことが多々あるわけあります。

先般も、東馬場の工区長から電話がかかりまして、東馬場、ほ場整備して1町歩の田んぼを造りましたが、現状の中では、水を抜くことができない。現在あるほ場整備した以前の小規模にほ場整備した排水路へ東馬場の1町歩の水を抜かしてもらえないか。そういう要望があがりまして、能登部上の担当する方々と一緒に現地へ見てまいりました。そのことについては、能登部上としては了解したわけあります。せつかく東馬場地区が1町歩の田んぼを造っても、水が抜けないということでは、区は水田化できないわけありますから、そういうことに了解をしたわけあります。

滝尾南部地区におきまして、やはりそういうことがこれから起こる恐れが私はあるのではないかとことを考えておりまして、先般、この東馬場、西馬場、滝尾南部、隣接するこういう事業の設計内容、どういうことになって下流の方へこの3地区の水が流されることになるのか。こういう点について具体的に能登部上地区としましても知る必要がある。そういう意見の統一がなされました。現在、バラバラに対応しておるのを、一本化しなければいけないということで、早晩、能登部上工事管理委員会というか、そういうもの

をつかって、統一した意見書をまとめてこれに対処していきたい、そういうことを考えているわけであります。

この点につきまして、町の方としたら、先般、知事のところへ行きましたら、積極的に21年度の事業採択について前向きな答弁をいただきました。私は、明るい展望があると考えておりますが、地元の事業をする3地区が、これについて意識統一をしておらないのでは、これから、やはり支障が出てくるのではないかと、そのように考えております。

こういう点につきまして、行政の方は、積極的に中へ入りまして、すり合わせを行って、円滑に事業が進められるように努力してほしい。そのことを要求いたします。答弁を求めます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ご指摘の件につきましては、滝尾南部地区ほ場整備事業推進協議会からも、平成20年10月30日付けで要望書が提出されております。

つまり、滝尾南部地区が排水することになる下流域での災害発生を心配しているものであります。

県では、今のところ、県営ほ場整備事業により整備する排水は、能登部上地内の既設の排水路に接続することになっております。

しかし、状況によっては、排水経路を変更する場合も考えられます。

邑知地溝帯幹線排水路である第5、第6、第7号排水路については、整備後40年が経過し、流域の開発等により、排水能力不足となっております。

東馬場、西馬場、滝尾南部地区の個々の対応ではなく、地域全体を見据えた抜本的な対策が必要であろうと思っております。

今後、排水路改修事業の導入など、抜本的な対策について関係集落と町と県が十分協議し、対応していきたいと考えております。

第1回目の打合せを今月19日に開催を予定

いたしております。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 今、町長から答弁をいただきました。私は、この問題について取上げたのも初めてでございますが、予算の中に、今、町長が言われました7号線、5号線排水路の整備、5号線の土砂あげというのが予算の中に出ておりましたね。

ただ、そういうことで、果たしてあの地理的に大きな滝尾南部の小竹、水白、尾崎の排水を、あの7号線、5号線の能登部上の地内に受けられるかどうか。こちら辺については、設計上、どのように県はこれから考えているのか、そういうことを私は思うんです。

以前、こういうことがあったんです。東馬場が水路を整備いたしまして、そのまま能登部上の方へ整備した水を流したわけでありまして。今、死なれておられませんが、当時の区長さんは、「これじゃ、どんならん」ということで、慌てて水路のU字溝の布設替えを能登部上が行ったことがあるんです。大きいのに。

それからもう一つ、これも県の方から指導されて能登部上が基幹排水路というものを長曾川の横に造りました。新たに。これも東馬場地区の排水を受けるために、長曾川はその時に改修しておりませんから、長曾川の底が高いから水を抜けない。手前に特別基幹排水路というものを造る必要があるということで、基幹排水路というものを造りました。現在もその排水路はあるわけでありまして、このように、その時その時に上の方のほ場整備によりまして、下にある地域が後手後手に排水を受ける立場にあるわけでありまして。

今度、私、知事のところへ行ってみよう。この西馬場、羽坂、能登部上、3地区の陳情内容、是非ともこういう問題も含めて、町の方として是非とも総合的に考えていく。そして農林総合事務所の方で、どのような設

計ができておるのか、具体的にそれを示していただきたいと思うんです。そうしなくては、我々の意見というのは集約できない。今の現状の河川を利用して、底ざらいをする。そして、沈澱している土砂をあげるだけで、今の排水を受けられるかどうかということになりますと、私は大変疑問に思います。こういう点で、早急に、町長は、19日に会議を開くということでありますが、議会の最終日であります。私、出席できないので、地域の方々に、「代わって行ってきてくれ」と言っているんですけど、何かもう少し積極的にこういう問題について地域の声を吸い上げる、そういう方法を是非とも考えていただきたい、そのように思います。ひとつこれについての対応策、早急に考えていただきたい。

次の点に移ります。学力テストということで、教育長にお尋ねいたします。

今日、昼、家へ戻りまして昼食をとっておりましたら、テレビでこの学力テストのことに付いて放送しておりました。全国の町村、県も含めてでございますけれども、教育委員会は、学力テストの結果を公表しない。そういうことを以前から決めておるわけですが、改めてこの点について確認をしたところでございます。

大阪府の橋下知事は、大変、この決めたことに対し不満を持っておりました。そういうことをする教育委員会には予算をつけない。そういう恫喝をしているわけであります。私は、こういうことが教育の現場に許されるかどうか疑問に思うわけであります。そういう現象があるということを前提にいたしまして、教育長にお尋ねいたします。

まず1点目、現在行われている学力テストの内容、具体的に聞かせていただきたい。小中学校とも、テストする科目、その内容等について、何をテストするのか答弁をいただきたいと思います。

2点目といたしまして、学力テストの公表

をしないという全国町村の教育委員会の根拠というのは、テストの実施によりまして公表すると、その結果によって個人と学校間に格差が生じてくるのではないかという、そういう恐れがある。そのために学校の中で、例えば、中能登町の小学校、中学校の中にテストの発表をすることに格差が生まれてくる。そういう恐れがあるということで、教育委員会の方は、この公表をしないということに決めているということをお尋ねしておりますが、この点について教育長はどのように受け止めているのか、2点目としてお尋ねいたします。

1980年代に、ゆとりある教育が進められました。私は、その時に鹿西町の議員もしておりましたから、当時の教育長、名前は忘れましたが、ゆとりある教育とは何ぞやということで、教育長と論争したことがあるんです。

今、振り返ってみますと、その時にいただいた答弁の中では、ゆとりある教育を進めるということは「多様な個性を伸ばす」、そのことが1点目にある。2点目として「自ら学び考える力を作っていく」ということがある。3点目として「想像力を育む教育を作っていく」このことがその当時、私が質問を行いましたら、答弁として当時の教育長から返ってきたわけでありまして。そういう1980年代に発足いたしました、ゆとりある教育を進めておるのが現在のテスト中心で学力を伸ばすという、点数をつけるという、学校に格差を求めていくという、そういうものと矛盾を生じないのか。この点について現教育長はどのように考えておられるのか、これが3点目。

4点目といたしまして、石川県として現在、学力テスト、市町村別、学校別の成績の開示については、様々な論議はされていると思うんですが、現在の状況、教育委員会としては全県的にどのように判断されておるのか。

以上、4点について教育長に答弁を求めたいのであります。



○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、杉本議員さんの方から学力テストにつきまして、大変沢山の教育の本質に迫るような沢山の問題点、課題が出されました。

順番は不同になるかなとは思いますが、ども、答弁といいますが、今、思っていることを述べさせていただきます。

まず、全国学力学習状況調査ですが、今年で2回目が実施されました。4月に実施されまして、夏休み前には結果が教育委員会、そして学校の方に届きました。

どういうテストであったのかということですが、まず、実施した学年、小学校は6年生、中学校は3年生、2学年です。それから教科はどうであったのかということですが、小学校6年生には算数と国語です。いずれもA問題とB問題があります。A問題というのは、全くの基礎、基本であります。教科書に載っている基礎的なことをしっかりと理解し、身に付いているのかというそういう問題であります。B問題は、基礎、基本をもとにして応用する力、活用する力、そういうものを見る問題であります。俗に言う応用問題といいますが、発展問題であったり、そういうような問題であります。

中学生についても一緒です。中学校の3年生が実施したテストは、国語と数学です。同じようにA問題とB問題がありました。その結果が夏休み前にそれぞれの学校に届きました。それぞれの学校では、直ちに自分の学校の子供たちの結果がどうであったのかということ进行分析し、その後の生活習慣の改善とか、学力の向上に向けた取組みとか、学習意欲をどのようにつけたらいいのかといった、そういうきめ細かな取組みを掲げまして、実施しているところであります。

先ほど、ご指摘のように、学校間の格差とか序列化を引き起こす、そういう心配がないのかということですが、それぞれの学

校では、もちろん教育委員会もそうなんですけれども、本来の狙いとか趣旨、こういったものをしっかりと理解をいたしまして、そういう点数を学校ごとに公表したり、それぞれの学校で「お前は何点であった、あなたは何点であった」というような数字を前面に出す、個人名を出す、学校名を出すというようなことは行っておりません。それぞれの学校が行っている教育活動は、それで良かったのか、問題があるとすればどこなのか、どこが良かったのかというような、そういうところでその結果を利用しているということでもあります。

それから、ゆとり教育と現在のテストを中心とした教育は、矛盾しないのかということですが、これは個人的な見解といいますが、思いなんですけれども、ゆとりある教育がでてきたときには、理想的には良いことだなというように思いました。多様な個性を伸ばし、自分から進んで学ぶ意欲をつけて頑張っていく。そして単なる知識だけでなく想像力を育むという、そういうゆとり教育の本質に迫る中身については、素晴らしいことだなというようにも思っていますけれども、現実、なかなかゆとり教育の本質に迫るような教育活動が完璧に行われたかといいますが、なかなかそうでない事実もあったのかな、ゆとりが緩みになったり、ゆとりの名のもとでなかなか一生懸命に頑張ろう、限界まで挑戦しているんなことに頑張ろうというようなことが少なくなったり、というようなそういう問題も出てきたのではないかな。ゆとり教育が出てくることによって、教科の時間数も少なくなりました。そのことによって、国際的にもいろんなテストをしたときに、日本の方は、少し順位が下がってきたというようなことも指摘されました。やっぱり、ゆとりも大事なけれども、小学生、中学生の間は、一生懸命に子供たちに課題を与えながら頑張らせる、そういうことも必要なのかな。小さな時に無我夢中で一生懸命に身に付

けたものといえますと、一生の宝になっていきます。ゆとりも大事ですが、なかなかゆとりを与えただけでは、その子その子がゆとりの本質に迫るような活動とか生活を送ってくれないという、そういうことがあったのかなというように思います。

現在、ゆとりからの路線転換というようなこともありまして、教科の時数も増えてまいりました。

それから、テスト本位では、学校教育が歪められはしないかというようなこともお考えかなと思うんですけれども、私たちの教育委員会の方では、8つの教育目標を「ふるさとに愛着と誇りをもち、将来を夢みて、未来を切り拓く子供の育成」というように定めまして、学校現場と連携を密にしながら、全力で学校教育に取り組んでおります。

基本は、「優れた知性」と「豊かな人間性」と「健やかでたくましい体」といった、この3つのバランスのとれた人間形成であります。

絶えず学校現場では、教育活動の改善を図って、質の高い教育活動を展開して、真に生きる力を育てていきたいと思っております。

決して、学力一点張りでテスト本位の学校教育を重視しているわけではありません。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 教育長から答弁をいただきました。再質問も、したいわけですが、時間的にあと10分でございます。

私は、今のゆとり教育というのは、やはり個人の個性を伸ばす、自ら生きる力、考える、そういうものが根底にあったのではないかと思うんです。

振り返って、鹿西町議のときの議事録を見ますと、時の教育長はそのように答弁をいたしております。私は、それが今、テストによって競い合いや、学校の評価、序列というものが生まれてくる。そうしますと、特色ある学校づくりという今日までのスローガンと、私は大変矛盾するということを感じるわけであり

ます。その上に、今日の昼のテレビにも出ておりました。大阪府の橋下知事は、テストの結果を公表しないのなら、教育予算に差をつける。秋田県の知事、鳥取県の知事も、そう言っているわけであります。私は、これはやはり子供の自主性を伸ばすということできなしに、テスト一つを取上げて、子供の自主性を抹殺するとか押さえ込む、そういうことになる恐れがあるかと思えます。時間もありませんから、最後に教育長に答弁を求めたいのです。

これは、新聞の記事でございます。11月14日に出ておりました。朝日新聞であります。麻生総理の読み違いの連発という新聞の記事であります。例えば、日中首脳会談、1年のうちにこれだけ「頻繁」に行ったのかというのを「はんざつ」と読んだということです。

今年5月の四川省の大地震に関するくだりでは、「未曾有」の自然災害というのを「みぞゆ」ということに読み違いをしておる。また、1995年の村山、当時の首相が歴史認識の談話を発表したときに、「踏襲する」ということになっておったのを「ふしゅうする」ということで、麻生総理は、記者会見の席上で行っているわけであります。教育長にお尋ねしたいのは、麻生総理は、学習院大学を出たそうであります。私は、小学校だけであります。教育長にお聞きしたいのは、時の首相が、このような間違いの発言をしておる。教育長は、この麻生首相の発言に対して、何点の点数をつけられるか。教育長に本音でひとつ答弁を求めたい。そのように私は思うわけであります。

再質問は、いくつも用意しておりましたが、この点については、教育長はどのように国語として、算数として、テストあるわけであります。読む力、それをどのように時の首相が、こういうことを頻発するということに対しまして、本当に遺憾の意を表されるのか、「いや、あの時代はこんねったわい」ということ



で済まされるのか、教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 時の総理の発言に点数をつけるという、大それたことはとてもじゃないができません。人間いろんなところに小さなミスやら大きなミスやらあるんだろうな、神経の持ち方によって、うっかりミスもあるだろうなというふうに思いますし、総理は、どのような状況でミスをされたのか。仮に真面目にミスされたとしても、そういう細かい一つ一つのことよりも、全体としてどういうようなことを発言されたのかということの方が大事なのかなというふうに思います。私も、いつもミスだらけです。一つ一つのミスよりも、あの人は、この総理は、何を言いたいのかというあたりを聞いていく方が大事なのかなというふうにも思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 教育長の答弁、聞いておりますと、これは模範答弁ですね。ただね、教育長はそういう答弁するでしょ。子供は学力テスト受けるんですよ。今、教育長の言っておったようにテストの結果は、これはマイナスになるんです。麻生総理の発言では、テストの結果は。鹿西小学校は、点数は減ってくる、相対的に。教育長は今、そういう社会的な中での答弁をされましたけれども、子供はテストを受ける。間違ったら、それが点数に響いてくるわけです。こういう点ね、ひとつ教育長に、総理大臣に抗議を申し込むというわけにはいかないけれども、私はテストというものは、それを主とした教育であってはいけないということ、これを言いたいですよ。時としては間違いもあるかも分らん。だから、1980年代にゆとり教育、個人を尊重する、個人の力を伸ばしていく、そういう教育を教育委員会が作ったわけです。教育長は、麻生総理には大変理解があるわけでありますけれども、子供に対しては、そういう

理解をするわけにはいかないですね。これはやっぱり直すものは、直さないと。私はそういう点を発言いたしまして、この問題について終わりたいと思います。

○議長（田中治夫議員） ここで、2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

4番 宮下為幸議員

[4番（宮下為幸議員）登壇]

○4番（宮下為幸議員） それでは、12月定例議会におきまして、2つの質問をしたいと思っております。

まず、1点目に新財政指標について、2点目には、新学習指導要領についてお聞きしたいと思っております。

1点目の新財政指標について、自治体の台所事情を分かりやすく判定するために、2008年度決算から4つの指標が導入されます。当時の竹中平蔵総務大臣が、地方分権を進め、行政運営必要度を高めるには、失敗したときの責任を明確にする必要があるとして、自治体破綻法制を作ろうと提言したのが出発点です。

その後、北海道夕張市の破綻で、現行制度の不備が次々と明らかになり、見直し機運が一気に高まりました。実際、夕張市も黒字でありました。本体を公営事業会計との間で資金を巧みにキャッチボールして、赤字を隠していたのが原因だそうです。そういう中で、健全化法で、4つの指標が導入されたわけです。中能登町の2007年度決算数字は、どのようになっているか、それと2008年度の決算見込みは、どのようになるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 宮下議員の質問にお答えいたします。

自治体の台所事情をわかりやすく判定するために、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、2007年度決算から地方公共団体は、財政健全化判断比率を公表しなければならないことになりました。

財政健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

2008年度決算からは、この4つの指標のうち、1つでも、国の示す早期健全化基準比率以上になった場合には、早期健全化団体となります。

早期健全化団体となった場合には、財政健全化計画を策定して、議会の議決が必要となり、公認会計士等による外部監査も義務付けとなります。

平成7年度の4つの指標の数値ではありますが、実質赤字比率は、町の標準的な財政規模に対する一般会計の赤字割合であり、また、連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計から特別会計までの全会計の赤字額の割合であり、この2つの比率は赤字がないため、健全財政であることとなります。

実質公債費比率は、町の標準的な財政規模に対する元利償還金の割合を示すもので、一般会計、特別会計、並びに一部事務組合を合わせたものであります。

なお、当町の実質公債費比率は15.8%で、早期健全化基準比率25.0%未満でありますので健全財政となります。

また、将来負担比率は、町の標準的な財政規模に対する将来的に負担していかねばならない経費の割合を示すもので、一般会計、特別会計、土地開発公社、並びに一部事務組合を合わせたものであります。

なお、当町の将来負担比率は194.8%で、早期健全化基準比率350.0%未満でありますので健全財政となります。

次に、2008年度の決算見込みはという質問であります。2008年度の4つの指標の財政健

全化判断比率の見込みであります。公債費の増加により、実質公債費比率、将来負担比率は若干上昇しますが、国の示す早期健全化基準比率を超えないと思っております。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 今、将来負担比率と実質公債費比率を言われました。この連結実質赤字比率は何パーセントになっているのか、それをちょっと聞きたいと思っております。

それと、連結実質赤字比率の中に、能登病院とか、RDFとか、リサイクルセンター、そういうところも含まれて150億円ぐらいのお金が借金として残っていると。そういう中で、能登病院なんですけれども、病院特例債というのがありまして、今年度に限って認められているはずなんですけれども、それは借りられて、短期を長期にするような計画はあるのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。まず、連結実質赤字比率でございますが、これにつきましては、一般会計、特別会計、公営企業も含めた中での19年度決算ベースでは赤字がございませんので0ということです。

それから、実質公債費比率につきましては、今ほど言った各会計、加えて一部事務組合、広域連合等を加えたものになりますし、将来負担比率につきましては、これらに加えて第3セクター、うちでいいますと土地開発公社等が入ってきます。これにつきましては、先ほど町長も答弁されましたように、実質公債費比率は15.8%、国の早期健全化基準は25.0%ということになります。それ以下になっております。

それから、将来負担比率につきましては、当町は194.8%、国では150.0%を限度としておりますので、これまた下回っているということで、特に問題となる数字ではないかなと思っ

ております。

あと、病院会計における借り換え等については、手持ち資料を持っておりませんので、後で答弁をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 広域圏の病院に関しまして、全部適用で病院事業管理者の川口さんを中心にして、立て直しを一生懸命にやっておられます。18年度、14億円あった赤字が昨年度は1億6,000万円、今年度から黒字化をするというようなことで、順調に進んでおりまして、借り換えしたいというような申し入れは、まだ今のところは聞いておりませんので、もしそのようなことがあれば、また後で、報告をしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 今、資金不足の自治体が特例債をだしまして借り換えると。要するに、利子補給を交付税で後から補うというような形になっております。多分、広域圏の病院ですから、メリットはあると思うわけなんです。その辺また、どういうふうに病院特例債がなっているか、はっきりしたものをお聞かせしていただきたいと思います。

次に、新学習指導要領についてお聞きしたいと思います。

来年度から新学習指導要領による先行実施となる道徳の時間が始まります。自己の生き方について考えを深めることが目標に加わるとともに、要となる道徳の時間のほか、各教科等での特質に応じた道徳性の育成が課題となっております。10月21日に、鹿西中学で「いしかわっ子体力アップ推進事業」として、19年度、20年度に指定校になり、その中で授業が行われました。その中で、道徳の時間が設けてありまして、学校から案内が来ましたので、私も行ってきました。町長も教育長も来ておいでた中での道徳の授業、まだほかにも授業は4つの部会に分かれてあったわけな

んですが、道徳の授業ということで興味深く行ってきたわけです。

その中で「生きることの喜び」ということで、星野富弘さんという方です。道徳の題材で「生きることの喜び」ということで星野富弘さんの実話を生徒たちにされてきました。星野さんは学校の先生でありまして、自分で跳び箱のマットで側転をする見本を見せるということでされ、首から落ちて四肢麻痺というか、そういう病気になりまして、口だけしか動かされないというような身体になりました。その中で、どうして生きていこうかということで、病院の中で口でボールペンを挟みまして、それで、絵とか字とかを練習して、個展というか展示会に出されるまでになった方だそうです。子供たちは、これを聞いていまして、自分でこの思春期の中で、どういうふうに生きていこうかということも勉強して、素晴らしいなという授業でした。私たちも子供のときは、ラジオの放送で道徳の勉強を聞きまして、それをいろいろ先生とか、友だちとか、学校の仲間と話したこともありますが、なかなかこの道徳の時間、貴重な時間だと思います。教育長もその中で聞かれておいでまして、自己の生き方について教育長の道徳観を話していただきたいなと思います。

それと、今、この道徳の中で、ライフスキルとかモラルスキルとかという言葉が出ていますが、これは、子供たちの技能の充実とか、考える力、判断力、表現力、自分で話す力、コミュニケーションをとる力というものが養っている教育の一環として、各地でされていると思います。そういう中で、このモラルスキルとかライフスキルについて、教育長は研修を受けられたということをお聞きしておりますので、その辺についてもお聞きしたいなと思います。

それと、来年度からこの道徳教育、先ほども杉本議員から学力の話が出ましたが、そういう学力の充実を図るための全体計画や年間



指導計画は立っているのかということを知りたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 先ほどから、身に余るような大きな課題とありますが、質問が相次ぎまして、どう答えればいいのかというように思って、今、出てきました。

まず、1点目、私自身の道徳観についてどうなのかというようなお話であったのかなというように思います。

「あなたの道徳観は」というようにして、正面きって尋ねられましても、そう簡単にきれいにまとめて答えることはなかなか難しいなというように思います。

人それぞれには、その人なりの生き方があるわけですが、道徳観というのは、その人の生き方そのものでもあるのかなというようにも思っております。

何が正しくて、何が間違っているのかということの判断を下すときの根幹になるようなもの、これを道徳観なのかなというようにも思っております。

私自身、個人的には、みんなの迷惑にならないように、それからみんなのためになるように、また、自分に課せられた任務というものを誠実に果たせるように、人としての道からはずれないように、もしも過ちを犯してしまったならば悔い改められるように、そういうようにいろいろと心がけて毎日生活しているつもりです。

実際には、なかなかその通りにできない人間としての弱さとか、あるいは未熟さがありまして、本当に恥ずかしく思うことがたびたびで、人間一生修業だと思って頑張りたいなというように思っております。

それから、2番目ですが、ライフスキルやモラルスキルの取組みについてどう思っているのかということだったと思います。

私は、今、ライオンズクラブに入れていただきまして、メンバーの一人になっておりま

す。現在、ライオンズクラブの活動の一つとして、思春期の中学生に対するライフスキル教育といったもの、あるいはモラルスキル教育といったものを支援していこうという、そういう活動があります。中学生には、様々な困難を乗り越えて生きていく術とありますが、生きる術とありますが、そういったことをライフスキルというようにして言うのかなと思うんですけども、そういった能力を是非身に付けてもらい、今後の学校生活とか自己実現に活かしてほしいという願いからであります。

まず、学校の先生方に理解を得たいということで、12月25日には、鹿島中学校の方で「思春期のライフスキル教育」プログラムについて研修会を実施することになっております。

校長先生はじめ多くの先生方が、この手法はうちの学校の教育活動で有効であるなというように理解されれば、更に踏み込みまして、実際にこのプログラムの体験会にも参加していただいて、是非、鹿島中学校の教育活動に取入れていただきたいなという、そういう思いを持っておるところです。

それから3番目です。来年度からいよいよ移行に入ります新学習指導要領に関わってのご質問であったと思います。

学習指導要領が新しくなった、どこがどのように変わったのか、新しい学習指導要領はどんな理念のもとに作られているのかというようなことの説明会、あるいは研修会というものが現在開催されている最中でありまして、夏休みには、校長、教頭、教務主任を対象にした説明会が行われましたし、今度の冬休みには、一般の先生方を対象にした説明会が行われます。そういう説明会が終わりましたら、それぞれの学校で新しい指導要領に基づいた教育がしっかりと新年度から行われるように、学校経営の構想とか全体計画とか、今ほど言われました年間指導計画といったものをみん



なで練り上げるというようになっております。現在、新しい指導要領について勉強中なのかな、そして学校長がいろいろと構想を巡らせている最中なのかなというように思っています。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 学力のことについてあまり触れられませんでした。先ほど、杉本議員がテストを主とした教育ではいけないということを言われました。私も、まさにその通りだなという感じがします。辞書で道徳という言葉を探ってみますと、「人として守らなければいけない正しい行い」ということになっております。先ほども申しました道徳の授業を受けてみまして、子供たちは、真剣に頑張っているようですので、この道徳教育を是非しっかりと来年度からしていただきたいなと思います。

それともう一つお聞きしますが、文部科学省が概算要求でいろんな面で来年度から学校の非常勤講師に対しての補助金とか、道徳の教材の購入費用を補助するとかというような形になっておりますが、それはどの辺まで補助をされるのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 文科省からの教育予算についてのご質問であったと思います。道徳の分野に限らず、広く学校における教育活動に関わる予算については、作成中でありまして、私たちについても詳しいことというのは全くおられておりません。おそらく県の方へも、話はまだなのかなというように思います。1月、2月あたりでそういうようなことが少しずつおられてきて、私たちの方へも出てくるのかなというように思います。今のところ、全くいいいますか、そういうあたりについてはつかんでおらないというのが実情です。

○議長（田中治夫議員） 宮下為幸議員

○4番（宮下為幸議員） 多分にして、文部科学省から概算要求で、来年度から道徳にす

る教材とか、非常勤講師の3分の1以上補助とか、そういうのが出てくると思います。町でも、そういう国の予算をうけて、有効に活用されて学校支援をしていきたいなという気持ちも、私たちもありますし、町当局としても、是非それを地域ぐるみで学校を支援するという形で、国の予算をこれから正確に使っていただきたいなと思います。以上で質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、7番 甲部昭夫議員

[7番（甲部昭夫議員）登壇]

○7番（甲部昭夫議員） 私は、通告書に記載してあります、久江鹿西線の延伸道路について質問をいたします。

そこで、久江鹿西線というのは、私の間違いでありまして、志賀鹿西線ということにして訂正をお願いいたします。

平成15年6月に完成いたしました「眉丈山トンネル」を思い出しますと、開通式には、旧鹿西の議会議員の一人としていろいろとトンネルの工事を見たり、参加して祝賀式にも出たりということ、今思うと本当に懐かしく思います。

さて、本題に入りますが、平成15年6月に住民の悲願でありました能登部地内から後山までの難所の県道「眉丈山トンネル」が完成し、安全で安心して利用できる道路が確保され、地域間交流に大きな効果を発揮いたしておるところであります。道路交通量のセンサスの統計からですが、「眉丈山トンネル」の一日平均交通量は1,700台ほどとなっているのでございます。その後、整備促進同盟会等の強い要望により、能登有料道路上柵インターと県道志賀鹿西線を最短で直結することとなるバイパス事業が平成18年度に着手いたしました。

このバイパスは、更なる利便性と相互交流を促進するものであり、一日も早い完成が望まれておりますが、現在、どれほど工事が進

捗しているのか、また、今後の工事の進み方、供用はいつごろになるのか、まず町長にお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えいたします。

今、甲部議員が言われましたように、県道志賀鹿西線の「後山トンネル」が平成15年に開通いたしました。その後、中能登町になりましたから、県道志賀鹿西線の延伸を県にお願いしてまいりました。いくつかお願いした中の一つであります。そういう中で、おかげさまで18年採択をしていただき、そして18年度より事業の着手に至っております。全体延長540m、総事業費4億4,000万円ということになっております。

そういう中で、平成20年度、今年度ですけれども、用地買収及び物件の移転補償が完了する予定であります。そして、今後の予定につきましては、平成21年度から工事に着手するとのお答えをいただいております。

また、今月の3日にも、志賀町の副町長とともに志賀鹿西線の整備促進同盟会を通じまして、土木部長、また知事のところへも要望に行ってきたところでございます。

今、道路財源が一般財源化になりまして、どれだけ予算がつくかまだ不透明なところでございまして、予算のつき具合によって何年かかるのかということでございます。一日も早く予算をつけていただいて、一日も早い開通をお願いしたいと鋭意努力するつもりでございます。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただいま、町長の答弁で、一生懸命に工事中なんだなということはお分かりますので、今後、一日も早くこれが完成して、皆さんの期待に応えられるようにお願いしたいと思います。

次に、この事業の関連でございしますが、後山の塗装館エス・エスの近く、今、塗装館と

いう会社ができましたけれども、その近くの道路で非常に危険な場所が1カ所あります。ドライバーの方で通られた方は、お分かりだと思っておりますが、これはどういうことになっているのかなということで、本当に「危ない、危ない」と言われる意見が沢山ありますので、ちょっとお聞きします。素人の私たちには、よく分かりませんが、道路の線形が悪いのか、勾配の関係でやむを得ないのか、町当局はこのことは知っておいでと思っておりますが、事故が起きてからでは遅すぎますので、是非この危険な場所を整備、改良していただくことができないかということ、これも町長にお聞きしたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、甲部議員が言われましたように、塗装館の横でございます。眉丈山トンネルが開通して以来、用地買収がなかなかうまくいきませんで、一つの命題になっていたわけですけれども、今年、判こをいただきまして、来年度、今の志賀鹿西線と同時に着工していただくことになっております。

○議長（田中治夫議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） 私は、今回、これだけの質問をする予定にしておりましたので、今、答弁をいただきましたことでよく分かりました。また、そういうお話がありましたら、私の方から皆さんにお伝えをしておきます。今回、これで終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、1番 笹川広美議員

[1番（笹川広美議員）登壇]

○1番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。この年末は、日本、そして世界も大変な経済不況の真っ只中にあります。新卒者の内定取消しや国際企業の大規模な人員削減計画が連日にわたり伝えられ、経済、雇用に対する国民の不安感は、日に日に高まっております。こんな時こそ中能登町の皆様が希望をもって新しい年を迎えられんことを願い、今回質問

に立たせていただきます。執行部の皆様の真摯なご答弁をよろしくお願いたします。

さて、世界金融は、100年に一度の危機に直面し、日本の実態経済にも深刻な影響を与えてきています。今、何よりも大事なのは、生活者の暮らしの不安を取除くことです。経済の悪化で最も苦しむのは生活者であり、中小零細企業であり、地方であります。政府与党は、10月30日、27兆円規模の追加経済対策を発表いたしました。また、先週12日には、先の経済対策を補強する形で23兆円の生活防衛のための緊急対策を発表しております。重複分など差し引くと、総額44兆円ほどの事業規模となります。

そして、今回の経済対策の柱となるのが、急激な物価高と所得の減少というダブルパンチに苦しんでいる国民の家計を守るために実施される定額給付金であります。定額給付金は、一人あたり1万2,000円、そして18歳以下の子供と65歳以上の高齢者には、更に8,000円が加算され、一人あたり2万円の支給となります。負担の大きい子育て中の家庭、また所得の少ない年金暮らしの方々にとって手厚い支援となっております。例えば、夫婦と子供二人という平均的な家庭では、6万4,000円の支給になります。財源の2兆円も将来にツケを回すような赤字国債は発行せず、行政の無駄を徹底的に洗い出した成果である特別会計の積立金の活用となっております。あるシンク・タンクでは、今回の定額給付金の経済効果として、GDPを0.4%も押し上げると予測しました。日本経済新聞の報道では、定額給付金に対し63%の人が期待すると答えております。多くの自治体の首長、また商工関係者も定額給付金は庶民の生活を守る安全網である。冷えきった消費者の心に明るさを取り戻す一歩となるなど、喜びと期待の声があがっております。

当初、物価が上がる一方で、所得が伸び悩んでいることから、生活支援の必要性が強調

されました。そして、金融不安によって経済対策が重要となりました。定額給付金は、この両方の目的をもっております。ワシントンで行われた金融サミットの首脳宣言は、即効性のある景気刺激対策も含め、財政政策を実行すべきだという内容でした。

世界は、この10年、特にこの2年、給付付き減税が多くで実施される趨勢にあります。従来の景気対策の中で、減税は大きな力となっていました。昨今は、減税の恩恵にあずからない方々にも、合わせて給付することが大切だという考えが浸透しております。つまり、給付付き定額減税は、世界の中の新たな景気対策の仕組みとなっているのです。

しかしながら、今、テレビなどから流れる多くの批判には、あきれられるばかりであります。定額給付金に対するばらまきなどの様々な批判は、全く庶民の生活実態を知らない無慈悲で鈍感な、そして的はずれの批判でしかありません。わずかなお金で食材を切りつめて購入する生活者が多い現状を、全く知らない方が一方的に批判しているように思います。希望の見えない日本経済の真っ只中であって、生活者に元気を与えることが第一ではないでしょうか。定額給付金は、国のガイドラインに沿って、各市町村が実情に応じて交付要綱を作り対応することになっております。

世界の金融危機の中で、最も厳しい経済状況になると予想されるのは来年であります。だからこそ来年3月までの年度内実施は極めて重要です。大事なことは、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして無事故のために準備作業に万全を尽くすべきであると考えます。

そこで、定額給付金について、次の2点を町長にお聞きいたします。

一つは、金融危機による町民の生活への影響を、町長はどう認識され、定額給付金についてどのような期待をもたれているかお聞かせ願います。



また、中能登町は、総額いくらの給付金となるのかもお示しいただきたいと思います。

2点目は、定額給付金については、プロジェクトチームなど対策本部を早急に立ち上げ、準備に万全を尽くすべきであると考えますが、町長の認識と対応についてお聞かせ願います。以上、定額給付金について2点質問いたします。

また、金融危機の影響は、業種、そして規模を問わず、あらゆる分野の企業を直撃しております。今回の経済対策のもう一つの柱は、事業資金の調達に苦しむ中小・小規模企業の資金繰りを支援する新たな緊急保証制度であります。対象業種も698業種と、約80%の業種をカバーできるまでに拡大され、保証、貸付枠は、セフティネット貸付と合わせると9兆円から30兆円へと拡大しております。利用件数も6万件を突破しているとのこと。

また、急激な悪化による黒字倒産などを回避するための予約保証制度もスタートいたしました。そして、借り手側の支援とともに貸す側の支援を強化した金融機能強化法改正案が12日成立しております。地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守りぬくという大きな責任があります。金融危機の実態経済への影響はこれからであります。

そこで、町の中小零細企業支援について、以下の4点にわたり、町長にお聞きいたします。

まず、今回の金融危機による町の地域経済への影響、中小零細企業への影響をどう認識しておられるのか。そして、10月31日から始まりました緊急保証制度について、どのような期待をもたれているかをお聞かせ下さい。

2点目は、今までにどのような業種から何件の相談があったか、また、実際この制度を活用されたのは何件になるかを具体的にお示し願います。そして、自治体によっては、全ての業種を対象とした責任共有制度の対象外とした100%保証や一定期間無利子とする利

子補給制度などに取組んでいる自治体もあります。

3点目は、この年末、また年度末に向けて最も困っている中小零細企業に対する町の具体的な支援策についてお聞かせ願います。

4点目は、町商工会では、土・日返上で対応にあたっているとのことですが、行政の担当部署は本年度より縮小されていると伺っております。このような非常時に今の体制で十分な対応がとれているのでしょうか。体制強化を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。お聞かせ願います。以上、定額給付金と中小零細企業支援について、前向きなご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えいたします。

まず、定額給付金についてであります。

今日の金融危機について、どのように認識をされているのかということではありますが、中能登町の商工業の状況を見ますと、繊維産業では、アメリカへの輸出商品が大幅に減っており、ピーク時に比べて半減しているとの予測がなされております。また、それに伴い大企業の下請けについても4割から5割の減産を行っており、減産に伴い人員削減がなされている状況であります。小売業については、右肩下がりの状況が続く中での今回の金融危機となり、大きな影響を受けております。そうした状況により、運送業界についても、荷物や商品の動きが少なくなり、影響が出ております。

その一方で、融資の希望件数が増えており、10月に緊急保証制度を設けたことにより、融資申し込み件数が増えている状況であります。

中能登町内の企業でも、特殊な技術をもっている一部の企業では、影響を受けていない企業もあるそうですが、全体的には、金融危機の影響を受け、深刻な状況であると認識いたしております。



次に、定額給付金について期待するものとの質問であります。やはり定額給付金を実施することにより、実態経済への影響よりも個人消費を促していき、臨時収入という心理的な消費欲を高めていき、景気の悪循環を防いでいく心理的な効果があるのではないかと期待いたしております。

先に述べたように、中能登町全体の経済状況が右肩下がりの深刻な状況でありますし、現在の景気動向は、町民の皆様方の暮らしに密接な影響をしていると思っております。

今後、少しでも景気が上向くよう、あらゆる手法をとっていく必要があります。定額給付金は、その手段の一つとして大変期待をしているものであります。

また、定額給付金事業の準備体制についてであります。11月4日に石川県庁において、事務担当レベルでの説明会が開催されております。説明会では、総務省の素案が示され、施策の目的や経費の負担、給付対象者、受給権者、給付制限、給付額、申請方法等の説明がありました。

しかし、今回の説明会は、定額給付事業を実施するにあたり、地方公共団体からの意見を聞くための「たたき台」としての説明であり、実施する時期などは明確に示されたものではありません。

国では、今後これらの意見を踏まえて方針を示すことになると思いますので、実施されれば、中能登町としてすみやかに給付金を給付できるように対応していきたいと考えております。

次に、暮らしを守る生活対策の取組みで、中小零細企業支援についての質問であります。

アメリカのサブプライムローンに端を発し、世界的な金融危機の深刻化や景気の一層の下振れが懸念される中、町の中小零細企業においても、そのあおりがひしひしと迫ってきているのが現状であると思われれます。

国のセーフティネット保証においては、本

年10月から平成22年3月31日までの時限措置として、緊急保証制度の導入が示されました。

内容については、原材料価格の高騰対応や売上減少、業種指定要件の緩和など企業者に対し、事業資金の借入枠の拡大を図っていくこととなっており、中小企業者がその要件を満たす時は町に認定申請書を提出し、町長が認定を行うこととなります。10月から現在までに17企業の認定を行っているところであります。

また、町においては、石川県制度融資借入れに伴う利子補給や町商工業制度資金信用保証料について、20万円を限度として2分の1を補助するもので、今年度11月末までの実績では28件、交付決定額で211万4,000円となっております。

今後も厳しい景気情勢が続くと思われれますが、町といたしましても、商工会や金融機関ともしっかりと相談をして、中能登町の中小零細企業者の方々が安定した経営をしていただけるように全力を挙げて取組んでいきたいと思っております。給付金の額につきましては総務課長より説明をいたしますし、詳細につきましては担当課長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 服部参事兼総務課長

○服部顕了参事兼総務課長 お答えいたします。定額給付金につきましては、先ほど町長も申されましたように、きちとした方針が示されておられません。ただ、報道等で知らされております給付額を想定して試算をしてみますと、住基人口で、これは10月1日現在の住基人口になりますが、1万9,774人という想定で、18歳未満につきましては16.2%の人口でございます。それから19歳から64歳までにつきましては55.9%の人口。65歳以上につきましては28.0%ということになりますが、総額で3億円を超える金額が想定されます。

○議長（田中治夫議員） 永源企画課長

[永源勝企画課長登壇]

○永源勝企画課長 ご質問のあった商工観光課が、今年4月から企画課内に入りました。担当課ということでやっていますが、忙しいときには企画課全体で協力していますので、そういう手薄になるという心配はないと思っています。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 定額給付金を是非、地域経済の活性化へと繋げていただきたいと思います。

また、支給事務の対応では、京都市などは事務作業を行う専属の担当課長1人、担当係長2人の配属を決め、配布方法などを検討し、全町挙げた対策本部の発足作業にあたると思います。「忙しい年度末に事務が殺到することになるが、期待している市民も多いので乗り切らないと」と全力を挙げております。是非、当町も万全の体制で臨むことをお願いいたします。

そして、緊急保証制度ですが、実際の利用が従来の保証、貸付枠の利用状況となんら変わらぬようでは意味をなしません。せっかくの制度が宝のもちぐされとならないよう、第一には質、量ともに拡充した制度の周知徹底をしっかりと図るべきであります。そして、町商工会や保証協会、また各関係機関と連携を密にして、対策強化に全力を挙げるべきです。職員が貸付けの認定だけの把握をしているのでは、地元企業の本当の実態は何も見えてこないのではないのでしょうか。これでは町の行政を担うものとしてあまりにも無責任だと言わざるをえません。地元企業が倒れれば、住民が雇用を失い、多くの人が路頭に迷うこととなります。中能登町の未来を語ることもできません。まさに今、緊急事態なのです。そんな緊迫感を行政に携わっている皆さんは、お持ちなのではないでしょうか。中小零細企業の現場はどのような悲痛の声をあげているのか、それに対して町としてどんな対応ができるのか、

総力を挙げて支援の手を差し伸べるべきではないでしょうか。今一度、町長にお聞きいたします。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、言われましたように中小零細企業は大変苦しんでおります。そういう中で、現場の皆さんの意見を聞き、また、経営者の意見を聞き、できるだけ早くすみやかに、また、金融機関、いろんなところにも町としてもお願いをし、一日も早く景気が回復するように、そう思っているところでございます。心新たにやってまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） まず、何よりも中小零細企業の皆さんの目線に立った誠意ある対応をよろしくお願いいたします。隣国、中国では、雪害や大震災など、大変大きな苦難の連続で昨年がありました。温家宝総理は被災した人民のためにと揮毫をしたためられました。それは「多難興邦」、難が多いほど奮起して国を興こそうという意味です。そして、全国民が心を一にして困難を乗り越えようと立ち上がり、あの歴史的な北京オリンピックを大成功させたのです。インドの詩聖タゴールはうたっております。「国は、人間が創造したものです。国は、土からできているのではなく、人々の心でできています。もし、人間が輝いていれば国は顕現されます。」これから地方行政は、益々大変なときを迎えることとなります。中能登町のまちづくりも、まだまだこれからであります。杉本町長は、既に2期目に向けての抱負を述べられましたが、私は、今、何よりもまず町民に力と希望を与え、一人一人が輝くまちづくりが求められるときであると思います。中能登町の首長としての責任と使命をどう認識されておられるのか、2期目に向けての決意として、再度お聞かせ願います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 午前、藤本議員の質問に答えましたとおり、トップとして責任をもって、公正、公平で率先して責任を全うしたい、そう思っております。常に町民の目線に立ち、町民の身になって行政を進めていきたい、そう思っております。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 生活者の暮らしを守る町の力強い取組みを期待し、次の質問に移ります。

厚労省の調べでは、働く女性のうち、第1子の出産を機に離職する人は約7割、このうち約3割が仕事と育児の両立が難しい、会社に退職を勧奨されたなど、自分の希望に反して仕事をやめております。多くの女性が仕事か子育てかの二者択一を迫られる状況は、残念ながら依然として続いております。

今年8月に行われた内閣府のワークライフバランスに関する意識調査では、仕事優先を望む人は全体の2.0%と少数なのに対し、現実には、半数近くの48.6%が仕事優先になっているとの結果が出ました。また、この調査では、調和実現に必要な取組みとして、企業に対しては、無駄な業務、作業をなくす86.0%、管理職の意識改革82.9%、政府に対しては、保育所など子育て支援拡充78.2%といった内容の回答が多くありました。

一方、2008年度版男女共同参画白書によりますと、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合は、昨年初めて半数を超えました。30代、20代では、共働き率も高く、夫もワークライフバランスをしなければ生活が成り立たない場合が少なくありません。男性も育児参加が必要という考え方は、世代が下がるほど意識が高くなっております。男性の育児、ワークライフバランスは、企業の次世代育成支援策の中で、キーワードになりつつあります。

しかし、男性に子育てを手伝う気持ちがあっ

ても、時間的余裕がないという人が多いのが実情です。経済の減速、雇用情勢の一段の悪化の中で、子育て世代の男性を取り巻く労働環境は厳しいものがあります。

また、雇用悪化の中で、パート、派遣などの女性を取り巻く労働環境は更に厳しいものがあります。根付きはじめたワークライフバランスが大きく後退することが懸念されます。

こうした中、今月5日、長時間労働の残業代引き上げを柱とする労働基準法改正案が参議院の厚生労働委員会で成立しております。

そこで、まず男女共同参画を推し進める地方自治体としての役割と、またその対応についてお聞かせ願います。そして、景気の影響を遅れてうける遅行指標とも位置付けられるのが出生率です。日本では、2005年に過去最低の1.26を記録しました。少子化対策、ワークライフバランスという観点で、対策先進県として注目されているのがお隣の福井県であります。福井県は、全国が軒並み出生率を下げ、過去最低を記録した2005年でも、唯一出生率が上昇しました。同県では、保育所の整備を進め、延長保育や一時保育の施設を増設、2001年から保育所の待機児童0を達成しております。県独自で「病児保育」にも取り組み、更に2006年度からは、3人目以降の子供について、生まれる前の妊婦健診や3歳になるまでの医療、保育にかかる経費を原則無料にする「ふくい3人っ子応援プロジェクト」をスタートさせております。このほか、3世帯同居割合や女性の就業率、共働き世帯の割合が全国でもトップクラスの水準にあります。こうした働く女性にやさしい福井県の姿勢は、景気後退局面化、ひいては労働力人口の更なる減少が見込まれる我が国の今後にとって大変示唆に富んだものであります。

当町におきましても、延長保育や一時保育、そして平成19年度より「病後児保育」のスタートなど、働きながら子育てができる保育サービスの提供が種々行われており、大変ありが



たいこととあります。現在の景気後退直面で、更に子育て世代への支援の充実が急がれるものと考えます。

そこで、病児保育、学童保育への取組みについてお聞きいたします。

子供の突然の発熱などは、働く親にとって大変気をもむところとあります。そんな緊急事態の力強い味方となるのが、病児の一時預かりを行う幼児保育であります。特殊法人日本労働研究機構の調査によれば、子供の病気等で度々休まざるを得ないという理由で離職した母親は、育児を理由に離職した母親の32.8%を占めました。政府も「子供子育て応援プラン」を策定し、病児、病後児保育を実施している保育所、病院は、昨年度までに全国968カ所へと拡大しております。

また、子育て経験のある女性たちが病気の子供の一時預かりをする、独自の病児保育事業を行うNPO法人もあります。子育て経験のある女性などを「子供レスキュー隊員」と命名し、発熱したり風邪をひいた子供の自宅へ隊員が出向くか、あるいは隊員宅で預かります。この取組みには、病児保育のためだけでなく、昔はどこにでもいた子供の世話をやいてくれる近所のおばちゃんを復活させ、地域コミュニティの再生に繋げようとの夢が込められているそうです。そこで、当町において、病児保育への取組みはどう考えておられるのかお聞かせ願います。

また、学童保育に関しては、当町は校区6カ所の全地域で実施されております。共働き、一人親家庭の増加、放課後の安全確保と学童保育を必要とする家庭は増加しております。

しかし、現在の学童保育が抱える施設や指導員に関する様々な課題に対し、国としての適切な対応は遅れております。学童保育は、小学校3年生までの児童を対象とするものが、中能登町では、4年生以上の児童を持つ保護者の方々から引き続き学童保育を望まれる声を多く伺います。校区によっては、大変多く

の児童を抱え、適正規模を超えている施設もあるかと思えます。

しかし、今後、学童保育の必要性は益々高まってくることは容易に予測されます。このことに対し、町として何らかの対策は考えておられるのでしょうか。学童保育の現状の認識と対応をお聞かせ願います。

更に、女性力発揮に何よりも不可欠なのが女性の健康であります。女性は、思春期から更年期にわたりホルモンバランスが大きく変わるため、生涯を通じての健康記録を所持することが重要であると言われます。ある方が、スイスでの出産の際、「病院で生まれてからの予防接種や病歴などの記録を見せて」と言われたそうですが、「持っていない」と言うと、医師は「安全な出産や治療のためには、その記録がとても大事です。こちらの女性は、みな持っていますよ」と言われたそうです。予防接種や治療歴、妊娠、出産、がん検診など健康診断の記録が一目で分かり、病気の予防情報も提供できるのが「健康パスポート」です。ヨーロッパや欧米など海外では、このパスポートの活用は既に当たり前となっております。このパスポートがあれば女性特有の病気の予防など、女性の健康管理にとっても役立ちます。あの薬害肝炎問題でも、カルテなどの証拠が残っていない場合にも、健康パスポートさえあれば全員救済ができたのにと残念でなりません。健康パスポートの発行は、地方自治体でこそ必須の女性サポート施策であると考えます。女性の健康で充実した人生を支援する安心の一冊、健康パスポートの実現に向けた当町の考えをお聞かせ願います。

そして、今回の追加経済対策の中に、出産までに望ましいとされる妊婦健診14回分の無料化が盛り込まれました。妊婦健診では、1. 正常な妊娠の経過を確認 2. ハイリスク妊娠の早期発見 3. 妊娠中に発症する合併症などの予防 4. 胎児異常の有無の診断など、妊婦や胎児の健康を守るために大切な役割を



担っています。

しかし、妊婦健診には、医療保険が適用されないため、1回の受診に5,000円から1万円程度の費用がかかります。このため、経済的不安から子供を授かるのをためらう女性が増えています。また、健診を受けていない妊婦の飛び込み出産が多くの医療機関から受け入れを拒否される問題も多発しております。誰もが安心して出産できるよう、妊婦健診の負担をなくすことは国の責務といえます。今回の国の対応に対し、子育てにやさしい町として、是非、妊婦健診14回分の無料化、更には完全無料化に向けて、取組みをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ワークライフバランスの推進についてのご質問であります。将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男女が共に仕事、家庭生活、地域社会など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる仕事と生活の調和、ワークライフバランスの推進が重要だと認識いたしております。

国の「ワークライフバランス推進官民トップ会議」においては、地方公共団体の役割として「仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ること」とされております。当町としては、男女共同参画を推進するために、男の料理教室や講演会等を開催しておりますが、男女共同参画の推進がワークライフバランスを実現するための一助となればと考えております。

町としても、今後ワークライフバランスの推進に力を入れていきたいと思っておりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

次、保育事業の充実にお答えいたします。

当町では、平成19年度より病後児保育を実施しております。病後児保育では、「病気の

回復期にある児童」を対象としています。回復期とは、病気は治ったけれど、なお数日の安静が必要な時期と解釈されます。

一方、ご質問をいただいている病児保育では、「まだ病気の回復期に至らないが、当面、症状が急変しないであろう児童」を対象としております。

いずれも国庫補助事業の対象であり、看護師や保育士の配置、施設要件も病後児保育と同じ内容となっておりますが、医療機関との連携という点では、その度合いが異なっております。

病後児保育の場合は、「緊急時に受入れを依頼する協力医療病院を定めておく」という要件にとどまるのに対し、病児保育では「病状の変化や感染防止に備え、日常の指導、助言を行う指導医をあらかじめ選任しておく」ことが要件となっており、医療機関とのより密接な連携が求められております。

実際には、県内にある9カ所の病児保育は、すべて医療機関によって運営されており、責任を持って病児を預かるためには、それだけの体制が必要であると認識いたしております。

病児保育は、女性の社会貢献のために大きな力になると思いますが、現段階では、当町での実施は難しいのではないかと考えております。

学童保育につきましては、教育長より答弁をいたします。

また、妊婦健診の完全無料化についてありますが、妊婦健診は妊娠中毒症や低体重児の出産などを予防するため、母子保健法では、妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週は2週間に1回、36週以降は1週間に1回が望ましいとされております。

これに鑑み、当町では昨年度から妊婦健診5回分の無料券を発行し、妊婦の健康管理を支援しております。

また、当町は出産祝金の支給や中学校卒業までの医療費の無料化等、現時点でも妊産婦

あるいは子育て支援の一環としての経済的負担の軽減策は、かなり充実しているものと考えております。

これに加え、現在町が行っている無料健診5回を14回に増やすことは、ご指摘のとおり女性の健康を守る点では一層の進展となるものでありましょう。

しかしながら、年間、妊婦150人の無料健診、現行5回で430万円、これを14回全となりますと約1,040万円と新たに600万円もの財源が今後必要となってまいります。こうした事業は、単年度だけでは成り立たず、始める以上は対象となる方全員に将来にわたって不公平なく、その恩恵を受けていただかねば意味のないものと考えます。

国も22年度までは2分の1を負担し、実施したい意向のようではありますが、日本のみならず世界中が景気後退の嵐の中、国からの支援が23年度以降は得られず、また町の税収確保も今年度並みに得られるかどうかの時にあり、大変難しい状況にあると考えねばなりません。

つまるところ、限られた財源の中で、この無料化を永続的に実施していくためには、従前の事業を取り止めることも視野に入れねばならず、ご意見はしっかりと受け止めながらも、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、健康パスポートの実現についてですが、「生涯にわたる健康」を守る観点から提案されている仮称「健康パスポート」は、予防接種や妊娠、出産時の健康状態、健康診断の結果、更に病歴やアレルギーの状態などが記録として残り、健康チェックの手引きにもなるという、有効なものと考えております。

この「健康パスポート」と、これまで町が発行していた「母子手帳」、「健康手帳」とを比較してみますと、町発行の后者は、生涯にわたる一連の健康記録としては活用しにくい

ものであったようであります。

これに比べ、前者の「健康パスポート」は、生涯にわたり健康を守るとの観点からしますと、健康チェックの手引きになるのとこととあり、今後は、一人一人が自分の健康は自分で守り、管理していくことの必要性を意識付けるとともに、生涯にわたる健康記録としての「健康パスポート」のあり方について調査、検討していきたいと考えております。

○議長（田中治夫議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 学童保育の件についてお答えしたいと思います。

学童保育への充実に向けた期待が年々高まってきているのも事実であります。特に、新興住宅地を抱えている地区、鳥屋地区、あるいは越路地区といったところが非常に学童保育に入っているお子さんが多いなということとありますし、具体的には、学年を延長できないか。1年から3年のところを4年に、あるいは5年にということができないのか。それから時間を延長できないか。それから土曜日、日曜日の開催もできないか。どんどん要求は膨れていくわけですが、一方で、厳しい現実があるなあということも思います。

一つは、指導員の確保という点で、なかなかそういうところに、「よし、頑張るよ」と言ってもらえる人がなかなかおいてない。特に6時半、7時、7時過ぎということになれば、ご家庭でも一番忙しい時間帯なのかなということで、そういうお世話をしていただく人を探すのも、至難の業だなというようなこともあります。それから、現時点でも、すでに適正規模を超えておりますので、もしも、更にそこへ4年までというようなことになると、更にお子さんが増えることになるわけですね。そうした場合には、学童保育が必要で入っておられるお子さんであるのかどうかということについても、もう少し調査といたしますか、そういうこともしてみないといけないのかなというようなことも思い

ます。こういう要望が高まっておりますので、新年度については、どこか町内1、2カ所、特に加入の多いお子さんのところ1、2カ所について、どういう拡充ができるのかという、前向きに一度取組んでみたいな、どういう条件でうまくいくのか、やっぱりうまくいかなかったのかというようなこともあるかなと思うんですけども、一応、前向きに1、2カ所について要望を取入れられないか、真剣に検討して、うまくいけば実施していきたいなというように思っています。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 保育事業の充実について再質問いたします。

子育て支援の力強い味方に「保育ママ制度」があります。乳幼児を家庭的な雰囲気の中で、保育ママの自宅などで保育する取組みですが、当町には保育ママの資格を持つ方はいらっしゃるのでしょうか。七尾市などでは、保育ママを学童保育の指導員への強力な助っ人として体制が組まれているように伺っております。

また、11月26日に改正児童福祉法が成立し、保育ママ制度が法制化されましたが、中能登町として保育ママ制度をしっかり設置し、幼児保育、また学童保育など、今後住民が望む保育に柔軟に対応できるように活用していくことはできないでしょうか。町としての対応をお聞かせ願います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 「保育ママ制度」とは、保護者が就労などのため、お子さんを保育できないとき、保護者に代わって自治体が認定した保育ママの自宅の一部を保育室として保育を行う制度であります。

「保育ママ」の資格要件が厳しく、利用者数が伸び悩んでいるため、法制化されたものであり、保育士か看護師に限定されている資格要件を緩和し、幼稚園教諭や子育て経験者が一定の研修を受講した場合も認めることとし、また、家庭要件も就学前児童の年齢を引

き下げるものが主な改正点であると聞いております。

この制度は、保育園の「待機児童対策」として実施されてきたものであり、保育施設が飽和状態となっている都市部においては有効とされており、国庫補助事業として実施されております。

まだ、国から実施基準とガイドラインが示されておりませんので、詳細については今のところ不明でありますけれども、当町では、待機児童は今のところはありませんので、今後の推移を見ながら対応していきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） 女性が健康で生き生きと働き、子育ても楽しくできる社会、女性力発揮の社会の構築を強くお願いいたします。

それでは、最後の質問、低炭素社会の実現に向けてお聞きいたします。

今年度から環境省は、家庭部門からの削減の切り札として、エコポイントのモデル事業をスタートさせました。このエコポイントとは、環境に配慮した商品を買うことなどでもらえるポイントのことです。ポイントを貯めると新たな商品などと交換ができます。環境にやさしい買い物や、行動するほど経済的に利点があるため、消費者に自然な形で環境に配慮した行動を促すことができます。エコポイントは、家庭で楽しみながらエコライフを進めることができ、その効果が期待できます。エコポイント制度の具体化に向けた当町の取組みについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 低炭素社会とは、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業、生活システムを構築した社会のことです。

このような社会を実現するためには、エネ



ルギーの使用量を減らす、省エネによるCO<sub>2</sub>排出量の削減、化石燃料や物の燃焼などを通じて排出するCO<sub>2</sub>の削減、太陽光発電などの非化石燃料へのエネルギー転換、CO<sub>2</sub>吸収を考えた緑化の促進、これらのことが必要であると言われております。

議員ご提案の「エコポイント制度」については、環境省が提唱している制度であり、事業の仕組みは、現在、企業で発行している販売促進ポイントと同様のもので、消費者が温暖化対策型商品、そしてサービス等を利用したときに、エコポイントが付与され、その貯まったポイントを商品購入やサービスの利用に還元するものであります。

家庭部門での温室効果ガスの排出量が増えていることから、家庭でのエコを推進するための有効なシステムであることは認識しております。

環境省では、今年度モデル事業として、このシステムを推進しており、その成果を踏まえて21年度から本格的に展開する方針であると聞いております。

モデル事業では、公募により全国規模で実施している企業も一部ありますし、地域の商店街など、限られた範囲内で取り組んでいるところもあるようです。

当面、町独自で取組む予定はありませんが、モデル事業の成果や、国内の動向を見守りながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 笹川広美議員

○1番（笹川広美議員） ありがとうございます。京都議定書に続く2013年以降の温暖化対策の新たな枠組み作りを話し合う国連の会議「COP14」が今月1日に開幕しました。どれだけ多くの国が新しい枠組みに参加し、より実行性のある対策を打ち出すことができるかが大きな焦点でありましたが、残念ながら長期目標の共有には至りませんでした。ノーベル平和賞受賞者のワンガリーマータイ博士は、ケニアでの植樹運動のご苦労を振り返り

ながら、こう述べられております。「未来は、未来にあるのではない。今この時からしか、未来は生まれないのです。将来何かを成し遂げたいなら、今やらなければならないのです」私たち一人一人の草の根レベルの取組みがあつてこそ社会のあり方も変わります。町民をゆり動かす行政の力強い取組みを期待し、これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中治夫議員） 3時50分まで休憩いたします。

午後3時36分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（田中治夫議員） 再開いたします。

19番 作間七郎議員

[19番（作間七郎議員）登壇]

○19番（作間七郎議員） 私は、通告に基づいて質問をいたします。

まず、1点目には、除雪についてということです。今年も暖冬ということで、この時期については、いつ雪が降ってもおかしくない地域でございますが、本年3月議会で、私の質問で除雪の固定費と除雪機のリースについて見直しをすると答弁がありましたが、今期の道路除雪業務委託契約書は、どのように見直しを図られたのかをお答え下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の質問にお答えします。

石川県では、平成19年度より、近年の暖冬で除雪作業が少ない場合の対応として、除雪借上げ機械の稼働時間に関係なく、支払う保険料など最低保証の契約を行っております。県内の半分かうちの市町では、平成20年度実施を予定しており、中能登町も除雪機械の運転時間に比例して支払う変動費と固定費、管理費の30日分を含めて、除雪業務委託契約をしております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 私も町の契約書は



知らないんですけども、県の資料は、町長が今言われたとおり私が持っております。そこで、簡単に言うと、大抵、業者さんは、ショベルね。1台いくらではなく立米によって、リースの額が違うそうでございます。

そこで、普通の機械を1台借りると、暖冬の場合、雪が降れば仕事があるんですけども、雪のなかった場合、去年みたいに。雪のないということはいいんですけども、業者さんにすれば3カ月間、その機械を借りることだそうでございます。そうすると、全く機械を使わなかった場合は、ある程度リース会社はまけてくれるそうでございますけれども、去年までは、全部業者任せ、今、町長は、県に準じて町もそれぞれの対応をしたいということを言われましたが、機械1台につき、いくらほど保証するんですか。聞かせて下さい。その方が分かりやすいと思います。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、県並みと言われましたけれども、県は75日みておりまして、中能登町は30日分をみさせていただいているということでございます。

機種によって違いますので、詳細につきましては、土木建設課長から説明をさせます。

○議長（田中治夫議員） 澤土木建設課長

[澤賢造土木建設課長登壇]

○澤賢造土木建設課長 今年度採用させていただいたのは、固定費の管理費分の30日分ということで、平均しますと、機種によってバラバラですので、5～6万円ぐらいになるかなというふうに思います。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 1台にすると5～6万円。私ら聞いているのは1台、リース会社によると、30～35万円で1台借りると。それを3カ月間ということで。県の数字は知っています。県並みと言われたが、そんなに出されるのかなという思いもあったんですけども、今聞くと、5ないし6万円ということ

でございますが、この仕事、町長も一番分かるんですね。これ仕事したら赤字なんですね。今までは、仕事が町にじゃんじゃんあったときには、仕事をさせてもらえるということで業者さんが協力をしてくれたんですね。これからは仕事がないので業者さんがこんなに安いと、しまい「除雪もうせんわ」と言われる状態にならないように、その辺また業者さんとよく話し合いをして、町民の皆さんが雪のあったときに、スムーズに生活できるようにしていただきたいと思います。この件は、それで終わります。

2点目の行財政改革についてお尋ねいたします。このことは、新財政指標について、宮下議員の方から、先ほど町の2007、2008年の決算見込みという数字的なものを執行部に報告を求めて、私も聞きました。その中に、地方財政健全化法ということで、町長もよく理解されているように私も聞きましたし、総務課長も、数字的なことは言われましたので、私はこのことについて、いろいろとこれから執行部とやり取りしようと思うんですけども、よく理解されている執行部でございますので、私の質問に対して前向きな答弁をいただけるものと思って、この点について質問をいたします。

今年4月に施行された地方財政健全化法による地方自治体に対する健全性の評価が厳しくなりつつあり、具体的には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が基準に対して満たす度合によって国の指導にとどまったり、最悪のケースは、国の管理化で再建に取組まなければならないなど、数値の明確化で各自治体は、基準達成に向けて、より一層邁進することになると思われます。いわば、行財政改革は、他の自治体にとって緊縮財政が求められているのであり、各自治体の職員は知恵を絞って、行財政のスリム化、コストダウンを図ろうと懸命になっております。当町の将来は、どう

なるかという視点を常に考えて行動する必要があると思います。

そこで1つ目には、町の行財政改革の取組みについて、役場職員の組織機構の見直しについて質問をいたします。

現在の参事制度及び担当課長は、旧町の課長が多数のため、バランスをとったために作った制度であると聞いております。今後、どのような方向性で進めるのか、私には、指揮命令系統が機能不十分で、施策が職員に対して、町長の考えが浸透していないように思います。そこで、見直しをすべきと思うが、町長の考えを聞かせて下さい。

その前に一つ、先ほど、午前中の藤本議員の質問のときに、町長は、今議会の定例会の提案理由の説明の中で、6つの基本視点を掲げて行政運営を行ってきましてということで、6つのこと言われましたね。その中の行革では、合併後は一般行政職の採用は行わずと。我々に、9日に言われたんですね。私は、これは違うと思いますよ。職員は、平成18年に保育所13人採用しているんですね。19年に4人、保健師は1人を採用していながら、町長はなぜこのような説明をしたのかということで、私は疑問に思っていたんですね。ところが、今日の午前中の藤本議員の中で、あなたが出馬をする前の話の中で、6つのことを基本方針としてやってきたと。そして、事務職員を採用しなかったというんですね。全く整合性がないんですね。今定例会に、町長が提案理由を説明した重要な方針なんですね。一番最後にこう書いてあるんですね。「本日提出しました議案各件につきましては、その大要をご説明申し上げました。議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます」これが基本なんですね。先ほども、杉本議員が麻生総理のことで、とやかく言われましたけれども、町長もこれを言ってから1週間ほどしか経ってないんですよ。先ほど、池島教

育長は、小さなことを一々言わないようにして、大局で物事を判断するべきと言われましたけれども、私もこのことを言って良いのか悪いのかなと。人それぞれの取り方ですから、本当に小さいことなのか。私は、大きいことだと思いますよ。提案理由の説明をしているんですから。その点も踏まえて答弁して下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 まずはじめに、提案理由で一般行政で採用を行わずと説明をし、また、今回の藤本議員の質問で一般事務職の採用を控えてと答弁をいたしました。それについて整合性がないということでございます。

これは私の一般行政イコール一般事務職との思いで表現したもので、大変適正を欠いた答弁だと思っております。再三、議会の皆様方にも、保育所の職員に関しては、お願いしましたけれども、一般職員は、できるだけ控えておつたと、そういうことが頭にありまして、表現が変わりまして申し訳ないと思っております。

それと、職員の組織機構の見直しについてお答えいたします。

毎年、4月1日の人事異動に併せて、職員の組織機構の見直しを行っております。

本年も、これから役場組織機構について点検をし、検討していくこととしております。

現在は、各庁舎に参事職を配置し、鳥屋庁舎、鹿島庁舎及び鹿西庁舎の、それぞれの庁舎の総括と管理を兼ねて配置しております。

ご存知のとおり、役場庁舎は、分庁方式で運営しており、庁舎が統合されるまでは、現体制を維持していく必要があると考えております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 2つ目は、入札の執行状況について、町が行う入札に、町長が入札執行者になっています。石川県9町のうち、当町を除く8町では、副町長や課長が入

札執行者です。なぜ町長自らが入札執行者になっているのか、また、全国的に談合防止の対策のため、各自治体はいろいろな入札制度を取入れているが、町はどのような制度を取入れているのか。加えて地元企業の保護対策を講じた入札をしているのかを聞かせて下さい。

3つ目には、政治倫理について、議会では、既に条例を制定実施している。町では、特別職を含む職員は倫理規程と要綱ができているのは、十分私も承知しているところでありますが、選挙で選ばれた政治家と呼ばれる人間は、疑惑を招かないように自らの襟を正し、常に良識に従い、誠実かつ公正にその職務を行うべきと私は思います。

町長自らが、いまだ倫理条例を上程しない訳を聞かせて下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 入札の執行者についてありますが、県内市町の入札執行者状況を調べましたところ、副町長や総務課長、あるいは財政課長が執行者を務めるところが多く、議会議決に付すべきもののみ町長が執行する町もありました。

私自身は、中能登町になりましてから、入札の執行、また常任委員会の出席、これは町長の責務だと、そういう気持ちで出ておまして、今、調べるまで分かりませんでした。これらに勘案いたしまして、今後、入札執行者は、副町長や総務課長等にすることも検討してまいりたいと思っております。

それと、政治倫理についてであります。他の2つにつきましては、副町長から答弁をさせますので、政治倫理についてお答えいたします。

中能登町職員倫理規程に関してのご質問にお答えいたします。

中能登町職員倫理規程は、本年8月25日に職員の倫理保持をより一層図るため施行いたしました。

なぜ、条例ではなく規程で定めたかとの質問ですが、ご存知のとおり職員は上位の法令として地方公務員法において、分限及び懲戒の規程や服務規程が定められており、それを受け、より一層の公務員倫理の徹底を図るため、規程として整備をしたものであります。

また、特別職については、町が行う公共事業で下請けを含む工事等の請負契約や、委託契約、物品納入契約、その他の契約については地方自治法第142条の長の兼業禁止、及び地方自治法第166条第2項による副町長の兼業禁止の規定により制限されております。

今後とも、地方自治法の規定の趣旨を尊重し、町民の皆様に疑念が生じないよう努めていきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 小山副町長

[小山茂則副町長登壇]

○小山茂則副町長 作間議員のご質問にお答えいたします。

入札制度についてのご質問につきましては、当町におきましては、指名競争入札、それから事後審査型制限付き一般競争入札、それから総合評価方式による制限付き一般競争入札を主にやっております。

それからもう1点、地元業者の保護対策を講じた入札をしているかというようなご質問でございましたが、今、指名競争入札におきましては、できるだけ地元の業者を中心に発注いたしております。そして、制限付き一般競争入札や総合評価方式の入札についても、本店、支店、営業所等が町内にある条件、それから地理的条件によるそういう条件についても入れておりますし、災害協定や除雪契約等、地元への貢献度についての条件も加味して入札にあっております。そういうことですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 1点目の行財政改革の取組みと役場組織の見直しということで、



分庁方式をとっていると、役場の統合舎庁ができるまでは、このままでというお答えでなかったかなと思います。そうすると、先ほどの宮下議員の質問、地方財政健全化法的时候は、町長はすらすらすらすと答弁されていたので、十分その中身は分かっておいでると思っていました。行政改革には、改革という言葉あるんですよ。組織や機能を改革すること。主に財政の悪化や社会の変化に対応し、組織の簡素・合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化を行うというのが行革とされているんですよ。町長は、私のときも、宮下さんのときも、財政健全化法は、こうこうこうでと言われたんですね。そのことを理解していれば機能の見直しを、この一言での答弁でいいのかなと。私は、前向きな答弁をいただけるものと思って、この質問をしたんですけれども。そこで、町長、私の感じたことを言うんですよ。指揮命令系統が私はスムーズにっていないと見ているんですよ。「船頭おおくして、船山に登る」といって、船長がいくらきちっとしていても、下に働いている頭の人何人も、好きなこと言っていると、座礁したり、山まで行かなくても、丘に上がってしまうぞと。町長の方針通りに航海できないぞという、そういう危険性があるということで、私は力強いリーダーシップを発揮すべきだということを思っているんです。

自民党の総裁選のときに、どういうリーダーが良いかと谷本知事にマスコミが聞いたときのコメントで、誰が良いということは言われなかったんですけれども、説得力があり、わかりやすく説明をする人が素晴らしいリーダーという、谷本知事が言われたことがコメントに出ていたんですよ。私は、それを鮮明に頭にもっておりますので、なるべく人に話をするときには、説明をよくして、理解していただけるように、私も口べたですからなかなか相手に思いが伝わらないことが多いんですけれども、なるべく分かってもらえるように

努めているつもりでございます。

そこで、町長、戦国武将の表す言葉で「鳴かぬなら 殺してしまえ ホトトギス」「鳴かぬなら 鳴かせてみよう ホトトギス」「鳴かぬなら 鳴くまで待とう ホトトギス」という昔の武将で織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の3人がおりますが、町長あなたのご自身を評価して、この武将のどれに近いと思えますか。まずこのことに答えて下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の質問で、家康、信長、秀吉の3つの言葉を挙げられました。私も何回か聞いたことがあります。教育長のお話ではございませんけれども、日本を背負って、日本を征服したそんな方々と私はとても比べることはできません。できるだけ一生懸命に町民の目線に立って、町民のために頑張る、そのような決意だけでございます。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 入札の執行状況についても、先ほど副町長からいろいろ制度があることは聞きました。町長が今やっと、県内で執行者になっているのは自分だけであったと初めてわかったと。町長、私、いつも言うんですよ。町長会なり、そんなところへ行けば先輩町長とかいろんな人に「あなたのところはどうなっている」と聞けば、そのようなことは分かっているはずなんですよ。私は、早いうちから知っていたんですよ。それに町長がやっておいでるので、たまたまこの機会に、次もまた出馬意欲を示されたということで、他の町長がそういうことを。町長、私、見ていると大変忙しいですね。大変忙しい人がその入札をされていると。それを見ていると、入札の出るときはかたまるんですよ。町長のいる時しか入札はしませんから。私の思うのは、町にいろいろと事業の計画をされますね。されるときにその都度その都度、スムーズに仕事を発注すれば、例えば副町長なり担当課長がやれば、早く仕事が進む。町長



のいるときということで、時々、議会と入札が重なることが多いんですね。それは議会のある時は必ず町長はおりますから、その時に入札会をされるんだと思います。だから、そういうことも避ける上においても、その点もよく検討して下さい。町長は、他の市町村はどうなっているか検討してからと私たちに、よくそういうことを言われますので、なぜ、このことは、先輩町長方に聞かなかったのかなと、私は今まで、おかしいな、おかしいなという思いでおったんです。はい、それは分かりました。

そこで、町発注の工事金額について、条例では5,000万円以上の工事は、議会の同意が必要となっていますが、20年度の総工事で5,000万円以上が数件あったが、その1、その2とか、その7とか、ほとんど工事費が分割発注されていて、議会の同意を得なくても町長の専決で発注できる仕組みにできている現状と私は認識しております。そこでお尋ねしますが、入札執行者である町長自らが工事金額を決めて分割発注している現状の入札方法、工事についてもリスク分散のため、分割しても構わないと思われるが、世間では、法令遵守を唱えています。今後、当町では、学校など大きな建設を計画されていると思いますので、JV、すなわち共同企業体を組ませた議会の同意を得る形にと思うが、町長の考えを聞かせて下さい。

それから、政治倫理について再質問しますが、執行権のない議会が条例を制定しているんですよ。それを制定したために、何名かの方が請負契約できなくなったんですよ、町と。そういうことも町長は当然わかっておいでると思うんですよ。そこで、執行権のある特別職は、倫理規程とか要綱だけで、町民が理解を得られるかと、私は心配しているんですね。

県内では、倫理条例は3市2町が制定しておりますと。以前の私の質問に対して、内容も含め今後検討していくとの答弁がありました

た。わが町にも、今議会に特別職を含む職員の政治倫理条例が上程されるものと私は思っていました。残念なことに上程されませんでした。

先ほどの藤本議員の質問で、出馬意欲を示されましたね。町長は、先ほども「私は政治をするときは、町民の目線に立って、公平、公正に政治を行うんだと。行ってきたんだ」ということを言われましたね。私の思いは、そういう出馬されるんだったら、お互いに政治の世界ですから、町民から選ばれたんですね。疑惑や疑念をもたれないような、きちっとした形で堂々と選挙戦に打って出られれば、また、もう一回議会がありますから、それまでに。私は職員に対しては、倫理規程や要綱だけでいいと思うんですよ。特別職、近いところでは、宝達志水町で特別職で嫌なこと新聞に出ていますね。そういうことも防ぐうえにおいて、せめて特別職は政治倫理条例を制定したら良いと私は思います。そのことについて、町長、もう一回聞かせて下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 5,000万円以上の入札の件については副町長が答弁いたします。私の政治倫理につきまして、私はいくら法律を作っても抜け穴をすれば一緒であろうと、そう思っております。この3年9カ月間、今の入札の指名、あるいは執行に関して、人から疑惑や指をさされたことは、私はないと思っております。そういうことがあれば、当然、責任をとらなければならないし、いろんなことで職員にも示しがつかない、私はそう思っております。

初めて、皆さんにご支援をいただいて出馬を表明したときには、これで杉本工務店とは関係ないんだと、そういう気持ちで出馬を表明させていただきました。それ以後、ほとんど朝8時過ぎに出まして、晩は9時か10時ごろまで、関与も報告も聞く、そういう機会もないことも事実ですけれども、そういう気持

ちでやっております。議員から「こうこうこういうところがおかしい」ということであれば、是非また、ご注意をいただければと思っております。政治倫理につきまして、これからまた、検討させていただきます。

○議長（田中治夫議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 お答えいたします。予定価格が5,000万円以上の工事についての契約、これは議会に付すべきというのは、今現在、条例化されております。そういう中におきながら、件数が少ないのではないかというような質問であったかと思えます。

今年度につきましては、工事の内容によって、工事の工種ですね。それから地理的条件、工期の問題、それから国及び県、河川等、いろいろな協議事項が必要な場合も想定されま。そういうことも含めながら一連の工事をやむなく分割発注した経緯もございます。そういう点もありますので、何とぞご理解のほどお願いしたいということと、それからもう1点、共同企業体の質問もされました。今後、いろいろ大きなものとして建設事業があった場合、地元の業者等の育成等も考えて、共同企業体のそういう発注工事も想定に入れて対応していきたいと、このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 町長、私は戦国武将の表す言葉でね「鳴かぬなら 殺してしまえ ホトトギス」例えば、これは職員にあてれば、「自分の言うことを聞かんようなら首や」という、私の解釈ですよ。「鳴かぬなら鳴かせてみせよう」自分の言うことがわからんのなら、わかるように指導する、指導者ですね。それから「鳴かぬなら 鳴くまで待とう」というのは、どれだけ言ってもわからない者だけど、仕方ないわい、公務員だから公務員法で守ってやらないと仕方ないわという思いでいるんですね。だから、町長は、こんな偉い人、ここの例えでしたら、先ほど藤本

議員のときも、自己評価は人がするものだと。自己評価は人がするものでなくて自分がするものなのですよ、本当は。自己評価というのは人がするもの。で、私は言いませんと言われてましたけれども、あの時、私は町長が出馬する意欲があるということを知っていますから、私は100点ではないけれども、80点ぐらい点数ありますよぐらい思い切って言うのかなと思ったんですよ。その時、私、がっかりしたんですよ。自己評価は人にしてもらうんだと。評価は人にしてもらうんですよ。自己評価は、自分でするんですよ。だから、その時に、点数を言われなかったので、せめてこういう3人の「ホトトギスの鳴く、鳴かず、殺す」ということで、町長は性格的にどれにあてはまるのかなということ、自己分析を聞きたいんです。是非、言って下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 自己評価は自分でするのは事実でございます。それに自分でこれで良いのかという、何点ぐらいかと自分ではしておりますけれども、皆さんに、私はこうですと発表するほどの、ということでありまして、全然していないということはありません。

今、職員に関しては、私自身が率先垂範して、そしてみんなで力を合わせ、ここが忙しければここから手伝いに行つてという具合で、これは私の仕事だから関係なくという、そんな雰囲気ではなしに、全部役場の職員が一つの輪となって、町民のために、そして町民の目線に立って、そんな職場になればいいなと思っておりますし、そういうことで私自身も行動したいと、そう思っております。

言ってみれば、家康型であろうかなと、そう思っています。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） その点は、私も町長は、多分、家康だと言うだろう思っているんですよ。町長は、大変人柄も良いし、人づきあいも良いし、大変できた人ですから、人

柄の杉本と言われますから、多分、徳川家康でないかなと。でも、この人は改革できないんですね。せめて豊臣秀吉のような「鳴かぬなら 鳴かせてみせよう」という豊臣秀吉型の気概も必要ではないかということで、町長は、そういう人柄だとわかるんですけども、「鳴かぬなら 鳴くまで待とう」ではなしに、「鳴かぬなら 鳴かせてみせよう」という気構えで、これからの町政にも一生懸命やっていただいて、財政改革に取組んでいただきたいという思いにあります。

そこで、私は11月11、12日、議会運営委員会で、群馬県中之条町、町長にも、中之条町から町長と議運の皆さんが来られたということをお知らせしましたね。そこへ、議会運営委員会で来てきたんですよ。小山副町長も同行しました。その中で、私、役場の組織機構図を見て、びっくりしたというか感心したというか、うちは、行政改革選対本部が設置してありますね。町長は、副町長にそこを任せてあるということをお知らせしたんですけども、ここは課として行政推進課が設置されておられますよ。この行政推進課は、先ほど健全法がありましたから、大変だということで課でやっているんですね。そういう取組みをしている町であるということ。

そこでもう一つ感心したのは、保育所が教育委員会所属で「子ども未来課」ということで、子供関係、保育所とか幼稚園とか小学校、中学校、そういう課を設けてあるんですね。うちの町とは全く違うんですけども、こういう方法で改革をしているということがありますので、小山副町長も同行して勉強しましたので、またその辺を中能登町も参考にして、検討していただきたいと思います。

ほかのこともありますので、この点はこれで終わらせていただきます。

次、3点目の国保の人間ドックと特定健診について質問をします。

中能登町は、住みよい町であり、若い層に

は国が憂いている出生率低下の打開のため、少子化対策、子育て支援策を打ち出し、低所得者層のためには、町営住宅の提供と宅地造成事業による定住策を行ってきています。高齢者層には、各種の開放型の福祉サービスなど自立支援策の提供、スポーツ環境の整備などを行い、様々な支援を行っていることは私も十分承知しているところであります。

そんな中で、最も大切な自己健康管理維持のための特定住民健診や人間ドックの受診は病気疾患の早期発見に繋がり、結果的に医療費の軽減になるものと考えられます。

また、特に人間ドックの受診者の受診傾向は、健康管理に対し、意識の強い方と考えられます。しかし、昨年までは40歳から70歳までだったのが、今年から40歳から65歳未満までという対象年齢の引下げ、また自己負担の倍増ということになってしまいました。

例えば、能登病院の場合、これまで1泊2日の人間ドックで1万1,050円だったのが、今年からは2万1,750円になり、また受診率が18年から19年度、136%あったんです。19年から20年度は47%に下がったという結果が11月現在出ています。町の助成額も、1泊2日だけで19年は総額102万6,950円が、現在20年は43万円にまで下がりました。対象年齢の変更による健診が受けられない人が出たこと。この不況のあり、自己負担倍増のため、特定健診受診率も対象年齢は40歳から70歳までというのが、18年は48.2%受診されたんですね。それが19年は47.3%、20年は38.2%という数字の低下を示しています。

このままでは、健康で住みよいまちづくりには、ほど遠いものになってしまうと私は考えています。若者層にはやさしく、高齢者にもやさしい、町長もよく言う「住んで良かった、住みたいと思う中能登町づくり」そのために名実ともに福祉の町を目指してはどうでしょうか。その中身として、高齢者向けの町独自の医療補助制度はいかがでしょうか。具



体的には、特定健診やドック健診で重複している項目は削減し、ドック健診のメニュー選択性を町から医療機関に提案をしてみたいかがでしょうか。そうすることで医療費助成や自己負担などのコスト、長時間になるドックの短縮にもなり、町にも町民にも相乗効果があるのではないのでしょうか。町長の英断で制度を再考する気持ちはありませんか。町長の見解を求めます。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 人間ドックを受けられる方の対象年齢については、従来は40歳から69歳となっておりましたが、今年度から40歳から64歳とさせていただきます。

この年齢変更につきましては、今年度から開始された特定健診の結果を見て、保健指導の積極的支援の対象となる年齢40歳から64歳の年齢に合わせたものであり、65歳以上の方は、町の特定健診やガン検診を積極的に受診していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

しかしながら、人間ドックを利用される方の中には、町が行っているバリウムを飲んで行う、胃透視のガン検診では、バリウムを体が受け付けられない方や、正常な状態であっても古い潰瘍の跡が透視検査では正常と判断されないこともあり、胃カメラ検査を目的に人間ドックを選択される方もいらっしゃいます。

そこで、町は胃がん検診として、バリウムを飲んで行う透視検査だけでなく、医療機関で胃カメラ検査を、できるだけ安価で受けることができる体制を整備しつつあります。

また、作間議員の質問にも、もう少し精査をしながら考えてまいりたいと思います。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 私も担当の方から、17年から今までのデータを全部もらっていますが、数字というのは全部わかっているんですね。そこで、1泊するドックで、町で助成したら2万1,750円になるんですね。去年か

ら見たら倍なんですけれども、個人で行くと、そのドックが6万5,100円なんですよ。個人で行った場合ですよ。そういうことがありますので、特に町長、高齢者にもやさしいというまちづくりにするように、内部で検討していただきたいと思います。

そこで、最後の4点目について、農業施策について。

今、国内の食料事情は、中国野菜の残留農薬問題や、国内業者による偽装問題など、消費者の信頼は大きく揺らぎ、安全・安心がこれまで以上に求められております。

時事通信社から9月11日発行の「地方行政みちしるべ」で「中能登ブランドを活かした新たな挑戦」という記事の中で、「ふるさとは中能登の風土を活かし、カラー野菜の栽培と産地を目指す」という、杉本町長の記事が掲載されていました。

そこでまず、しっかり軸足を据えた中能登町地産地消の直売所についての考えをお聞かせ願ひたいということと、10月28日、29日、能登わかば農協長、部長、町長、課長、そして議会から産業建設常任委員長と私とで福井県のJAの丹生と、和歌山県のJA紀の里の直売所を視察してきました。丹生では「かたき」、若い人は、なかなかわからないかもしれないが、すなわち、一食のことを言うんですね。地元の方々は一日一日の新鮮な食材や野菜を求めて買いに来られるそうです。JA紀の里では、全国のJAの直売所の中で、年商トップの25億円の売上げがあるそうです。しかも和歌山県は温暖な気候で、花卉の栽培が盛んな地域でもあり、大阪、神戸、和歌山県内から新鮮な野菜だけでなく、花も求めて多数の購買者がおられたことに、私は目を奪われました。しかも、生産者の方々が生産だけにとどまらず、自ら作ったものを販売スタッフの一員という気持ちで出荷されているということの説明を受け、私は大変印象に残りました。だから、自分の作ったものは自信を持っ



て買ってもらえるように、きちっと出すというように。ただ作ったものを農協にもってきて、これを売ってくれでは駄目なんです。自分が売る気持ちで出荷されるということで、大変感心をし、なるほどなという、私も少し野菜を作ることがありますので、なるほどなと感じたところでもあります。その場に町長もおられました。私は、そういうことを感じたんですが、町長は、どのように感じられたのでしょうか。そこで、農水産物直売所の進捗についてお尋ねいたします。

昨年3月定例会で、私が直売所の設置について質問をいたしましたところ、町長からは、積極的に進めていきたいとの答弁をいただいております。また、何人かの議員さんも、このことについて質問されております。その後、関係機関と協議をされたのか、今、どのように考えておられるのか聞かせて下さい。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 農水産の直売所の進捗についてというお話かと思えます。

まず、農産物の直売所の設置にかかる要望書・企画書が、能登わかば農協長から私に出されたのは、平成20年3月28日であります。

そういう中で、生産者の顔の見える販売形態は、安心・安全なところから、地域振興の手段として全国的に広がっております。

また、10月下旬に先進地視察ということで、今、言われました農協長、作間議員、6名の方で行ってまいりました。私の感想は、「見ると聞くとは大違い」という言葉もありますが、売上げ日本一の直売所の活気を目の当たりに見まして、驚き、また感動し、改めて行政と農協が一体となって、直売所を是非取り組みたいと思って意を強くして帰ってまいりました。

そこで、中能登町で設置するとしたら、一番理想的な形態はどのようなものかと、ずっと自問自答してまいりました。

そして今、描いている構想は、アルプラザ

鹿島の向かい側あたりに、昨年建設した町道に隣接する形で、中能登町の産業物産館的な要素をもった「複合施設」ができないかなと、そう思っています。

そこは、場所的にみて、「道の駅」としても、ふさわしいと思えたところから、私の描いている構想が「道の駅」として整備してもらえるかどうか、11月19日に町の担当者を国土交通省金沢河川国道事務所へ協議に行かせました。

また、平行して、直売所の設置については、11月15日、県の農林水産部の幹部の方々にお伝えいたしましたところ、数日後、中能登農林総合事務所長が私のところへ来られて、直売所の計画概要について確認をされました。

私は、町内では現在も春木地区や羽坂地区、能登部地区で、それぞれの地域の農産物や季節の産品を、販売されている実績もあること。

また、ほ場整備事業にも引き続き取り組み、水田の汎用化も進み、園芸作物の栽培の条件も広がることから、中能登町の農業振興の拠点として、是非とも設置したいという意向を伝えました。

直売所については、農林水産省の補助事業もありますので、この事業に乗られるように、慎重かつ速やかに計画書を策定し、できれば22年度の採択を目指していきたいと思っております。

原案が見えてきた段階で、議会の皆さんとも相談したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 私は、持ち時間60分ということで、自分の質問したいことを頭に入れながらやっているんですが、まだ6分残っていますので、ちょっと抜けた件、倫理についてです。

私と町長の思いがちょっと違うんですね。議会は、倫理条例を作って請負工事ができなくなった方が何人かおいでます。それは、2

親等以内ということです。

そこで、町長も「自分は、会社と関係ないから、杉本とは関係ない」と、そう言われておりますけれども、皆さんは弟さんの会社だと。そこで町長もそういうことを言っているのなら、関係ないのなら、正式に条例を作って、きちっと疑惑や疑念をもたれないように、何親等というのは町長や執行部が決められることでございますので、私はとやかく言いませんけれども、今度、町長選に出られるのなら、なおさら政治倫理条例を上程して、きれいな形で出馬された方が町長にも明るいものが見えるし、女神が微笑むのではないかという私の思いで、町長に再度出馬するのだったら、杉本栄蔵は会社と関係ないんだという、クリーンな政治家だということで、された方がいいと思って、私は、まだもう一回議会があるから、それまでに内部で検討してくれと言ったつもりなんです。その点ちょっと私と町長の思いが違ったと思いますので、私の言ったこと、町長、ご理解できましたか。

○議長（田中治夫議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 議員と執行部は立ち場は違うことはもちろんでございますし、そういう中で、作間さんの言われましたことは、もう少し勉強させていただきたい、そう思っております。

○議長（田中治夫議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 以上で、私の質問をここで終わらせていただきます。

#### ◎散 会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

17日、18日を休会とし、19日午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時48分散会



## 平成20年12月19日（金曜日）

### ○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
11番	上見 健一	議員	20番	杉本 平治	議員

### ○欠席議員（1名）

10番	武田 純一	議員
-----	-------	----

### ○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	土木建設課長	澤 賢造
副町長	小山 茂則	農林課長	表 辰祐
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	服部 顕了	福祉課長	坂井 信男
参事兼監理課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	岡野 昇	会計課長	小山 三雄
企画課長	永源 勝	教育文化課長	堀内 浩一
情報推進課長	広瀬 康雄	生涯学習課長	吉田 外喜夫
税務課長	大村 義一		



○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則 書記 山 本 正 広  
" 澤 井 雅 美

○議事日程（第4号）

平成20年12月19日 午後3時開議

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

日程第2 総務常任委員会委員長報告

日程第3 教育民生常任委員会委員長報告

日程第4 産業建設常任委員会委員長報告

日程第5 討論・採決

認定第1号 平成19年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成19年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成19年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成19年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 中能登町民憲章の制定について

議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算

議案第67号 平成20年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第68号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第69号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第70号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第71号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第72号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第73号 平成20年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第74号 中能登町土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議案第75号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について

議案第76号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更について

継続審査 請願第4号 「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書

日程第6 閉会中の継続調査

(追加日程)

日程第1 議案第77号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（田中治夫議員） お疲れさまです。  
ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（田中治夫議員） 日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

これより、9月定例会で付託をし、継続審査となっております、付託議案 認定第1号から認定第8号までの、認定8件を議題といたします。

認定8件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 小坂博康議員  
[決算審査特別委員会委員長（小坂博康議員）登壇]

○決算審査特別委員会委員長（小坂博康議員）  
決算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

9月定例会におきまして、当委員会が付託を受けました平成19年度各会計決算認定8件につきましては、11月13日、18日及び26日の3日間にかけて、委員会を開催し、最終日の26日には現地視察も行い、慎重に審査いたしました。

委員会では、執行部から各会計決算の内容について、詳細な説明を求め、逐次質疑を行い、予算執行のあり方や、事業の効果、適正な決算措置が取られているかを重点に、慎重に審議を行いました。

決算認定による審査の意義は、行政効果の客観的な判断と、今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は今後の予算編

成や行政執行に反映されることが大変重要と考えます。

現在、中能登町では、合併当初から行っている積極的な子育て支援や教育、福祉、医療の充実は、近隣の市町では見られない、町が誇るべき行政サービスであります。

今後もこうした住民中心・定住の施策として、行政サービスの充実に努めながら、サービスの見直しの検討や、より効果的な施設の運用と統廃合を進めるなど、改革も必要な時期にきていると思います。

世界的にも厳しい経済・社会情勢も視野に入れ、国の厳しい財政事情も鑑み、収支のバランスのとれた健全な財政計画をもとに、「ふるさと中能登町に住んで良かった」と思われるまちづくりに邁進願いたいと思います。

最後に、審査の過程で各委員からの発言のありました指摘、意見、要望事項については、その真意を真摯に受け止め、厳しい財政状況の中ではありますが、それぞれ改善、検討、努力、整理をされ、本決算委員会の結果を踏まえ、新年度の予算編成にあたられますよう強く望むものであります。

それでは、審査の結果につきまして、簡潔にご報告いたします。

認定第1号 平成19年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第8号 平成19年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定までの、付託認定8件につきましては、全会一致で可決認定いたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、決算審査特別委員会からの報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第2から日程第4 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました、議案第65号から第76号まで議案12件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 岩井礼二議員

[総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇]

○総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）

総務常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会に付託されました案件は、議案6件であり、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算で、売払いされる法定外公共物の積算単価、及び地域同意に対する質疑では、宅地に隣接する箇所については、宅地の評価額に、また、農地に介在するものについては、近年の土地改良で換地清算している価格とし、用途廃止の良否を確認するとともに、隣接する所有者、区長及び生産組合長の同意を得て譲渡されとの回答でありました。

また、消防施設整備補助金で、助成対象となる消防小屋の規模及び負担割合に対しては、建築面積は2.5坪を限度とし、建設費の8割を補助しているとのことでありました。

次に、議案第72号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算のうち、ケーブルテレビの加入状況に対する質疑では、加入促進の第2弾キャンペーンとして、本年4月から半額のキャンペーンを行っており、11

月末では31.8%の加入、また、4月からの増加件数は99件であるとの回答でありました。

主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案6件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

また、9月定例会から継続審査となっております、請願第4号 「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願につきましては、賛成少数で不採択といたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 西村秀博議員

[教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）登壇]

○教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）

教育民生常任委員会の報告をいたします。

12月11日に委員会を開催し、本定例会から付託を受けました議案4件について、執行部から説明を求め、審査をいたしました。

当委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算における、社会福祉事業の「冬季あったか福祉助成事業」において、健全納税者に配慮した「悪質な納税者には支給しない」との説明に対し、悪質な納税者とは、どういう方を指すのかとの問いが出され、そのことに対しては、関係課である税務課と協議をし、長期にわたる滞納者のうち、分納誓約を履行している方は除外とし、滞納金額、期間等を勘案し決めていたとの回答を受けております。

なお、質疑終了後、討論・採決を行い、当委員会に付託されました議案4件について、いずれも全会一致で可決いたしました。



なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

[産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇]

○産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）

産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会から付託されました案件は、議案4件であり、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第66号 平成20年度中能登町一般会計補正予算の企業誘致費補助金では、増設投資額4,000万円以上で新たに常用雇用する、町内に在住する従業員3人以上が交付要件となっています。

この要件に合致する企業からは、新規の地元雇用15人分の申請があり、それに基づいて予算計上をされていますが、その後の景気動向により雇用人員の増減が生じた場合に対して質疑が出され、平成20年3月から9月までの雇用状況に基づいた申請に対して交付決定することとなっており、10月以降に増減があっても変更はされないとの回答でありました。

次に、議案第70号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計補正予算の汚泥処理業務では、鹿西東部浄化センターの汚泥処理施設に、特定環境保全公共下水道処理区を含めた汚泥処理を行うなど、経費節減を図れないかとの質疑に対しては、農業集落排水処理区を特定環境保全公共下水道処理区の中に編入するという形での統廃合については、国も柔軟になってきているが、その逆については、廃棄物処理法における産業廃棄物の適正処理との関係

もあり、現状においてはできないとの回答でありました。

続いて、議案第71号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算では、西馬場地区35区画の分譲について、現在、12区画が契約済となっているが、それ以降は契約に至っていない状況であり、完売に向け一層の努力をするよう求めました。

主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論・採決の結果、当委員会に付託されました議案4件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

最後に、議案等の説明にあたっては、先入観でなく、資料の準備、説明等を一考されるよう強く求めました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での審査報告を終わります。

○議長（田中治夫議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようであります。これで、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（田中治夫議員） 日程第5 討論・採決

これより、認定第1号から認定第8号まで、認定8件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようでしたら、次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、  
以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

認定第1号から認定第8号まで、認定8件  
について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で  
原案のとおり認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定する  
ことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員でありま  
す。

よって、認定第1号から認定第8号まで、  
認定8件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号から第76号までの議案12  
件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、  
次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論の方は、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、  
以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第65号について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で  
原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決  
されました。

次に、議案第66号について、採決をいたし  
ます。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致  
で、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定する  
ことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決  
されました。

次に、議案第67号から議案第73号までの議  
案7件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致  
で、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定する  
ことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第67号から議案第73号までの  
議案7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号から議案第76号までの議  
案3件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、  
原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第74号から議案第76号までの  
議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、継続審査となっております、請願第4  
号「消費税増税に反対する意見書」の採択を  
求める請願書について、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

反対討論は、ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ないようですので、次に、賛成討論の発言を許します。

20番 杉本平治議員

[20番（杉本平治議員）登壇]

○20番（杉本平治議員） それでは、提出いたしました、消費税増税に反対する意見書の採択を求める請願について意見を述べたいと思います。

平成20年8月20日、町議会議員杉本平治の名前で提出し、9月議会で継続になりました。

12月議会で再度、総務常任委員会で審議を行った結果、委員会で不採択となったわけがあります。

私は、この請願は、今度の世界を覆っている未曾有の経済危機に対して、国民の生活を守る上からも、時期に適した請願だと考えております。

今日までの構造改革は、社会保障を切り捨て、生活保護や医療を受けられない社会保障の難民を生み出しております。

更に、今、非正規雇用者の増大などで、国民の中に貧困等の格差を広げております。そして、今回のアメリカ発の金融危機で、大企業は、その雇用をしている非正規雇用者を一番先に首にしている。これが現実であります。全体的に3万人にものぼると言われております。

昭和64年、政府は福祉のためとして、消費税を導入いたしました。それから19年間に国民が払った消費税は、188兆円であります。同じ期間に法人税など相次ぐ減税などで、159兆円が減税に回されました。このように、消費税は福祉のためではなく、大企業減税の穴埋めに使われたのであります。私は、消費税は、低所得者層ほど所得に占める負担が重い逆進性をもつ税だと考えております。社会保障財源に最もふさわしくない税金であります。

平成9年に消費税率が3%から5%に引き

上げられました。この時の負担増は消費税だけで年間5兆円と言われております。

今回、麻生首相は、3年後に10%に増税をしたいと常日頃言っております。もし、税率が10%実施になったならば、更に大きな影響を家計に与えることになります。物価が上がって、買い物が大変になるだけではないかと考えます。その結果、消費が冷え込めば企業の売上げも減ります。そして、企業の活動は益々縮小する。労働者の給与が減り、失業が増えるというように、日本経済全体として悪循環に陥ってしまう恐れがあります。

そのためにも、地方議会から政府に対しまして、消費税増税反対の意見書を採択して、住民の生活を守るのが、私は、中能登町議会の務めだと考えております。以上、意見を述べて、今回の請願書、是非とも採択することを求めまして、討論といたします。

○議長（田中治夫議員） ほかに賛成討論の方は、ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（田中治夫議員） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第4号「消費税増税に反対する意見書」の採択を求める請願書について、採決をいたします。

お諮りいたします。

請願第4号に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願を採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中治夫議員） 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定されました。

◎追加日程

○議長（田中治夫議員） お諮りいたします。

ただいま、杉本町長より、議案第77号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

議案第77号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（田中治夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 日程第1を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案をいたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第77号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、産科医療補償制度に加入している分べん機関において分べんした場合は、出産育児一時金の支給について3万円を上限として加算することができる項目を追加する改正であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（田中治夫議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第77号について、質疑を行います。

質疑の方は、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第77号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第77号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中治夫議員） 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（田中治夫議員） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査 各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申



し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中治夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（田中治夫議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成20年第5回中能登町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 治 夫

署名議員 西 村 秀 博

署名議員 坂 井 幸 雄